

抑も吾國民は即ち天神の支胤にして實にこの國祖宗の子孫である。
又我國天神の支胤は悉く朝廷の臣民にして上下同原の臣民である。子孫は即ち臣民、臣民は即ち子孫で皆其本を同じくする。故に皇祖皇宗の遺訓は上下同じく遵奉すべき家訓である。之を子孫たるものより云へば孝となり臣民たるものより云へば忠となる。

歐米各國に於ても支那に於ても勿論忠孝の道はあるが、我が帝國臣民の如く皇室を中心として之を尊崇し、君民一體義は君臣なれども情は父子の如く忠孝の道を全うする國は無い。吾々は三千年來皇祖皇宗の遺訓たる忠孝の道を以て國民の精神を涵養して居るが故に上下を擧げてこの遺訓を遵守し後世の子孫臣民をして祖先を敬しその模範をこゝに取らしめねばならぬ。これその勅語に「子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所」と宣ひたる所以であつて換言すれば我が國「道德」の歴史的根據を示されたるものである。

第二、之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス

これ、至道は天地公明にして停滯する所なきを諭し給ふのである。

孔子は「言が忠信で行が篤敬であつたならば蠻貊の邦と雖も行はれるのである。言が忠信ならず行が篤敬でなければ州里と雖も行はれない」と云つて居るが實に千古の至言である。忠孝の道は君臣、父子、兄弟、夫婦相愛の間に起るものにして所謂實踐道德である。總べて真理は普遍性を持たねばならない。この忠孝の道は時と處を超越した千古不滅の真理であり世界共通の公道である。

然るに世上或は自我に偏する者あつて、忠道を以て、全然我帝國特有の道德で外國に見ることは出来ないと考へる。勿論歐米各國の多くは民主的の國體なるが故に、國民の主權者に對する念は我國民の夫とは異なる。然し何れの國民に於ても愛國の精神に變りはない國家が危機に臨めば身命を擲つるの概を見得るのは世界史がよく物語つて居る。

忠道は其の發現の様式、其の内面的思想に於て、各國毎に特質があるけれども、其の君國に對する至道たる點に於ては變りはない。世界の公道である。又孝道に於ても彼は個人主義我は家族主義を主とする故、方式は異なるが、その子が父母に對する至情とその父母の子に對する愛情とは自然であつて東西かはらないことは明らかである。若し歐米人にして

孝道も毫も存せずなどと考ふるあらば、それは甚だしい誤解である。發現の様子に相違があるのであつて、孝道が人類の公道である點は何等の疑もない。

又世上歐米人の學說に心酔する者は、忠孝を以て我封建時代の舊道德なりとなし殆んど之を無視する者がある。是亦偏見短慮の甚だしいものであつて、眞理は時代の新舊に依つて其の價値を減するものでない。況や我が國體の神髓となり立國の基礎となる忠孝の道に於てをやである。

教育勅語は我が國民道德を最も直截簡明に御示しになつたものであるが、之が古今中外に施して悖る所謬る所なしとの御言葉は、即我が國民道德が所謂人道と一致するものなることを御諭し遊ばされたのである。即ち我が國民道德は一種の普遍性を有してゐるものであるといふ御趣意と拜察せられる。是に依つて是を見れば、此の御言葉は國民道德即人道といふ斷定を餘蘊なく御示しになつて居るものと推察してよいと思ふ。

第三、「朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ成其德ヲニセンコトヲ庶幾フ」

これ君民一體、君民一徳の御諭してある。「言ふは易く行ふは難し」といふが如く、道理を辨へて居ても實行は困難である。恒久的に普遍的に認められて居る道は一つ理は一つである。その唯一絶對なる道は吾等が眼前に常に嚴然と通じて居る。併しながら人心は千差萬別にして一ではない。或は物慾の爲或は境遇の爲良心が蔽はれ常道に離れ遠ざかる者がある。我が國民道德の歸趣は上述し來つた様に此の勅語の聖旨に従ふことである。天皇には此の道德に於て臣民と共に拳々服膺し同一の徳に歸せんことを御軫念あらせらるゝのである。

孔孟は仁義を説き、釋迦は因果を説き、キリスト、マホメットは博愛を説いて天下の人心を常道に導かんとしたる所以は實に此の邪道の爲に道を知つて然も行ひ得ないものを救はうが爲であつた。

茲に我等は 明治聖天子を仰いで限り無く有り難さに打たれる。「朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ」と仰せらるゝ御態度既に唯恐懼のいたりであるのに、其の御一生の御生活の如何に神々しくも御高德に在りましたがを拜承するに至つては、畏けれども、天皇こそ

眞に知行合一の極致に居られたと信ずるのである。而して 天皇には 億兆の民と祖宗の徳を同一にしたまはんことを仰せ給ふのは更に有り難いことである。

明治天皇五十年間の御治績は世界の各國をして驚歎措く能はざらしめたものである。内政に於て、外交に於て、平時に於て、戦時に於て、將た御公式の生活に於て、又は御内廷向生活に於て、 天皇の御人格は全く理想的に坐ました様に拜察せられる。

明治元年戊辰三月、 天皇が皇祖皇宗の遺業を擴め給ふに當り、天神地祇を祭つて五箇條の御誓文を發せられて以來、著々之を實行に顯はし給ひ、内は泰西の文物制度を採用して法治國の組織を完成せしめ給ひ、外は日清・日露の兩役に於て、朝鮮を扶持し、支那を保全し東洋の平和を維持せさせ給うた御事蹟は、是れ實に國家の元首としての天職を完うせられ給うたのであるが、他の一面より云へば皇祖皇宗に對する孝道を完うせられたものと申し上げて宜しいのである。

而して 天皇が我が臣民と共にこの道を遵奉せられ、孝を祖宗に勵み身親ら天下に率先して恭儉の徳を勵行あらさせ給ひ、夙夜勵精治を圖らせるゝの外は何等の御道樂も無く、

明治天皇の
聖徳

御一代の間一日の避寒避暑も仰出されたことなく、國家の元首としての天職に盡瘁せられたる所以のものは所謂斯の道の權化と申し上げなければならぬ。

我等帝國臣民たる者が上下貴賤の別なく億兆咸な其の心を一にし、感激發奮して 天皇の叡慮に副へ奉り天壤無窮の皇運を扶翼し奉ることを期せざるを得ないのは當然のことである。

(三) 教育勅語の頒布

(甲) 文部大臣の訓示

勅語の御下賜があつた時芳川文部大臣は之が傳達を二つの方法によつた。即ち(一)は官報によつて之を一般に公示すること。(二)は謄本を作つて全國の各學校に交付することであつた。而して文部大臣は御下賜の翌日の官報に勅語を掲げ、更に府縣に訓令を發して、

(文部省令第八號に)

『今般教育ニ關シ

教育勅語頒
布

勅語ヲ下シタマヒタルニ付其謄本ヲ領テ本大臣ノ訓示ヲ發ス管内公私立學校へ各一通ヲ交付シ能ク聖意ノ在ル所ヲシテ貫徹セシムヘシ

文部大臣訓示

諸君ニ我カ

天皇陛下深ク臣民ノ教育ニ軫念シタマヒ茲ニ茲ニ特ク勅語ヲ下シタマフ顯正職ヲ文部ニ奉シ躬重任ヲ荷ヒ日夕省思シテ爾等所ヲ慰ランコトヲ恐ル今勅語ヲ奉承シテ感奮措ク能ハス謹テ

勅語ノ謄本ヲ作り普ク之ヲ全國ノ學校ニ頒ツル凡ソ教育ノ職ニ在ル者須ク常ニ

聖意ヲ奉體シテ研磨薰陶ノ務ヲ怠ラサルヘク殊ニ學校ノ式日及其ノ他便宜日時ヲ定メ生徒ヲ會集シ勅語ヲ奉讀シ且意ヲ加ヘテ誨告シ生徒ヲシテ夙夜ニ佩服スル所アラシムヘシ

明治二十三年十月三十一日

文部大臣 芳川 顯正

(乙) 勅語謄本の下附

(一) 御親署の教育勅語御下賜 我が國の直轄學校中には 明治天皇が長くも御名を御親署になり、其の下に 天皇御璽を鈐し給へる靈寶たる教育勅語を奉藏する幾つかの學校がある。此の御親署の勅語は再び御下賜を仰ぐことの出来ない我國永遠の靈寶である。之を

御親署の教育勅語下賜

奉藏すると云ふことは單に其の學校の光榮たるに止らず我が全教育界の光榮である。之は明治二十三年十二月十三日に内閣を経て文部省に二十四通下附せられたのである。かくて文部省は大學を始め諸直轄學校へ同年十二月二十五日傳達することとした。其の後も文部大臣の奏請により數回御親署の勅語を御下賜になつた。今之の下賜光榮に浴した二三の學校を挙げると、東京高等師範學校・千葉醫科大學の前身たる第一高等中學校醫學部・廣島高等師範學校・東京盲啞學校等である。特に明治三十四年二月十三日には陸軍大臣の奏請を允し、陸軍幼年學校に御親署の教育勅語を御下賜になつた。

謄本下附

(二) 教育勅語謄本の下附 當時全口の學校數は約三萬で文部省は謄本の作製には極力努めたが、各學校へ謄本を交付するに至つたのは二十三年の十二月頃から、翌二十四年の二月頃までに全國に交付されたものである。最も之の謄本は文部省から地方廳を経由して其の管内の各學校に交付されたものであるから、多少時日を異にしてゐるのである。とにかく勅語謄本の交付を受けたといふことは、我が國の學校として極めて重大な事であるから、其學校に於いては其の年・月日を明確に記録して之を後世に傳へるやうにしたもので

ある。

尙當時は郡制が行はれてゐたから、文部省から各府縣に回附された勅語謄本及文部大臣の訓示は、初等の諸學校には更に郡役所・市役所を経て交付された。其の交付の状況は地方によつて様々であつたと思はれるが、當時の記事から見ると。拜受の當日は町村長・學校長が禮装にて郡衙に出頭し、拜受直後に歸校して町村長・助役・職員・生徒列席の上奉讀式を舉行し御影を拜戴してゐる。又學校所在の町村は孰れも國旗を掲揚し、祝意を表し人民一般に斯民を軫念し給ふ渥き 聖意のあるところを感謝し奉らざるものはなかつた。

(勅語謄本ハ學校幼稚園ノ外相當ノ手續ヲ經タル教育學藝團體・感化院・養老院等ヘモ交付サレルノデアル)

(三) 奉讀心得の布達 勅語謄本の交付と同時に各府縣知事及郡市長は文部大臣の訓示に則りてそれぞれ奉讀心得を布達した。

勅語奉讀心得

- 一、勅語奉讀ヲ別テ 勅語奉讀式 勅語謄告ノ二種トス
- 二、勅語奉讀式ハ毎年歲首始業日・紀元節・天長節ノ三回トス

奉讀心得

拜戴式
奉讀式

式日ニハ生徒ヲ講堂ニ會集スヘシ

當日式ノ終始ニハ『君カ代』其他(紀元節・天長節等ノ歌)ノ唱歌ヲ奏シテ奉讀スヘシ

勅語ハ學校長若ク之ヲ奉讀スヘシ

奉讀ノ後職員ハ衍義講談ヲナスモノトス

生徒ノ父兄親戚等ハ拜聽スルコトヲ得

三、勅語謄告ハ毎月第一週一回 第三週一回修身教授日時ト定ム

勅語謄告ニハ生徒ヲ講堂ニ會集スヘシ

校長若クハ教諭中修身教授最モ適任ノモノニ於テ

勅語ノ每一句一節ニ就キ古今ノ事蹟ヲ勞引摘搜シテ譯々謄告スルモノトス

右奉讀心得の布達あつて後、各學校はそれ／＼第一回奉讀式を舉行し、爾後引き続き奉讀されつゝある。

(丙) 學校教育と教育勅語

教育に關する勅語が煥發交付されて以來如何に我が教育界が聖旨の貫徹に努めたか。又如

何程の功績を挙げたか、それは精神的のものであつて量的の計量は不可能であり、従つて莫然として居るが、明治十八・九年から廿一年頃の世想から推して大變な力を顯はしてゐることに驚くものである。即ち煥發直後に於いて形式的には奉讀式・奉讀心得が定められ内容としては學校教育の改善に、思想方面の覺醒に、將又風俗習慣の上に於いて頗る顯著に見られるのである。中にも時の文部大臣芳川顯正が 明治天皇聖德錄に於いて云はれた言葉を引いて見れば「大詔一下するや天下公然として之に就き、大早に雲霓を待ち得たるの概あり。徳教俄に興りて教育の實績は益々あがり。顯正後參内して「陛下御登極以來屢々重要の詔勅を發し給ひ民心の歸向すべき所を示させ給ひしに依り國運益々隆昌に進み臣民の慶福愈々加はり天下聖德を仰ぎ奉らざる者無之候。然れども此の大詔勅の如く民心に至大の影響を與へて天下を安からしめたるは稀にて候」との意味を伏奏せるに龍顏いと麗はしく御嘉納ありき」と。

明治二十三年十一月、文部大臣が普通教育に關して各府縣に發したる通牒の一節に「小學校ノ修身ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ヲ奉體シ、本邦固有ノ道ヲ基礎トシテ萬國普通ノ事

芳川文部大臣奏書

文部大臣の普通教育に關する訓令

小學校教則大綱
修身科に對する注意

文部大臣の教育者に與へし訓示

奉藏と聖旨徹底

理ヲ酌量シ、躬行實踐ヲ務メ常ニ社會全般ノ德育ニ背クコトナキヲ期スベシ」とある。又明治二十四年に定められた小學校教則大綱の中にも「修身ハ教育ニ關スル勅語ノ旨趣ニ基キ、兒童ノ良心ヲ啓培シテ其ノ徳性ヲ涵養シ人道實踐ノ方法ヲ授クルヲ以テ要トシ云々」とある。是に於て小學校の德育方針は嚴然と確立して今日に及んでゐるのである。勿論中等學校の修身科も又教育勅語の要旨に基くべきことを規定されたのである。従つて文部大臣の教育者に授けた次の訓示は充分徹底せしむべきである。

教育ノ職ニ在ル者ハ常ニ聖旨ヲ奉體シ研磨薰陶務ヲ怠ル事ナク、殊ニ學校ノ式日其他便宜ノ日時ヲ定メテ生徒ヲ集合セシメ、此勅語ヲ奉讀シ且ツ意ヲ加ヘテ諄々之ヲ諭告シ、生徒ヲシテ夙夜佩服スル所アラシム可シ

學校は勅語謄本の下附を受け鄭重に奉藏すると共に聖旨徹底を第一義とせねばならぬ。勅語謄本奉藏奉護に就ての現時の莊麗なる設備と並んで聖旨の徹底に關する努力を更に大にする事は頗る必要事である。莊麗なる奉藏設備と並んで、我が國の教育理想が 教育勅語の聖旨にある事の徹底をはかり、確然と時代の難局を切り抜ける基礎的な國民力を教育に

よつて培養せねばなるまい。

三七〇

明治維新以來思想界の動搖と共に、我が國の諸國校の教育理想にも甚だしい疑惑的のものが多くなつた。あれこれと迷ひ、相争ひ、相激して紛雜其極に達し容易に解決の道を見出すことが出来ぬ有様であつた。其時に於て我が國の一切の教育理想を示されたものが教育勅語であつた。教育が如何なる種類の學校如何なる程度の學校に於いて行はれるとしても又家庭・社會其の他何處に於て行はれる間は、其の最高理想とする所は皆勅語に存するのである。

勅語御下賜の當初文部省では、之を全國に公表すると共に、諸學校に於て其の拜戴奉讀の式が行はれて、大に國民の奉體服膺の誠意が現れ、又奉讀式によつて勅語に對する感銘を深くし、其れが將來の教育に發現するに至ることを切望したのである。文部省では明治二十三年十一月五日の官報に二日前の天長節に帝國大學東京工業學校に於て行はれた勅語奉讀式の實況を登載してゐる。之は其の範例を天下の教育界に示して呉れたものと思はれる。次て翌六日には普通學務局長から地方長官に電信を發し、勅語に關する地方民の態度

聖旨底徹に
文部省の努
力

及び各學校に於て奉讀式の舉行があつたならば、之を詳細に報告するやうにと照會してゐる。此等が影響した爲であらうか、各府縣、諸學校に於ては、相次いで拜戴奉讀の式が行はれ、早くも勅語奉讀に關する規程を定めた縣もあつて、毎月三十日、毎年十月三十日を以て御下賜記念の奉讀を舉行することとしたものもあり、又一般に新年・紀元節・天長節の三大節には必ず勅語を奉讀することとなり、或は又其の他の祝祭日の儀式・入學式・始業式・卒業式等の種々の式場に於ても奉讀することゝしたものもあり、終には勅語が奉讀せられなければ學校の儀式でないやうな感じをもつ者も生ずるに至り、勅語奉讀と學校の儀式とは、深い歴史的關係を有するものとなつた。

今日やゝともすると儀式などは單なる形式的なもので、實質的な價値は更にないと云ひ唯規程であるからとか、習慣であるから餘儀なく守るだけのことと、自分としては何の興味も意義も見出せないなどと云ふ者がある。それが高等な教育を受けた者や、高い地位にある人の口からより多く出るのを聞くと一種の不安を感ずる。全く儀式と云ふものはよく意を用ひないと唯形式に趨り無意義に流れ易いものである。然し世に人類の文化が發展し

勅語奉讀の
普及

三七一

始めて以來、如何なる時代、如何なる國土に於ても、何等かの儀式が創定されてゐないことではない。教育の効を擧げる上に、民族の統一を圖る上に、儀式は重大なる役目を持つてゐる。或る意味から儀式は其の時代の文化を象徴してゐる所の精華であるとも見られる。どれほど文化が進んでも、人が社會生活をなし、其の社會が統一を必要とする以上は、何等かの儀式を必要としないことはないと思はれる。故に教育者の立場としては、儀式を時代に伴ふやうに改遷すると共に、よく之が存する意を取つて有効に活用し成績を擧げる様に努めなければならぬ。勿論儀式は日常の學習・教育と相互して始めて完全な力を顯はすものである。

擧式の精神

勅語奉讀の儀式は一面莊重嚴肅に聖旨を發揚し、他面謹嚴敬虔なる式場の有様は誠に神々しく、森嚴なる國體的特色を表はして、國家的觀念を涵養するの價値がある。勅語煥發以來幾回となく擧げ奉讀誨告の式はそれ／＼に實績を残して來てゐるのである。

勅語御下賜の記念奉讀式を擧行したことは、其當初から思ひ付かれたこととて、實際記録としても残つてゐる。が御下賜記念の行事として其當時如何なる事業を企圖したかは甚だ

記念奉讀式

不明瞭である。思ひ此所に至らなかつたのかも知れない。然し數年後よりは各地に記念的の催があつたと思はれる。それは、御下賜から六年目、明治二十九年の十月三十日には沖繩縣下の各小學校では近くの十數校づゝ寄つて、記念大運動會を催したといふ記録で知られる。其後は諸學校に於て記念奉讀式の盛況だつたことを新聞紙などに報道してある。その詳細は後章に記すこととする。が各團體、學校等に於ては記念講演、勅語表解の作制及び之が頒布・記念樹の栽培・神社參拜・社會奉仕作業等種々の事業が行はれる様になつて來たのである。

(丁) 歐化打破の傾向と國粹的自覺

時勢の進運につれて、道德思想の變遷は必然であるが、我が國の根本的國性としては萬古不變でなければならぬ。ところが徳川時代から明治維新への一大變轉は、あらゆる方面の大改新であつて、社會制度の上に、學問藝術の上に、又思想道德の方面にすべてが歐化の流れに包まれて、我が建國以來の精神までも消し去られんとした危期であつた。即ち徳川時代精神主義的傾向なりしは一變して物質主義的傾向に移り、國民道德實踐上種々新

歐化打破と國粹的自覺

不調和たる
歐化

らしい問題が生じたのである。當時精神、物質の兩文明共西洋のものは開化と云つて之を尊び、東洋在來のものはすべて舊弊といつて之を卑み棄てようとする新風潮が起つたことは前述の通りである。しかも外國を模倣するに標準なして頗る不調和な者が存することを免れなかつた。當時の或る書に、「奇なり妙なり、世間の洋服、頭に普魯士の帽子を冠り足に佛蘭西の靴をはき、筒袖は英吉利海軍の装、股引は亞米利加陸軍の禮服、婦人の襦袢は膚に纏うて窄く、大僕の合羽は脛を過ぎて長し、恰も日本人の臺に西洋諸國はぎ分けの鍍金せるが如し」と云ひ、風俗を嘲りて、「五洲混淆の妖化風俗」といつて居るものもある。土木工事なども風土地勢の異なる外國の方法を其の儘模倣したので、幾程もなく破損危険を生ずるものもあつたらしい。

歐化に對する反省

歐化の風潮は、明治二十年頃其の極に達したのである。黄金時代が來るとやがて凋落の世が現はれるのは歴史のよく示す所である如く、歐化萬能の頂上に達した二十年頃からは心ある者の反省熱が高くなつて來た。

然しまだ歐化傾向を打破して一國の輿論を定めるには餘りに無力であつた。随つて世は

依然として紛々擾々として、思想は絶えず動搖してゐたのであつた。

此の時に際して、我が國民道德の大本を提示し、以て其の思想を統一せられたものが、教育に關する勅語であつた。當時に於て此の勅語の發布は、實に雲霧を披いて天日を仰ぐ様に、我が大日本の精神界に永久不滅の最大光明を掲げられたものと云ふべきである。即ち國民道德の大本に關する最高絶大の斷案であつて何れの世、何れの國にも通施されるものである。我が國民道德の前途は之に依り永遠に照されて行くこととなつたのであつた。

急進論者の
反省

かくて明治初年以來、所謂新道德を主張して、日本固有の道德を因習、傳説形式他律として否定し、或は輕視した人々も、今は己が誤謬に氣付き保守と急進の調節を計る事に努めるやうになつた。即ち古來の良風美俗を繼承して、更に進展させ、他方には西洋文化の消化に努めて新舊を超越し内外を契合した日本道德を建設しようとして來たのである。

六、東亞日本の奮闘

(一) 日清戦役

(甲) 朝鮮に於ける諸問題

國家の進運
と障害

明治維新の大業は、君民上下の異常なる緊張裡に着々として其の實効を現し、日本の進運は、たとへ多少の障害はあつたとしても、勇敢に之を排撃して、新日本建設の壯圖は誠に會心の極みなる有様であつた。

然し乍ら、此の進運は決して常に春風駘蕩進運に非ずして、波瀾重疊、磐根錯節の進運であつた。伸び行く途には障害が多い、其の障害は、最先に朝鮮の地位に關する問題となつて發生して來た。

江華島事件

明治八年九月二十日、我が軍艦雲揚艦は牛莊に航する途に、薪水補給の爲に江華島に近づいた時、突然砲臺からの砲撃を受けた。爲に大なる紛糾を起したが、これも朝鮮の我が國に對する反感の表現であつた。結局朝鮮は謝罪して、翌九年に修好條約を締結し、釜山元山、仁川を開港して問題は落着した。

明治十五年には京城の變があつた。その七月京城の暴徒は王宮に侵入して、閔氏の一族及我が士官を殺傷し、公使館を襲撃した事件で、結局所謂「濟物浦條約」の締結となり、朝鮮は償金を出して謝罪した。

然るに十七年十二月、獨立事大の兩黨抗爭の結果は、再び京城に於て争亂を惹起し、事大黨は援を清國に乞ふた爲に、袁世凱は兵を率ゐて王宮に迫り、日清軍の衝突を生ずるに至つた。この問題も結局は「京城條約」で朝鮮の謝罪となつて終りを告げたが、日清關係は茲に事態の容易ならざる風雲を孕み、辛うじて、「天津條約」によつて、將來、朝鮮に事ある時出兵する場合には、相互に行文知照すべきを約した。天津條約は朝鮮の獨立を確認し、清國が動もすればこれを一種の附庸國の如く見んとする態度に對して、日本の主張を貫徹し、清國に對して頂門の一針を加へたものである。

(乙) 日清戰役の原因

天津條約は日清間に於ける朝鮮問題を事實上一掃するといふ譯には行かなかつた。朝鮮と清國との陰に結んで日本を排擠せんとする運動の盛に行はれるさへあるに、明治二十七

年、東學黨の亂が起つて、清國が大兵を朝鮮に入れるに及んで戰役の原因は出來上つたと言ひ得る。日本の要求などは一蹴するの態度であるから、戰役の起るのも止むを得なかつた。

七月に至つて清國の暴狀は益々露骨となり來つた爲に、日本の輿論は非常なる憤激を惹起し、暴清膺懲の聲は全國に漲るの概があつた。當時の日本は清國に對しても、或は之を先輩國と見ざるを得ざる程度にあつた。國際的には殊に然りである。加之、北洋艦隊の如きは、定遠、鎮遠等優秀なる軍艦を有し、寧ろ日本を壓するの觀がある程であつたから、日本國民の覺悟は、十分に國運を賭する最後のものであつた。

日本の清國を膺懲せざるべからざるは宣戰の詔勅に明に仰せられて居る。

宣戰の詔勅 (明治二十七年八月一日)

天佑ヲ保全シ萬世一系ノ 皇祚ヲ踐メル大日本國皇帝ハ忠實勇武ナル汝有衆ニ示ス
朕茲ニ清國ニ對シテ戰ヲ宣ス 朕ガ百僚有司ハ宜ク 朕カ意ヲ體シ陸上ニ海面ニ清國
ニ對シテ交戰ノ事ニ從ヒ以テ國家ノ目的ヲ達スルニ努力スヘシ苟モ國際法ニ戻ラサル

限リ各々權能ニ應シテ一切ノ手段ヲ盡スニ於テ必ス遺漏ナカラシムコトヲ期セヨ
 惟フニ 朕カ即位以來茲ニ二十有餘年文明ノ化ヲ平和ノ治ニ求メ事ヲ外國ニ構フルノ
 極メテ不可ナルヲ信シ有司ヲシテ常ニ友邦ノ誼ヲ篤クスルニ努力セシメ幸ニ列國ノ交
 際ハ年ヲ逐フテ親密ヲ加フ何ソ料ラン清國ノ朝鮮事件ニ於ケル我ニ對シテ着々隣交ニ
 戻リ信義ヲ失スルノ舉ニ出テントハ

朝鮮ハ帝國カ其始ニ啓誘シテ伍伴ニ就カシメタル獨立ノ一國タリ而シテ清國ハ毎ニ自
 ラ朝鮮ヲ以テ屬邦ト稱シ陰ニ其ノ内政ニ干涉シ其内亂アルニ於テ口ヲ屬邦ノ極難
 ニ藉キ兵ヲ朝鮮ニ出シタリ 朕ハ明治十五年ノ條約ニ依リ兵ヲ出シテ變ニ備ヘシメ更
 ニ朝鮮ヲシテ禍亂ヲ永遠ニ免レ治安ヲ將來ニ保タシメ以テ東洋全局ノ平和ヲ維持セン
 ト欲シ先ツ清國ニ告グルニ協同事ニ從ハンコトヲ以テシタルニ清國ハ種々ノ辭柄ヲ設
 ケテ之ヲ拒ミタリ帝國ハ是ニ於テ朝鮮ニ勸ムルニ其稅政ヲ釐革シ内ハ治安ノ基ヲ堅ク
 シ外ハ獨立國ノ權義ヲ全フセンコトヲ以テシタルニ朝鮮ハ既ニ之ヲ肯諾シタルモ清國
 ハ終始陰ニ居テ百方目的ヲ妨碍シ剩ヘ辭ヲ左右ニ托シ時機ヲ緩ニシ以テ其水陸ノ兵備

ヲ整ヘ一旦成ルヲ告グルヤ直ニ其力ヲ以テ其欲望ヲ達セントシ更ニ大兵ヲ韓土ニ派シ
 我艦ヲ韓海ニ要撃シ殆ント亡狀ヲ極メタリ則清國ノ計圖タル明ニ朝鮮國治安ノ責ヲシ
 テ歸スル所アラサラシメ帝國カ卒先シテ之ヲ諸獨立國ノ列ニ伍セシメタル朝鮮ノ地位
 ハ之ヲ表示スルノ條約ト共ニ之ヲ蒙晦ニ付シ以テ帝國ノ權利利益ヲ損傷シ以テ東洋ノ
 平和ヲシテ永ク擔保ナカラシムルニ存スルヤ疑フヘカラス熟々其爲ス所ニ就テ深く其
 謀計ノ存スル所ヲ揣ルニ實ニ始メヨリ平和ヲ犧牲トシテ其非望ヲ遂ケントスルモノト
 謂ハサルヘカラス事既ニ茲ニ至ル 朕平和ト相終始シテ以テ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚
 スルニ專ナリト雖モ亦公ニ戰ヲ宣セサルヲ得サルナリ汝有衆ノ忠實勇武ナルニ倚賴シ
 速ニ平和ヲ永遠ニ克復シ以テ帝國ノ光榮ヲ全フセンコトヲ期ス

(丙) 戰役の進行

此の戰役は七月二十五日から戦闘關係に入つて居る。豊島沖の海戦と成歎牙山の役とは
 共に廿五日で、豊島沖の海戦では、濟遠號は我が秋津洲艦に降り、高陞號は清兵千三百及
 武器を搭載し、我が浪速艦長東郷平八郎の引致命令を拒んで抗戦した爲に撃沈された。

宣戰布告後の我が軍の威力は實に破竹も只ならざる有様であつた。

天皇陛下には畏多くも大本營を廣島に進め給ふて、將士と從軍の苦を分たせらるゝ思召を以て九月十五日、車駕廣島に御着、國民は一層の感激を以て舉國一致の熱誠を高調した征戰の將士は殊に然り、奮戦力闘、平壤に勝ち、黃海に破り、旅順を屠り、威海衛を占領するに、皇軍の向ふ所、猛火枯野を燒くの慨がある。

然かも此の間に於て、我が將士の武功は、美しき武士道精神の發露を以て、永く史上の華と稱すべき多くの逸話を残した。特に一掬同情の涙なきを得なかつたのは、北洋水師提督丁汝昌の最後であつた。而して之にもまして、武將の本懐を發露したのは、伊東海軍中將の丁汝昌を遇する態度であつた。

明治二十八年二月の始め、威海衛の防備、次第に我が軍の爲に破られ、僅に劉公島によつて、北洋艦隊の敗残を擁した丁汝昌は、勢全く窮し遂に伊藤中將に降書を致した。其の辭句また悲壯である。要に曰く

汝昌始メ艦盡キ人亡スルヲ待ツテ而シテ後ニ止メントス。今ハ生靈ヲ保全センガ爲ニ

降ヲ納レ、現在ノ諸艦及ビ劉公島並ニ一切ノ砲臺軍器ヲ献セン。願クハ清人及ヒ雇外國人ノ將士ヲ容レテ、各其ノ本土ニ還ラシメンコトヲ。差シ許サルルニ於テハ、英國水師提督ヲ證人ト爲サン。

伊東中將は其の降を許し、酒を贈つて之を慰め、且曰く

降約ハ一ニ武將タル卿ノ名譽ニ倚信センノミ。何ソ英國水師提督ヲ煩サン。卿ハ夙ク我カ國ニ來リ亂平クヲ待テ。我カ上下皆卿ノ武ヲ重ンシテ之ヲ優遇スヘシ

然るに、丁汝昌は其の夜從容して自刃した。其の更に伊東中將に贈つた文書には、禮物を返還し、物件の引渡は十六日を以て期となさんことを乞ふてあつた。伊東中將は、丁汝昌の死を哀しみ、降約は其の申出を許し、清艦康清號の武装を解除して之に提督の遺骸を安んじ、柩を奉じて芝罘に赴かしめた。戦場の佳話豈これに如くものあらん。實に伊東中將と言へ、丁汝昌と言へ、よく武將の眞襟懐に徹せるものである。

(丁) 平和克復の詔

清國は力屈して和を請ひ、全權使節李鴻章は、我が全權大臣伊藤博文、陸奥宗光と下關

に會して、明治二十八年四月十七日媾和條約を締結した。之によつて規定せられた主要條
項は

- (一) 朝鮮の完全なる獨立の承認
- (二) 遼東半島、臺灣、澎湖島等の割讓
- (三) 庫平銀二億兩の支拂
- (四) 開港、航路、貿易等の約定

等であつた。越えて四月二十一日、平和克復の詔勅は宣布せられた。

平和克復の詔

朕惟フニ國運ノ進張ハ治平ニヨリテ求ムヘク治平ヲ保持シテ克ク終始アラシムルハ
朕カ祖宗ニ承クルノ天職ニシテ亦即位以來ノ志業タリ不幸客歲清國ト讐端ヲ啓キ
朕ハ止ムヲ得スシテ之レト干戈ヲ交ヘ十有餘月ノ久シキ結ヒテ解テクル能ハス而シテ
在廷ノ臣僚ハ陸海兩軍及ヒ議會兩院ト共ニ威能ク 朕カ旨ヲ體シテ 朕カ事ヲ獎メ内
ニ在テハ參畫經營シ費用ヲ給シ需供ヲ豊カニシ防備ニ力メ外ニ在テハ櫛風沐雨祁寒隆

平和克復の
詔勅

暑ニ暴露シ百艱ヲ冒シ萬死ヲ顧ミス旭旗ノ指所風靡セサルハナシ出征ノ師ハ仁愛節制
ノ聲譽ヲ播シ外交ノ政ハ捷敏快暢ノ能事ヲ盡シ以テ能ク帝國ノ威武ト光榮トヲ中外ニ
宣揚シタリ是レ 朕カ 祖宗ノ威靈ニ賴ルト雖モ百僚臣庶ノ忠實勇武精誠天日ヲ貫ク
ニ非サルヨリハ安ソ能ク此ニ至ランヤ 朕ハ深ク汝有衆ノ忠勇精誠ニ倚信シ汝有衆
ノ協翼ニ賴リ治平ノ回復ヲ圖リ國運進張ノ志業ヲ成サムトスルニ切ナリ今ヤ 朕清國
ト和ヲ媾シ既ニ休戰ヲ約シ干戈ヲ戢ムル將ニ近キニアラントス清國渝盟ヲ悔ユルノ誠
已ニ明カニシテ帝國全權辦理大臣ノ按定セル條件克ク 朕カ旨ニ副フ治平光榮併テ之
ヲ獲ル亦文武臣僚ノ互ニ相待テ全功ヲ收メタルニ外ナラス 祖宗大業ノ恢弘今ヤ方ニ
其基ヲ鞏メ 朕カ 祖宗ニ對スル天職ハ斯ニ其ノ重ヲ加フ 朕ハ更ニ 朕カ志ヲ汝有
衆ニ告ケ以テ將來ノ嚮フ所ヲ明ニセサルヘカラス

朕固ヨリ今回ノ戰捷ニ因リ帝國ノ光輝ヲ闡發シタルヲ喜フト共ニ大日本帝國ノ前程ハ
朕カ即位以來ノ志業ト均ク猶ホ甚タ遼遠ナルヲ知ル 朕ハ汝有衆ト共ニ努テ驕泰ヲ戒
メ謙抑ヲ旨トシ益々武備ヲ修メテ武ヲ瀆スコトナク益々文教ヲ振テ之ニ泥ムコトナク

上下一致各々其ノ事ヲ勉メ其ノ業ヲ勵ミ以テ永遠富強ノ基礎ヲ成サンコトヲ望ム
 戦後軍防ノ計畫財政ノ整理ハ 朕有司ニ信任シテ専ラ贊壽ノ責ニ當ラシムヘシト雖ト
 モ積累蘊蓄以テ國本ヲ培フハ主トシテ億兆忠良ノ臣庶ニ頼ラサルヘカラス若夫勝ニ狙
 レテ自ラ驕リ漫リニ他ヲ侮リ信ヲ友邦ニ失フ如キハ 朕ノ斷シテ取ラサル所ナリ乃チ
 清國ニ至テハ媾和條約批准交換ノ後ハ其友交ヲ復シ以テ善隣ノ誼愈々敦厚ナルヲ期ス
 ヘシ汝有衆其レ善ク 朕カ意ヲ體セヨ

(戊) 三國干涉

四月廿三日、露・佛・獨の三國は突如として軍艦を連ねて神戸に來り、日本が遼東を領
 有する事は、東洋平和の爲に有害なりとの趣旨を以て、半島を清國に還附すべきことを強
 請した。歐洲の外交史に屢あつた武力干涉の性質を有する壓迫である。日本の上下は一時
 啞然たらざるを得なかつたが、憤激の如何に關せず、新に此の三國を相手として開戦する
 だけの餘力は持たなかつたので、所謂「臥薪嘗膽」血を吐くの思を堪えて此の干涉に應諾
 せざるを得なかつた。斯くして五月十日、遼東半島還附の詔は發せられた。

遼東半島還附ノ詔勅 (明治二十八年五月十日)

朕嘗ニ清國皇帝ノ請ニヨリ全權辦理大臣ニ命シ其簡派スル所ノ使臣ト會商シ兩國媾和
 條約ヲ締結セシメタリ然ルニ露西亞獨逸兩帝國及佛蘭西共和國ノ政府ハ日本帝國カ遼
 東ノ壤地ヲ永久ノ領有トスルヲ以テ東洋永遠ノ平和ニ利アラズトナシ交々 朕カ政府
 ニ慫慂スルニ其地域ノ保有ヲ永久ニスル勿ランコトヲ以テシタリ
 願フニ 朕カ恒ニ平和ニ眷々タルヲ以テシテ竟ニ清國ト兵ヲ交フルニ至リシモノ洵ニ
 東洋ノ平和ヲシテ永遠ニ鞏固ナラシメントスルノ目的ニ外ナラス而シテ三國政府ノ友
 誼ヲ以テ切偲スル所其意亦茲ニ存ス 朕平和ノ爲ニ計ル素ヨリ之ヲ容ルルニ吝ナラサ
 ルノミナラス更ニ事端ヲ滋シ時局ヲ艱シ治平ノ回復ヲ遲延セシメ以テ民生ノ疾苦ヲ釀
 シ國運ノ伸張ヲ沮ムハ眞ニ 朕カ意ニ非ス且ツ清國ハ媾和條約ノ締結ニ依リ既ニ滌盟
 ヲ悔ユルノ誠ヲ致シ我カ交戦ノ理由及ヒ目的ヲシテ天下ニ炳焉タラシム今ニ於テ大局
 ニ顧ミ寛洪以テ事ヲ處スルモ帝國ノ光榮ト威嚴トニ於テ毀損スル所アルヲ見ス
 朕乃チ友邦ノ忠言ヲ容レ 朕カ政府ニ命シテ三國政府ニ照覆スルニ其意ヲ以テセシメ

タリ若シ夫レ半島壤地ノ還附ニ關スル一切ノ措置ハ 朕特ニ政府ヲシテ清國政府ト商定スルトコロアラントス

今ヤ媾和條約既ニ批准交換ヲ了シ兩國ノ和親舊ニ復シ局外ノ列國亦斯ニ交誼ノ厚キヲ加フ百僚臣庶其レ能ク 朕カ意ヲ體シ深ク時勢ノ大局ニ視微ヲ慎ミ漸ヲ戒メ邦家ノ大計ヲ誤ルコト勿キヲ期セヨ

(己) 陸海軍に賜はりし詔勅

朕カ親愛ナル帝國陸海軍人ニ告ク

朕兵馬ノ大權ヲ統ヘ 明治十五年陸海軍入ノ制略ホ立ツニ於テ汝等ニ軍人ノ精神五ヶ條ヲ訓諭シ忠節禮儀武勇信義質素貫クニ一誠ヲ以テスヘキコトヲ告ケタリ 朕カ汝等ニ訓諭スルノ殷切ナリシモノ洵ニ汝等ヲ以テ 朕カ股肱ト頼メハナリ

爾來治平十有餘年客歲清國ノ釁ヲ開クヤ汝等ハ 朕カ一號令ノ下ニ起テ隆著ニ耐ヘ祁寒ヲ冒シ内ハ籌畫警防ヲ努メ外ハ進攻出戰ニ勞シ陸ニ海ニ振古未タ有ラサルノ偉勳ヲ奏シ能ク交戰ノ目的ヲ達シテ帝國ノ光榮ヲ四表ニ發提セシメタリ

朕ハ帝國陸海軍ノ進歩茲ニ至リタルヲ欣ヒ汝等カ深ク五ヶ條ヲ服膺シテ敢テ失墜セシ命ヲ重ンシ生ヲ輕ンシ以テ能ク 朕カ股肱タルノ職ヲ盡シタルヲ嘉ス獨リ鋒鏑ニ斃レ疾病ニ死シ然ラサルモ病廢トナリタルモノニ至リテハ 朕深ク其事ヲ烈トシテ其人ヲ悲マサルヲ得ス

朕今清國ト和ヲ媾シ汝等ト俱ニ治平ノ慶ニ賴ラントス願フニ軍隊ノ名譽ハ帝國ノ光榮ト共ニ汝等ノ責務ヲ重カラシム 朕ハ我武維レ揚リテ汝等ト其譽ヲ偕ニスルヲ樂シムト雖モ邦家ノ前程ハ尙遼遠ナリ汝等其レ能ク 朕ノ訓諭ヲ遵奉シ留リテ隊伍ニ在ルモノト散シテ鄉國ニ歸ル者トニ論ナク五事ヲ服膺シテ軍人ノ本分ヲ恪守シ一誠以テ他日ノ報効ニ期セヨ

(二) 北清事變

日清戦役の齎した重要意義の第一は、日本の東亞に於ける地位を確認させ、朝鮮の獨立を明確にした點にある。これ抑も明治維新以來の日本の態度であつて、此の事の爲に日本の拂つた犠牲は頗る重大なるものがあつたが、茲に於て年來の素志を達したのは、日本と

しては慶すべき事であつた。
日本の武力は、またこの戦役によつて實驗され、よつて以つて軍隊には確固たる自信を與へた。

義和團

清國にとつては、然し乍ら、甚だ氣の毒な影響が相次いで到來した。清國の實力の案外に脆弱である事を看取した列強は、敗戦の疲弊に乗じて、種々なる要求を以て清國に迫り各國は恰も、清國を分割占領するかの觀を呈した。清國の海岸要地は何れも列強の占據する所となり畢つて、清朝の威信は全く失墜された。

所謂北清事件は、かくして支那排外思想の表現として起つた。斯かる態度が却つて清國自體を窮地に陥るゝものである事の反省は、彼等のよくする所でなかつた。基督教徒を殺害し、教會を破壊し、外人を殺傷し、公使館を襲撃して、官兵また匪徒に合流しての此の暴舉は、日本軍を主としたる聯合軍の手によつて鎮壓された事、當然ではあるが、清國の爲には實に大なる損失であつて、日本に破れたる後を承けて、更に此の醜態を現出した事は全く清國の潰滅を意味するものであつた。

我が軍隊の此の事變に於ける活動は、列國の均しく承認する所であつて、同時に我が軍は各列強の軍隊と共同作戰に従ふに當り、よく其の實質について觀察し得たのはまた大なる参考となつた。

事變終るや、軍隊に對しては次の様な詔勅が下された。

客歲清國ノ變亂アルニ當リ、汝等戮力勵精機ニ應シテ動キ、以テ其任務ヲ盡シ、嘗テ戒飭セシ旨ニ遵ヒ軍紀ヲ重シ、風紀ヲ肅ニシ、歐米列國ノ軍ト協同シテ、克ク戡靖ノ績ヲ舉ケ、帝國陸海軍ノ光輝ヲ發揚セリ。朕深ク之ヲ嘉ス。汝將校以下將來益々忠勤ヲ效サンコトヲ望ム。

(二) 條約改正

條約改正

安政條約の實施によりて我が國の蒙れる損害は稅權及び法權の獨立を得なかつた事である。明治維新以後政府は頻りに此の不平等條約の改正に努力し、國民の輿論また頗る盛にして横濱には對當條約會なる志士の團體をさへ生ずるに至つた。外交當局の努力の經過を見るに岩倉具視は暫く之を措き

明治十一年、外務卿寺島宗則は先づ法權の對等を得んとして米國政府と覺書を約したりしに英國公使の抗議に會し且輿論の反對あり、明治十二年九月志を遂げずして辭職し、井上馨代りて改正案を作り十五年英に交渉し、國內また歐化策をとり外人法官採用に讓歩して改正を遂げんとしたるに國粹論喧しく排外思想起りまた中止するの止むなきにいたつた。

明治廿一年大隈重信外務大臣となるに及び先づ墨西哥との間に交渉を遂げ、外人に關する事件は高等裁判所に外人法官を任用して關與せしむる事とし、米獨露佛等と逐次に協定成りしに改正案外字新聞によりて漏るるに及び再び猛烈なる反對を受け刺客、來島恒喜は二十二年十月十八日、大隈外相に爆彈を投じ暗殺を企つるに至り、遂に内閣瓦解となつて果さなかつた。山縣内閣の下に青木周藏外相たるに及び、明治廿四年英國との間に議を進め大津事件の後榎本武揚外相として又努力する所があつた。

明治二十五年八月、陸奥宗光、外相となり改正の議は英國首相ローズベリーの好意によつて進捗し、青木公使はロンドンに於て改正條約を調印した。時は實に明治二十七年七月十六日で、日清役の勝利は爾餘諸國との改正に一段の進捗を來し、三十年十二月を以て締

結を完了し、明治三十二年七月より實施せらるゝに至り、其の十三日、新に二十二港を開き、十七日外人に内地難居を許した。

(三) 日英同盟

英國は歐洲大陸に於ける露佛同盟、獨逸伊同盟の外に超然として、所謂「光榮の孤立」を標榜し來つた雄國である。其の向背は以て歐洲の勢力、否世界の勢力を左右するに足りる。列國は其の孤立に對して、大國の襟度を尊敬しつゝあつた。其の大國が、東洋の新興勢力たる日本と手を握つて、突如として「日英同盟」の内容を東京とロンドンと同時に發表した時には世界各國は茫然として驚駭の目を見張つたのも道理である。實に此の同盟こそは、英國を護り、日本を護り、世界平和への絶大なる寄與をして居る。世界大戰の大舞台に於ける其の貢獻は、今尙顯著なる事實である。

(甲) 日英同盟條約 (明治三十五年一月三十日)

日本國政府及大不列顛國政府ハ偏ニ極東ニ於テ現状及全局ノ平和ヲ維持スルコトヲ希望シ且清帝國及韓帝國ノ獨立ト領土保全トヲ維持スルコト二國ニ於テ各國ノ商工業ヲシテ均

等ノ機會ヲ得セシムルコトニ關シ特ニ利益關係ヲ有スルヲ以テ茲ニ左ノ如ク條約セリ

第一條 兩締盟國ハ相互ニ清國及韓國ノ獨立ヲ承認シタルヲ以テ該二國ノ孰ニ於テモ全然侵略的趨向ニ制セラルルコトナキヲ聲明ス。然レトモ兩締盟國ノ特別ナル利益ニ鑑ミテ即其利益タル大不列顛國ニ取リテハ主トシテ清國ニ關シ又日本國ニ取リテハ清國ニ於テ有スル者ニ加フルニ韓國ニ於テ政治上並ニ商業上及工業上格段ニ利益ヲ有スルヲ以テ、若右等ノ利益ニシテ列國ノ侵略的行動ニヨリ、若クハ干涉ヲ要スヘキ騷擾ノ發生ニヨリテ侵迫セラレタル場合ニハ兩締盟國ノ孰モ該利益ヲ擁護スル爲ニ必要缺クヘカラサル措置ヲ執リ得ヘキコトヲ承認ス

第二條 若日本國又ハ大不列顛國ノ各一方カ上記各自ノ利益ヲ防護スルニ於テ別國ト戰端ヲ開クニ至リタル時ハ他ノ一方ノ締約國ハ嚴正中立ヲ守リ併セテ其ノ同盟國ニ對シテ他國カ交戦ニ加ハルヲ妨クコトニ努ムヘシ

第三條 上記ノ場合ニ於テ尙モ他ノ一國又ハ數國カ該同盟國ニ對シテ交戦ニ加ハル時ハ他ノ締約國ハ來リテ援助ヲ與ヘ協同戰闘ニ當ルヘク媾和モ亦該同盟國相互合意ノ上ニ於テ

之ヲ爲スヘシ

第四條 兩締約國ハ孰ニテモ他一方ト協議ヲ經スシテ他國ト上記ノ利益ヲ害スヘキ別約ヲ爲ササルヘキコトヲ協定ス

第五條 日本國若クハ大不列顛國ニ於テ上記ノ利益カ危殆ニ迫レリト認ムル時ハ兩國政府ハ相互ニ充分ニ且隔意ナク通告スヘシ

第六條 本協約ハ調印ノ日ヨリ直ニ實施シ該期日ヨリ五ヶ年間効力ヲ有スルモノトス若右五ヶ年ノ終了ニ至ル十二ヶ月前ニ締約國ノ孰ニテモ本條約ヲ廢止スルノ意志ヲ表白シタル當日ヨリ一ヶ年ノ終了ニ至ル迄ハ引續キ効力ヲ有スルモノトス然レトモ右終了期日ニ至リ同盟國ノ一方カ現ニ交戦中ナル時ハ本同盟ハ媾和終了ニ至ル迄ハ當然繼續スルモノトス

(明治三十五年一月三十日駐英公使林董ト英外相ランズダウン侯トノ間ニ調印ヲ終ル)

(乙) 第二次日英同盟條約

日本國政府及大不列顛國政府ハ一千九百二年一月卅日兩國政府ノ間ニ締結セル協約ニ代

フルニ新約款ヲ以テセン事ヲ希望シ

イ、東亞及印度ノ地域ニ於ル全局ノ平和ヲ確保スルコト

ロ、清帝國ノ獨立及ヒ領土ノ保全並清國ニ於ケル列國ノ商工業ニ對スル機會均等主義ヲ

確實ニシ以テ清國ニ於ケル列國ト共通ノ利益ヲ維持スルコト

ハ、東亞及印度ノ地域ニ於ケル兩締盟國ノ領土權ヲ保持シ並ニ該地域ニ於ケル兩締盟國ノ特殊利益ヲ防護スルコト

ヲ目的トスル左ノ各條ヲ約定セリ

第一條 日本國又ハ大不列顛國ニ於テ本協約前文ニ記述スル權利及利益ノ中何レカ危殆ニ瀕スルモノアルヲ認ムル時ハ兩國政府ハ相互ニ充分ニ隔意ナク通告シ其ノ侵害セラレタル權利又ハ利益ヲ擁護センカ爲ニ執ルヘキ措置ヲ協同ニ考量スヘシ

第二條 兩締盟國ノ一方カ挑發スルコトナクシテ一國若クハ數國ヨリ攻撃ヲ受タルニ因リ又ハ一國若クハ數國ノ侵略的行動ニ因リ該締盟國ニ於テ本協約前文ニ記載セル其ノ領土權又ハ特殊利益ヲ防護センカ爲ニ至リタル時ハ前記ノ攻撃又ハ侵略的行動カ何

レノ地ニ於テ發生スルヲ問ハス他ノ一方ノ締盟國ハ直ニ來リテ其ノ同盟國ニ援助ヲ與ヘ協同戦闘ニ當リ媾和モ亦雙方合意ノ上ニ於テ之ヲナスヘシ

第三條 (略) (本條には日本の韓國に對する政治上・軍事上・及經濟上の卓絶せる利益及其の擁護増進の爲の指導・監督・保護權を規定す)

第四條 (略) (本條には英國の印度に於ける特殊利益及其の保護權を規定す)

第五條 兩締盟國ハ何レモ他ノ一方ト協議ヲ經スシテ他國ト本協約前文ニ記述セル目的ヲ害スヘキ別約ヲナササルヘキコトヲ約定ス

第六條 (略) (本條には日露戰爭に對する嚴正中立及若し他國が日本に敵對する場合には協同戦闘に當るべきことを規定す)

第七條 (略) (本條には兵力的援助に關し規定す)

第八條 本協約ハ第六條ノ規定ニ牴觸セサル限り調印ノ日ヨリ直ニ實施シ十ヶ年間効力ヲ有ス右十ヶ年ノ終了ニ至ル十二ヶ月前ニ兩締盟國ノ孰レヨリモ本協約ヲ廢棄スルノ意志ヲ通告セサル時ハ本協約ハ兩締盟國ノ一方カ廢棄ノ意思ヲ通告シタル當日ヨリ一ヶ年ノ

終了ニ至ル迄引續キ効力ヲ有ス。然レトモ右終了ノ期日ニ至リ締盟國ノ一方カ現ニ交戦中ナル時ハ本同盟ハ媾和ノ成立ニ至ル迄當然繼續スヘシ

(四) 日露戰役

(甲) 露國に對する宣戰の詔勅

對露宣戰の詔勅

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本國皇帝ハ忠實勇武ナル汝有衆ニ示ス
朕茲ニ露國ニ對シテ戰ヲ宣ス 朕カ陸海軍ハ宜ク全力ヲ極メテ露國ト交戦ノ事ニ從フ
ヘク 朕カ百僚有司ハ宜ク各其ノ職務ニ率ヒ其ノ權能ニ應シテ國家ノ目的ヲ達スルニ
努力スヘシ凡ソ國際條規ノ範圍ニ於テ一切ノ手段ヲ盡シ遺算ナカラシムコトヲ期セヨ
惟フニ文明ヲ平和ニ求メ列國ト友誼ヲ篤クシテ以テ東洋ノ平和ヲ永遠ニ維持シ各國ノ
權利利益ヲ損傷セスシテ永ク帝國ノ安全ヲ將來ニ保障スヘキ事態ヲ確立スルハ 朕夙
ニ以テ國交ノ要義ト爲シ且暮敢テ違ハザランコトヲ期ス 朕カ有司モ亦能ク 朕カ意
ヲ體シテ事ニ從ヒ列國トノ關係年ヲ逐フテ益々親厚ニ赴クヲ見ル今不幸ニシテ露國ト
疊端ヲ開クニ至ル豈 朕カ志ナランヤ

帝國ノ重ヲ韓國ノ保全ニ置クヤ一日ノ故ニ非ス是レ兩國累世ノ關係ニ因ルノミナラス
韓國ノ存亡ハ實ニ帝國安危ノ繫ル所タレハナリ然ルニ露國ハ其ノ清國トノ明約及列國
ニ對スル累次ノ宣言ニ拘ラス依然滿洲ニ占據シ益其地歩ヲ鞏固ニシテ終ニ之ヲ併合セ
ントス若シ滿洲ニシテ露國ノ領有ニ歸センカ韓國ノ保全ハ支持スルニ由ナク極東ノ平
和亦素ヨリ望ムヘカラス故ニ 朕ハ此ノ機ニ際シ切ニ妥協ニ由ツテ時局ヲ解決シ以テ
平和ヲ恒久ニ維持センコトヲ期シ有司ヲシテ露國ニ提議シ半歲ノ久シキニ亘リテ屢次
折衝ヲ重ネシメタルモ露國ハ一モ交讓ノ精神ヲ以テ之ヲ迎ヘス曠日彌久徒ニ時局ノ解
決ヲ遷延セシメ陽ニ平和ヲ唱道シ陰ニ海陸ノ軍備ヲ増大シ以テ我ヲ屈從セシメントス
凡ソ露國カ始ヨリ平和ヲ好愛スルノ誠意ナルモノ毫モ認ムル由ナシ露國ハ既ニ帝國ノ
提議ヲ容レス韓國ノ安全ハ方ニ危急ニ瀕シ帝國ノ國利ハ將ニ侵迫セラレントス事既ニ
茲ニ至ル帝國カ平和ノ交渉ニ依リ求メントシタル將來ノ保障ハ今日之ヲ旗鼓ノ間ニ求
ムルノ外ナシ 朕ハ汝有衆ノ忠實勇武ナルニ倚賴シ速ニ平和ヲ永遠ニ克復シ以テ帝國
ノ光榮ヲ保全センコトヲ期ス

日本と露國との折衝は徳川末期以來の難問題である。露國の東進策は其大國是であることは、敢て之をエルマクのシベリヤ占領の昔に溯るまでもなく支那に對する、ネルチンスク條約、愛琿條約、北京條約、乃至遼東半島租借と相次いで實現した侵略の事實に基いて知る事が出来る。

朝鮮と言はず、滿洲と言はず、露國の大野心の前に横はる好餌であつた事は言ふまでもない。故に大局より之を言へば、日露戦争は日本の自己防衛の爲には必要であり、日本國民にとつて眞に命を賭して戦はざるを得ざる局面である。北清事件起つて、偶々露軍に駐滿の機會を與へた事は、開戦を早からしめたに過ぎない。

凡そこれ等の事は、前掲宣戰の大詔の中に最も明に之を仰ぎ得る事實である。

友邦同盟たる英國が吾が國に示した態度については左記の記事によつて窺ひ得る。

英國の態度 (參考)

日露の交渉一步は一步と進むに従ひ我が國に對する英國の好意は一步一步と昇進せり、思へ、昨冬露國が南米智利より軍艦二隻を購求せんとするに際しては卒然之を買収し、或は支那西部西藏に遠征隊を派して露國を牽

制し或は舊敵南米アルゼンチンの新艦二隻即ち春日、日進を我に購ふべく紹介の勞を取り殊に英人をして回航せしむる等一々枚舉に遑あらざるにあらずや。況や、一月十一日、英國總理大臣バルフォア卿がマンチエスタ市に於て爲せし演説中、我が英國に同盟たる者に對しては同盟條約上一切の義務を完全に履行せざるべからず、と絶叫せるに於てをや。

されば交戦開始の報英國に達するや非常の同情を以て歓迎せられ、各新聞紙皆筆を揃へて先づ砲火を開きたる日本の態度の正當なるを論明し、旅順口を砲撃するに至るや、又同じく日本海軍の勇敢武烈の動作を激賞し、公衆は歡喜する能はず、爲めに倫敦市内は未曾有の活氣を呈し同十一日局外中立を布告するに至れり(日露戦史)

(乙) 戦役の進行

戦争愈勃發するの飛報全世界に傳はるや、多くは驚愕を以て日本に同情するの態度を示し露國と同盟の間にある國以外は多少の好意を感せざる國は少なかつた。英國の如きは其の顯著なるものである。

釜山、仁川に露艦を屠つて以來の日本軍の活動は、實に目覺しい將士の前戦奮闘によつて展開されたが、露軍の勇猛を以つてしても、遂に滿洲の野を支持し得ず、明治三十八年

一月一日旅順の開城、三月十日奉天沙河の大敗を以て陸戦は終局し、五月二十八日、日本海海戦の結果は露國海軍の全滅を結果して、茲に露國は其の東進の大野心に完全痛烈なる大打撃を蒙り、續いて媾和の議が起つてポーツマス條約締結に至るのである。

(一) 旅順開城、

イ、聖旨傳達の電報

旅順攻圍軍司令部宛 (二月二日午後八時發電)

參謀總長

將官ステツセルより開城の提議を爲し來りたる件伏奏したる所

陛下には將官ステツセルが祖國の爲め盡せし苦節を嘉し玉ひ武士の名譽を保たしむべきことを望ませらる 右謹んで傳達す

ロ、開城規約抄録 (二月三日午後九時四十五分調印)

第一條 旅順要塞及該港にある露國の陸海軍人及義勇兵並に官吏は總て之を捕虜とす

第二條 旅順口に於ける全堡壘・砲臺・艦船艇・兵器・彈藥馬匹其他一切の軍用諸材料・

官舎・諸物件は現状の儘之を日本軍に引渡すものとす (第三、四、五、六條は省略)

第七條 日本軍は露軍の勇敢なる防禦を名譽とするにより露國陸海軍の將校及所屬官吏に帶劍及直接生活に必要な私有品の携帶を許す。又前記將校官吏及義勇兵にして本戦後の終局に至る迄武器を取らず如何なる方法に於ても日本軍の利益に反對する行爲を爲さざる事を筆記宣誓する者は本國に歸還することを承諾す。陸海軍將校には各人に一名宛の從卒を隨行せしむることを許す。此の從卒は特に宣誓解放となす。(以下八、九、一〇、一一條全部省略)

(二) 沙河方面戦利品並に死傷 (明治廿八年三月十二日大本營着電)

沙河方面の各兵團に於ける捕虜及敵の死傷者は概數左の如し(但し捕虜、各種火砲及其他の戦利品等は續々増加しつゝあり)

捕虜……ナヒモフ以下四萬以上 敵の遺棄せし屍體……二萬六千五百人 其他死傷……約九萬人

戦利品……軍旗二流 火砲約六十門 小銃約九萬挺 藥車約百五十輛 輜車約一千輛
砲彈約二十萬發 小銃彈約二千五百萬發 雜穀約一萬五千石 馬糧約五萬五千石 輕便鐵

道材料約十八邦里分 同連轉車輛約三百輛 馬匹二千頭 地圖支那車輛二十三輛分 被服
 裝具支那車約一千餘輛分 パン約百萬貫 燃料約一千八百萬貫 干草約一萬五千貫 其他
 土工具、天幕、牛……等枚舉に遑あらず、興京方面に在りては未だ報告に接せず。

(三) 日本海海戦

日本海海戦

イ、東郷聯合艦隊司令長官の報告抄録

第一報 一、(二十七日 午前發電) 適艦見ゆとの警報に接し聯合艦隊は直に出動之を撃滅せんとす、
 本日天氣晴朗なれども波高し。

二、(二十七日夜 發電) 聯合艦隊は本日沖の島附近に於て敵艦を邀撃し大に之を破り敵艦
 少くも四隻を撃沈し其他には多大の損害を與へたり、我が艦隊には損害少し、驅逐隊水
 雷艇隊は日没より襲撃を決行せり。

三、(二十九日 午前發電) (略) (二報後の勝報稍詳し)

第二報 一、(三十日 午後發電) 五月二十七日午後より翌二十八日に亘り、沖の島附近より鬱陵島
 附近までの海戦を日本海海戦と呼稱す。

東郷司令長
 官の確定報
 告

ロ、東郷軍司令長官の報告 (確定詳報)

天佑と神助とに因り我聯合艦隊は五月二十八日、敵の第二、第三艦隊と日本海に戦ふて
 遂に殆ど之を撃滅するを得たり。始め露艦隊の南洋に出現するや上命に基き當隊は豫め之
 を近海に迎撃するの計畫を定め、朝鮮海峡に全力を集中して徐に敵の北上を待ちしが敵は
 一時安南沿岸に寄泊したるの後、漸次北行し來りしを以て其我近海に到達すべき數日前よ
 り豫定の如く數隻の哨艦を南方警戒線に配備し、各戦列部隊は一切の戦備を整へ直に出動
 し得る姿勢を持って各々其の根據地に泊在せり。果然、二十七日午前五時に至り、南方哨艦
 の一隻、信濃丸の無線電信は敵艦隊二〇三地點に見ゆ敵は東水道に向ふ者の如しと警報し
 全軍踴躍直に發動し、各部隊は豫定の部署に準じて對敵行動を開始せり。午前七時内方警
 戒線の左翼哨艦たりし和泉、亦敵艦隊を發見して敵既に宇久島の北西二十五海里の地點に
 達し北東に航進するを報じ、巡洋艦隊(片岡中將直率)東郷戦隊(正路)續いて出羽戦隊も
 午前十時、十一時の交、壹岐對馬の間に於て敵と觸接し、爾後沖ノ島附近に至るまで此等
 の諸隊は時々敵の砲撃を受けしも始終能く之と觸接を保持し、詳に時々刻々の敵情を電報

せしかば此日海上濃氣深く展望五海里以外に及ぼりしも數十海里を隔つる敵影恰も眼界に映するが如く未だ敵を見ざる前既に敵の戦列部隊は其第二、第三艦隊の全力にして特務艦船約七隻を伴ふこと、敵の陣形は二列縦陣にして其の主力は右翼列の先頭に占位し特務艦船は後尾に續行せること又敵の速力は約十二節にして尙北東に航進せる事等を知り本職は之に依り我主力を以て午後二時頃沖の島附近に敵を迎へ先づ其左翼列先頭より撃破せんとする心算を立つるを得たり。主力隊（主戦艦隊「東郷大將直率」装甲巡洋艦隊「上村中將直率」）瓜生艦隊及各驅逐隊は正午頃既に沖の島北方十海里達し敵の左側に出んか爲、更に西方に針路を執りしが午後一時卅分頃出羽戦隊東郷（正路）戦隊等も敵と觸接を保ちつゝ相前後して漸次に來り會し、同時五十分に至り正に我左舷南方數海里に始て敵影を發見せり。敵は豫期の如く其右翼列の先頭に「ボロジノ」型戦艦四隻の主力艦隊を置き……數裡に亘り連綿航續するを仄に認むるを得たり。是に於て全軍に戦闘開始を令し、同時五十分視界内に在る我全艦隊に對し、皇國の興廢此の一戦に在り各員一層奮勵努力せよとの信號を掲揚せり。而して主戦艦隊は少時南西に向首し敵と反航通過するを見せしが午後

二時五分急に東に折れ其の正面を變して斜に敵の先頭を壓迫し、装甲巡洋艦隊も續行して其の後に連り出羽戦隊瓜生戦隊巡洋艦隊及東郷（正路）戦隊は豫定戦策に準し孰も南下して敵の後尾を衝けり、之を當日戦闘開始の際に於ける彼我の對勢とす。……（詳報略）日本海を通過せんとせし敵艦隊約三十八隻にして、我撃滅又は捕獲に洩れたりと認むるものは巡洋艦驅逐艦及特務艦各數隻に過ぎず而して此二日間の戦闘に於て我艦隊の失ひたる所は水雷艇三隻のみにして其他多少の損害を蒙りたるものあるも一として今後の役務に支障あるものなし、又死傷は全軍を通し將校以下戦死百十六名、負傷五百三十八名にして其細別は別に報告せるものゝ如し。

此の對戦に於ける敵の兵力我と大差あるにあらず、敵の將卒もまた其祖國の爲に極力奮闘したるを認む然も我が聯合艦隊が克く勝を制して前記の如き奇蹟を收め得たるは一に天皇陛下の御稜威の致す所にして固より人爲の能くすべきにあらず殊に我軍の損失死傷の僅少たりしは歴代神靈の加護によるものと信仰するに外なく嚮に敵に對し勇進敢戦したる麾下將卒も皆此成果を見るに及で唯々感激の極言ふ所を知らるものゝ如し。

ハ、敵艦船の損害 (参考)

(戦艦)	(巡洋艦)	(海防艦)	(驅逐艦)	(假巡)	(特務船)	(病院船)	(計)
六隻	四	一	四	一	四		二〇
捕獲	二						五
逃走後	マニラ、抑留三 浦港、逃入一	上海、沈没 浦港、逃入不明	上海、武解一	抑留二			

(丙) 日露媾和條約

第一條 日本國皇帝陛下ト全露西亞國皇帝陛下トノ間及兩國並ニ兩國臣民ノ間ニ將來平和

及ヒ親睦アルヘシ

第二條 露西亞帝國政府ハ日本國カ韓國ニ於テ政治上・軍事上・經濟上ノ卓絶ナル利益ヲ

有ルコトヲ承認シ日本帝國政府カ韓國ニ於テ必要ト認ムル指導・保護及監理ノ措置ヲ執

ニ當リ阻礙シ又ハ之ニ干渉セサルコトヲ約ス

……………兩締約國ハ一切誤解ノ原因ヲ避ケンカ爲メ露韓間ノ國境ニ於テ……………何等軍事上

措置ヲ執ラサルコトヲ同意ス

第三條 日本國及ヒ露西亞國ハ互ニ左ノ事ヲ約ス(一、遼東以外之地より同時撤兵、二、

滿洲全部の行政の支那還附、三、露國は滿洲に特權を有せざる事)

第四條 (兩國は) 清國カ滿洲ノ商工業ヲ發達セシメンカ爲列國ニ共通スル一般ノ措置ヲ

執ルニ當リ之ヲ阻礙セサルコトヲ互ニ約ス

第五條 露政府ハ清國政府ノ承諾ヲ以テ旅順口・大連附近ノ領土及領水ノ租借權及ヒ該

租借權ニ關聯シ又ハ其ノ一部ヲ組成スル一切ノ權利特權及讓與ヲ日本帝國政府ニ移轉讓

與ス……………(其の) 地域内ノ公共營造物及財産ヲ……………讓與ス……………

第六條 (露國政府ハ長春(寬城子)旅順間ノ鐵道及其ノ一切ノ支線並ニ同地方ニ於テ之ニ

附屬スル一切ノ權利・特權及同地方ニ於テ該鐵道ニ屬シ又ハ其ノ利益ノ爲ニ經營スル一

切ノ炭坑ヲ補償ヲ受ルコトナク且清國政府ノ承諾ヲ以テ……………移轉讓與スヘキコトヲ約ス

第七條 (租借地以外の滿洲の鐵道は商工業の目的に限り經營する事)

第八條 (滿洲に於ける接續鐵道業務規定別約の事)

第九條 (露政府) ハ薩哈噠島南部及其附近ニ於ケル一切ノ島嶼並該地方ニ於ル一切ノ公
共營造物及財産ヲ完全ナル主權ト共ニ永遠ニ日本帝國政府ニ讓與ス其ノ讓與地域ノ北方
境界ハ北緯五十度ト定ム……………(同島及島嶼に軍事上工作物を築造せず又宗谷、韃靼に
軍事措置を執す)

第十條 (讓與地域住民の去就自由の事)

第十一條 (露國) ハ日本海オコーツク海及ベーリング海ニ瀕スル露西亞國領地ノ海岸ニ
於ケル漁業權ヲ日本國民ニ許與センカ爲日本國ト協定ヲナスヘキコトヲ約ス

第十二條 (通商航海條約に關する事)

第十三條 本條約實施ノ後成ヘク速ニ一切俘虜ハ互ニ之ヲ還附スヘシ……………

第十四條 (調印の日より五十日以内に批准を通告し、通告の日より効力を有すべき事)

第十五條 (本條約は英佛二文二通を作りて調印し、解釋に差異ある時は佛文によるべき
事)

右證據トシテ兩帝國全權委員ハ茲ニ本媾和條約ニ調印スルモノナリ

明治廿八年九月五日即一千九百零五年八月廿三日(九月五日)ポーツマスニ於テ之ヲ作ル

(小村壽太郎、高平小五郎、セル・ウキツテ、ローデン 各記名調印)

「附」獨新聞の媾和評(ナチヨナル、ツアイツング)

今回の媾和條件が雙方の面目を傷けず、從つて將來に對し重要なる保護たるは特に注意を要する所なり。償金
問題は日本に取りて左まで重要なりとは認め難し。何となれば日本は韓國及遼東半島を獲得し、且其通商に對
し北清の解放を得たればなり。日本は今や東洋の大國となれり。而して其既に博し得たる威信は蓋し公然文書
を以て確認せらるる事となるべく「小日本人」なる語は今後何人も敢て口頭に上マものなかるべし。此の勇敢
にして且克己の性ある國民は之より永く全世界の尊敬を受くる事になれり。今日の媾和が日本にとりて其時を
得たる理由は單に之に止まらず、同國は其戰捷に屬する果實の利を收むるに於て全く十分の手段及能力を有す
ること之なり。

附 帝都戒嚴令

曠古の大戦に勝ち東亞の優越權を確定し得たる日本は其の媾和條約に對する國民の不滿
に會し、九月五日東京に暴動起り、六日尙熄まず、七日遂に戒嚴令下に漸 鎮壓するの騒
擾となつた。媾和條約に對する不滿もさる事ながら、國民の熱意も勿論非常に強かつたか

ら、事の真相に通せざる者は興奮の極に達したのである。

(丁) 平和克復の詔勅 (明治三十八年十月十六日)

平和克復の詔勅

朕東洋ノ治平ヲ維持シ帝國ノ安全ヲ保障スルヲ以テ國交ノ要議ト爲シ夙夜懈ラス以テ皇猷ヲ光顯スル所以ヲ念フ不幸客歲露國ト豐端ヲ啓クニ至ル亦寔ニ國家自衛ノ必要己ムヲ得サルニ出テタリ開戦以來 朕カ陸海ノ將士ト内籌畫防備ニ勤メ外進攻出戦ニ勞シ萬難ヲ冒シテ殊功ヲ奏ス在廷ノ有司帝國議會ト亦善ク其ノ職ヲ盡シテ以テ 朕カ事ヲ獎メ軍國ノ經營内外ノ施設其ノ緩急ヲ愆ラス億兆克ク儉ニ克ク勤メ以テ國債ノ負荷ニ任シテテ費用ノ供給ヲ豊ニシ舉國一致大業ヲ贊襄シテ帝國ノ威武ト光榮トヲ四表ニ發揚シタリ是固ヨリ我カ 皇祖皇宗ノ威靈ニ賴ルト雖抑々亦文武臣僚ノ職務ニ忠ニ億兆民庶ノ奉公ニ勇ナルノ致ス所ナラスムハアラス交戦二十閱月帝國ノ地歩既ニ固ク帝國ノ國利既ニ伸フ 朕ノ恒ニ平和ノ治ニ汲々タル豈徒ニ武ヲ窮メ生民ヲシテ永ク鋒鏑ニ困マシムルヲ欲セムヤ

嚮ニ亞米利加合衆國大統領ノ人道ヲ尊ヒ平和ヲ重スルニ出テ日露兩國政府ニ勸告スル

ニ媾和ノ事ヲ以テスルヤ 朕ハ深ク其好意ヲ諒トシ大統領ノ忠言ヲ容レ乃チ全權委員ヲ命シテ其ノ事ニ當シム爾後彼我全權ノ間數次會商ヲ累ネ我ノ提議スル所ニシテ始メヨリ交戦ノ目的タルモノト東洋ノ治平ニ必要ナルモノトハ露國其ノ要求ニ應シテ以テ和好ヲ欲スルノ誠ヲ明ニシタリ 朕全權委員ノ協定スル所ノ條件ヲ覽ルニ皆善ク朕カ旨ニ副フ乃チ之ヲ嘉納批准セリ 朕ハ茲ニ平和ト光榮トヲ併セ獲テ上ハ以テ祖宗ノ靈鑒ニ對ヘ下ハ以テ不績ヲ後昆ニ貽スヲ得ルヲ喜ヒ汝有衆ト其ノ譽ヲ偕ニシテ永ク列國ト治平ノ慶ニ賴ラムコトヲ思フ今ヤ露國亦既ニ舊盟ヲ尋テ帝國ノ友邦タリ即チ善隣ノ誼ヲ復シテ更ニ益々敦厚ヲ加フルコトヲ期セサルヘカラス 惟フニ世運ノ進歩ハ頃刻息マス國家内外ノ庶政ハ一日ノ懈ナカラシムコトヲ要ス偃武ノ下益々兵備ヲ修メ戰勝ノ餘愈々治教ヲ張リ然シテ後始テ國家ノ光榮ヲ無疆ニ保チ國家ノ進運ヲ永遠ニ扶持スヘシ勝ニ徂レテ自ラ制抑スルヲ知ラス驕怠ノ念從テ生スルカ若キハ深ク之ヲ戒メサルヘカラス汝有衆其レ善ク 朕カ意ヲ體シ益々其ノ事ヲ勤メ盛ニ其ノ業ヲ勵ミ以テ國家富強ノ基ヲ固クセンコトヲ期セヨ

戊申詔書

(五) 戊申詔書煥發

(甲) 戊申詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス
朕ハ爰ニ益々國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス願ミル
ニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙
淺ク庶政益々更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシテ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ
義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誡メ自彊息サルヘシ抑々我カ神聖ナル祖宗ノ
遺訓ト我光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サ
ハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ 朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉
シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚センコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク 朕カ旨
ヲ體セヨ

御名 御璽

明治四十三年十月十三日

内閣總理大臣侯爵 桂 太郎

國家内外の
情勢

(乙) 戊申詔書の聖旨

聖旨深遠、輕々しく之を推知し奉るべきではない。

然し乍ら、日露戰後國運の發展に伴ひ、財政經濟教育學藝等社會の各部分が急速の澎漲
を示すに従つて、國民の精神は頗る放漫の傾向を生し、浮華、驕奢、風をなして、投機に
熱中し、享樂に耽溺し、世相は著しく不良の傾向を生ずる至つた。

一方、諸外國の我を見る態度は、日露戰前のそれとは全く異なつたものが多く、目する
に好戰國民を以てして、太平洋全面に亘る地域は擧つて排日の策謀又は宣傳につとめる有
様であつた。

加之、危險なる社會主義思想は、此の間隙に乗じて次第に擡頭しつゝあり、國民にして
一大覺醒をなざれば、内外共に國家の危機に面すべき情勢となつた。謹んで惟ふに、聖
慮深くここに御軫念あらせられ、國民に對し誨へ給ふ所あらせられたものと恐察し奉るの
である。

(第一) 列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ頼ラムコトヲ期ス

これ抑も、帝國をして列國協調の大精神の上に文連の惠澤に浴せしめんとせらるゝ雄大なる國是の宣明にあらせられる。帝國が新興の元氣に滿ち、行路の荆棘を披拂して進んだ跡を見て、或は好戰國民の名を冠せんとする者を生じたのは遺憾至極であつた。戦ひば即勇なるは我傳統的尙武の國民性の然らしむる所であるが、未だ好んで戦ふの態度を示した事はない。積極的侵略の世界政策は歐洲各國の自ら體驗した所であるが、日本には未だ其の經驗がない。自衛權を正當に行使したまでである。

聖上 特に之を宣明し給ふ敬慮、有り難くも畏き限りと拜察される。

(第二) 固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ

列國と伍して文明の惠澤を共にせむとするは、これ何れの國も必ずや衷心の希望であらう然し乍ら、國運衰頹し治績舉らざる國に於ては動もすれば騒亂の原因を其處に生ずるのであつて、却て累を外國に及ぼすの實情となる何ぞ惠澤を共にするの域に達し得べき。宜しく先づ自ら國運興隆の文化國となりてこそ、始めて世界人類に對する貢獻を寄與し得る

であらう。

(第三) 宜シク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華

ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誠メ自彊息マサルヘシ

忠實業に服し勤儉産を治むるは人間生活の第一要諦である。勞せずして利を希ひ、産を治めずして暴富を庶幾する態度は亡國の兆である。信と義とを忘れたる社會は破滅する。信義ある社會の風俗は醇厚である。浮華嬌飾を退けて質實を尙ぶは君子の態度である。正業に勵まず、暴慢自ら喜び、遊惰にして其の生を肅まざるは世道の破壊者である。堂々として、至道を歩むは實に所謂「天行健 君子自彊不息」の大國民の襟度である。我等は聖諭を拜して「自彊息マサルヘシ」の句に至り、天言の深遠なるに感じ、肅然更に襟を正しうして大日本帝國の大使命を靈感するを覺ゆるものである。

(第四) 寔ニ克ク恪守シ洋礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニアリ

皇祖皇宗の遺訓は天日の炳焉たるに似て三千年の光輝赫々たるものあること國民の均しく仰ぐ所である。國史の精華は燦然として今や世界萬邦に光被して居る。これを恪守し、之

を淬礪して、歩武の堂々たるは正に天行健の雄姿である。國運の發展豈此の他にあらんや。聖上の至言敢て微臣の贅言を許すものでない。

第五。朕ハ方今ノ世局ニ處シ我忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威德ヲ對揚センコトヲ庶幾フ

顧みれば、明治維新の大業成りてこゝに四十年、明治天皇の英武聖明を以て、この大日本帝國をして東洋の雄邦たらしめし御業蹟は、臣子の普く感謝し奉る所である。然るに世局益々多事、動もすれば國基を危うせんとするなきを得ない。明治天皇の深くも叡慮を憐まし給ふ所實に恐懼至極である。國民は正に忠誠を擧げて協翼し奉り、皇猷の恢弘、皇祖皇宗の御威德昂揚に臣子の本分を輸すべきである。

韓國併合

(七) 韓國併合

(一) 東亞日本の確立

東洋に於ける日本の地位は、明治四十三年、韓國を併合した事によつて確立したものである。明治維新直後、征韓論の縦横された時よりこの方、如何にこの半島が日本にとつて

重要な事件の醞釀地であつたかは、今更繰り返す迄もない。國運を賭して戦つた日清、日露の兩役も此の半島の故であつた。韓國は或は清國の爲に惱まされ、或は露國の爲に窺はれて、其の國民の幸福を保障するの餘地すら持たなかつた。日本は其の爲に、幾多の貴重なる鮮血と莫大の富とを犠牲に供した。天運茲に廻つて竟に其の民を日本の民とし其の國土を日本の國土とするもの、誠に偶然の謂でない。況んや、古くこれを尋れば神代史以來の交渉である。日本は三千年の關係を茲に結局して東洋に於ける優越なる地位を確立し、新同胞保護の重任を負ふこととなつた。

(二) 韓國併合條約 (明治四十三年八月二十九日)

日本國皇帝陛下並ニ韓國皇帝陛下ハ兩國間ノ特殊ニシテ親密ナル關係ヲ願ヒ、相互ノ幸福ヲ増進シ東洋ノ平和ヲ永久ニ確保センコトヲ欲シ、此ノ目的ヲ達センカ爲ニハ、韓國ヲ日本帝國ニ併合スルニ如カサルコトヲ確信シ茲ニ兩國間ニ併合條約ヲ締結スルコトニ決シ之カ爲ニ、日本國皇帝陛下ハ統監子爵寺内正毅ヲ、韓國皇帝陛下ハ内閣總理大臣李完用ヲ各其ノ全權委員ニ任命セリ。因リテ右全權委員ハ會同協議ノ上、左ノ諸條ヲ協定セリ。

韓國併合條約

第一條 韓國皇帝陛下ハ韓國全部ニ關スル一切ノ統治權ヲ完全且永久ニ日本國皇帝陛下ニ讓與ス

第二條 日本國皇帝陛下ハ前條ニ掲ケタル讓與ヲ受諾シ且全然韓國ヲ日本帝國ニ併合スルコトヲ承諾ス

第三條 日本國皇帝陛下ハ韓國皇帝陛下、太皇帝陛下、皇太子殿下並ニ其ノ后妃及ヒ後裔ヲシテ各其ノ地位ニ應シ相當ナル尊稱・威嚴及ヒ名譽ヲ享有セシメ且ツ之ヲ保持スルニ十分ナル歳費ヲ供給スヘキコトヲ約ス

第四條 (前條以外の皇族に對する(及ヒ其の後裔)名譽、待遇、及び之を維持する資金を供すべき事)

第五條 (勳功ある韓人の表彰、及榮爵、恩金授與の事)

第六條 日本國政府ハ前記併合ノ結果トシテ全然韓國ノ施政ヲ擔任シ、同地ニ施行スル法規ヲ遵守スル韓人ノ身體及ヒ財産ニ對シ、十分ナル保護ヲ與ヘ且ツ其ノ福利ノ増進ヲ圖ルヘシ

第七條 (誠意忠實にして相等の資格ある韓人を韓國に於ける帝國官吏に登用すべき事)

第八條 本條約ハ日本國皇帝陛下及ヒ韓國皇帝陛下ノ裁可ヲ經タルモノニシテ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

附 韓國皇帝の諭告

朕菲德にして大業を承け臨御以後今日に至るまで、維新の政令を布かんとし備試用力、未だ曾て至らずんばあらずと雖も、由來積弱病を作し、疲弊極所に至り、眞に挽回の望なし晝夜憂慮するも善後の策茫然たり。事に任じて支離益々甚だしければ躬ら終局を收拾し得ざるに至らん。朕大任を人に託し、完全なる方法と、革新の功效とを奏せしむるに如かず故に 朕是に於て、豁然内に省み、廓然親ら斷じ、茲に韓國の統治權を従前より親信依仰したる隣國大日本帝國皇帝陛下に讓與し、外東洋の平和を鞏固にし内八域の民生を保全せんとす。爾大小の臣民、國勢と時宜とを深察し煩擾することなく、各其の職を安んじ日本帝國の文明新政に服従し幸福を享受せよ。朕の今日の此の舉、爾有衆を忘るるに非ず、専ら爾有衆を救治せんとするの至意に出づ。爾臣民等克く朕が此の意を體せよ。

明治天皇崩御

八、明治天皇崩御

(一) 明治天皇崩御

明治四十五年七月二十日、明治天皇御病惱の由、宮内省の突如の發表によつて、國民は非常に驚愕したが、御病勢の容易ならざる御模様の傳はるに隨ひ、全國の各地は愁への雲の裡にひたすら御平癒祈願の聲に溢れ、宮城二重橋前は土に伏して熱禱する老幼男女を以て滿さるゝに至つた。

然も昊天無情、遂に七月三十日午前零時四十三分、寶算六十一を以て崩御遂ばされた。

(二) 哀矣聖天子崩す

我が日本帝國臣民は茲に絶大なる悲報に接せり。何ものも比ぶべきものなき甚深の哀は冷く日本國土を銷し、普天の下、率土の濱、蒼生皆愕然として色を失し、只昊天を仰ぎ涕淚の滂沱たるのみ、吾輩斯の如き最大不幸の日に遭遇し、胸塞り情迫りて云はんと欲する所を知らず、哀愁の切々たる、七千萬の民皆赤子の慈母を失へるが如く而も情の更に烈烈たるものあり。何ぞそれ悲痛の斯の如く深きや。

聖上御不例の報突如として傳はれるは實に旬日の前にありき。陛下の臣子は恐懼措くところを知らず、天日も尙暗き心地して、いづれも天地神祇に祈願を罩め、御回復の一日も早からん事を祈り、各興業者は期せずして自ら

哀矣聖天子崩す

業を休み、家庭にありては一切音曲を停止し、敢て高談放笑するものなく、一日數回宮内省より發表せらるる御容體書の新聞號外に表るるを千秋の思にて待ち受けつゝ、殆ど業務も手に添はぬまでに案じ奉り、或は神社佛閣の祈禱となり、或は御不例御發表の二十日以来一萬を下らざる伊勢大廟の祈願となり、或は日日二重橋に跪座して祈願を捧ぐる遙拜者となり、或は御身代りにならんと祈誓を凝し、或は連日水垢離を取れるの善男善女となり、或は十萬の天機奉伺者となり、七千萬民一人として、皇室の喜憂を以て喜憂させざるものなき此の世界に比類を絶てる至誠至忠の一念も遂に如何ともするに由なく、申すも畏けれど仁慈慈悲の權化とも仰ぎまつれる 皇后陛下の衣帯をも解き給はぬ晝夜の御看護すら、其の甲斐なく、又名醫の心力を傾注して奉仕する御手當もその驗あらせられずして、遂に流焉として神去り給ふ。嗚呼何ものの悲しみか之に加ふべき。七千萬民遂に皇居の天を仰いで嗚咽流涕せざらんを欲するも得んや。殊に御結婚高き皇后陛下の御慈傷、御孝心深き皇太子殿下の御慈歎を察し奉りては九傷寸断の思なくんばあらざるなり。

悲しく惟れは、陛下寶算六十又一、去る慶應三年萬世一系の皇統を御繼承あらせられてより御在位四十又六年……………(下略)

(三) 内閣總理大臣ノ詳

内閣總理大臣正二位勳一等侯爵 臣西園寺公望泣血頓首謹言ウヌ
靈輦殯ヲ啓カセラレ饋奠方ニ陳ス群臣咸集マリ友邦畢ク會シ等シク 聖儀ノ幽醫ヲ痛ミタマツル 恭ミテ惟ルニ
明治天皇睿智神ノ如ク峻徳天ニ侔シ冲齡極ニ登リ武ナ 神皇ノ榮基ニ踵キタマヒ國歩ノ艱難ヲ排シテ維新ノ大業

内閣總理大臣
臣詳詞

ヲ成シ五條ノ誓文ヲ立テテ百代ノ國是ヲ定メ給ヒ藩ヲ廢シ縣ヲ置キ制ヲ革メ治ヲ興シ内ハ憲法ヲ制定シテ軌範ヲ不朽ニ垂レ外ハ條約ヲ改訂シテ利權ヲ永遠ニ伸ヘタマヒ法典ヲ修メ産業ヲ奨メ兵備愛ニ整ヒ文教益振フ 常ニ世界ノ平和ニ倦容シタマヒ殊ニ東洋ノ治安ヲ軫念アラセラレ同盟ヲ締ヒ鄰交ヲ敦シテ不運虧平シテ、我武維揚リ島嶼淵大ニシテ國威愈宣フ 盛徳洪業迄ニ前古ヲ曠ウシテ後代ヲ光ラス 伏シテ願ミレハ 御寓四十七年ノ間天行至健ニシテ一日萬機未タ曾テ逸豫シタマハス庶政成舉リ蒼生永ク頼リ均シク昭代ノ慶福ヲ享ケ奉テ聖壽ノ無疆ヲ祝シシニ 一朝不豫アラセラレ率土震駭シ天ヲ仰キ地ニ踏シ神トシテ禱フサルナシ吁嗟蒼天ノハ皇宮胡寧レソ弔マサル 大駕奄チ登遐シテ水ク兆民ヲ棄テタマヒ 靈柩咫尺ニ在シテ人天ヲ隔ツ 龍髯ノ攀ツルニ路ナキ悲ミ鳥號ノ尋メルニ地ナキ傷ム情塞カリ神遊リ復タ言フ所ヲ知ラス 伏シテ冀クハ在天ノ 聖靈其レ 臣等 哀哀ノ徽忱ヲ慙ミ偏ニ照鑒ヲタレサセタマヘ

第二節 大正時代史

一、大正時代の基調

國民の反省

明治天皇崩御あらせらるゝや、皇太子嘉仁親王 即ち 踐祚し給ひ、改元して大正と稱し給ふ旨詔勅を下し給うた。臣民は肅然として、新帝の治下に國歩の開拓を決意し、明治大帝の偉業を更に恢宏せんことを祈念し、大なる緊張の裡に新時代の歩を起した。

而して、其の新時代の基調は果して奈邊にあつたか。維新以來四十五年間に各方面に極度の伸展を示した後を受けて、卒然反省の機會に遭遇した爲に、當然來るべき態度は、此の進運を失墜せざらん事の警戒であつた。數年ならずして世界大戰の大舞臺に乗り出すべき機運を胎んで居る事は、未だ何等の反省を許さなかつた。

我等は茲に、更めて新時代の基調を考覈する迄もない。其は實に、新帝踐祚の初め下し給うた所の數々の詔勅の中に十分之を拜し得るを思ふ。

(一) 朝見式勅語 大正元年七月三十一日

朕俄カニ大喪ニ遭ヒ哀痛極リ罔シ 但タ皇位一日モ曠シクス可カラス 國政須臾モ廢スヘカラサルヲ以テ 朕ハ茲ニ踐祚ノ式ヲ行ヘリ
顧フニ 先帝英明ノ資ヲ以テ維新ノ運ニ膺リ萬機ノ政ヲ親ラシ内治ヲ振刷シ外交ヲ伸張シ大憲ヲ制シテ祖訓ヲ昭ラカニシ典禮ヲ頒チテ蒼生ヲ撫ス 文教茲ニ敷キ武備茲ニ整ヒ庶績咸熙リ國威維レ揚カル 厥ノ盛德鴻業萬民具ニ仰キ列邦共ニ視ル 寔ニ前古未タ曾テ有ラサル所ナリ

朕今萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ政治ノ大權ヲ繼承ス 祖宗ノ宏謨ニ遵ヒ憲法ノ條章ニ由リ之カ行使ヲ行ルコト無ク以テ先帝ノ遺業ヲ失墜セサランコトヲ期ス 有司須ク先帝ニ盡シタル所ヲ以テ朕ニ事ヘ臣民亦和衷協同シテ忠誠ヲ致スヘシ 爾等克ク 朕カ意ヲ體シ朕カ事ヲ獎順セヨ

(二)

陸海軍に下し給へし勅諭

大正元年七月三十一日

朕、茲ニ大統ヲ嗣キ、列聖ノ遺烈ヲ承ケ、萬世一系ノ帝祚ヲ踐ムニ方リ、特ニ 朕カ親愛スル陸海軍人ニ告ク。

惟フニ、皇考曩ニ汝等ニ、軍人ノ精神五箇條ヲ訓諭シ、一誠以テ之ヲ貫ク可キヲ示シ給ヘリ。汝等軍人ハ夙夜此聖訓ヲ奉體シ、累次ノ征戰ヲ經、國威ヲ宣揚シ、皇基ヲ恢弘シ以テ曠古ノ偉績ヲ翼成セリ。朕ハ、朕カ統率スル所ノ軍隊ハ、即チ是レ、皇考ノ慈育惠撫シ給ヒタル所ノ軍隊ナルヲ念ヒ、汝等軍人ノ忠信ニ信倚シ、皇考ノ偉業ヲ紹述シ、倍々皇國ノ光威ヲ顯彰シ、億兆ノ福祉ヲ増進セム事ヲ冀フ。汝等軍人ハ、皇考ノ遺訓ニ由リ以テ直ニ之ヲ、朕カ窮ニ效シ、愈々奉公ノ志ヲ鞏クシ、思索ノ選ヲ慎ミ宇内ノ大勢ニ鑑ミ時勢ノ進運ニ伴ヒ、拮据勵精各々其本分ヲ竭シ、朕カ股肱タルノ實ヲ舉ケ、以テ皇謨ヲ扶翼センコトヲ期セヨ。

(三)

元老に下し給へし勅語

八月十三日、新帝陛下は山縣有朋、大山巖、桂太郎、松方正義、井上馨を宮中に召され左の勅語を賜つた。

朕猝ニ大統ヲ承ケ、夙夜兢兢々逮ハサランコトヲ懼ル。卿多年先帝ニ奉事シ、親シク聖旨ヲ承ク。朕今先帝ノ遺業ヲ紹クニ當リ、復タ卿ノ匡輔ニ須ツモノ多シ。卿宜シク朕

御即位禮勅語

カ意ヲ體シ、朕ヲ輔クル所アルベシ。

(四) 御即位禮

朕 祖宗ノ遺烈ヲ承ケ惟神ノ寶祚ヲ踐ミ爰ニ即位ノ禮ヲ行ヒ普ク爾臣民ニ誥ク
朕惟フニ 皇祖皇宗國ヲ肇メ基ヲ建テ 列聖統ヲ紹キ裕ヲ垂レ天壤無窮ノ神勅ニ依リ
テ萬世一系ノ帝位ヲ傳ヘ 神器ヲ奉シテ八洲ニ臨ミ 皇化ヲ宣ヘテ蒼生ヲ撫ス 爾臣
民世々相繼キ忠實公ニ奉ス 義ハ則チ君臣ニシテ情ハ猶ホ父子ノ如ク以テ萬邦無比ノ
國體ヲ成セリ

皇考維新ノ盛運ヲ啓キ開國ノ宏謨ヲ定メ 祖訓ヲ紹述シテ不磨ノ大典ヲ布キ 皇圖ヲ
恢弘シテ曠古ノ偉業ヲ樹ツ 聖德四表ニ光被シ仁澤遐邇ニ霑洽ス

朕今不績ヲ續キ遺範ニ遵ヒ内ハ邦基ヲ固クシテ永ク磐石ノ安ヲ圖リ外ハ國交ヲ敦クシ
テ共ニ和平ノ慶ニ賴ラムトス 朕カ祖宗ニ負フ所極メテ重シ 祖宗ノ神靈照鑑上ニ在
リ 朕夙夜兢業 天職ヲ全クセムコトヲ期ス 朕ハ爾臣民ノ忠誠其ノ分ヲ守リ勵精其
ノ業ニ從ヒ以テ皇運ヲ扶翼スルコトヲ知ル 庶幾ハクハ心ヲ同シクシ力ヲ戮セ倍々國

交ヲ顯揚センコトヲ 爾臣民其レ克ク 朕カ意ヲ體セヨ

御名 御璽

大正四年十一月十日

二、世界大戰に於ける日本の行動

(一) 歐洲の政局と大戰の勃發

歐洲に於ける三國協商と獨逸同盟との微妙なる動きは、直接には日本の關與する所では
ない。バルカン半島の風雲についても同様である。汎スラブ主義と汎ゲルマン主義との對
立は、この半島に於て其の尖端を接して居る事もまた同様であつた。故に奧國皇儲殿下夫
妻の遭難に對しては、日本は上下を擧げて哀悼の意を表した事當然である。

然るにオーストリアとセルビアとの關係は、實にドイツとロシアとの關係であり、ドイ
ツの隆替は英佛の喜憂となる實情であつて、平均の破れたる衡器は再び平均を回復するま
で動搖が續かざるを得なかつた。ドイツの異常なる發展と、其の傍若無人の發展の宣言と
は各國をして之を警戒せしめ及び反感を抱かしむるに十分であつた。かかる大勢は、遂に

歐洲の勢力
對抗

大戰の必至
的形勢

歐洲の天地を短時日の間に戦禍の渦に巻き込むに至つて日本も其の渦中に投ずるの餘儀なきに至つた譯であつた。日本は歐洲の天地に於ける戦争に容喙せざるを賢明とする。然し乍ら、東洋に於ける獨逸の勢力は協商側と武力抗争をするに足り、太平洋の西部、西南部は戦禍の恐怖を受くるに十分な理由があつた。

機微なる外交の動きがあつた。日本の向背は將に歐洲の戦局に至大の關係を持つ事言ふまでもない。然るに日本は日本の信義觀念から左顧右盼の形勢觀望を許されざるものがあつた。嚴乎たる日英同盟の明文が茲に於てか回顧される。また、日本の重大使命として明治初年以來標榜して來た東洋平和の精神が回顧される。日本はこの二大觀念を基礎として獨逸に對する要求を敢てせざるを得なかつた。

日本の態度は、大正三年八月十五日付を以て獨逸に交付された「最後通牒」に明瞭である。曰く、

帝國政府は、現下の狀勢に於て、極東の平和を紊亂すべき源泉を除去し、日英同盟協約の豫期せる全般の利益を防護するの措置を講ずるは、該協約の目的とする東亞の平

和を永遠に確保するが爲めに、極めて緊要の事たるを思ひ、茲に誠意を以て、獨逸帝國政府に勸告するに、同政府に於いて、左記二項を實行せられんことを以てす。

第一 日本及び支那海洋方面より、獨逸國艦艇の即時に退去すること。退去する能はざるものは、直ちに其の武装を解除すること。

第二 獨逸國政府は膠州灣租借地全部を支那に還付するの目的を以て、一千九百十四年九月十五日を限り、無償無條件にて日本帝國官憲に交付すること。

日本帝國政府に於て、叙上の勸告に對し、一千九百十四年八月二十三日正午までに、無條件に應諾の旨、獨逸帝國政府より回答を受領せざるに於ては、帝國政府は其の必要と認むる行動を執るべきことを聲明す。

然るに獨逸は之に對して何等の回答を與へなかつた。日本の公明なる態度は茲に決定して、遂に對獨宣戰の詔勅を宣せらるゝ事となつた。

(二) 對獨宣戰の詔

天佑ヲ保有シ、萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝國皇帝ハ、忠實武勇ナル汝有衆ニ示

ス 朕、茲ニ獨逸國ニ對シテ、戰ヲ宣ス、朕カ陸海軍ハ、宜シク力ヲ極メテ戰鬪ノ事ニ從フヘク、朕カ百僚有司ハ宜シク職務ニ率循シテ、軍國ノ目的ヲ達スルニ最ムヘシ。凡ソ國際條規ノ範圍ニ於イテ、一切ノ手段ヲ盡シ、必ラス遺算ナカラムコトヲ期セヨ。朕ハ深ク現時歐洲戰亂ノ殃禍ヲ憂ヒ、専ラ局外中立ヲ恪守シ、以テ東洋ノ平和ヲ保持スルヲ念トセリ。此ノ時ニ方リ、獨逸國ノ行動ハ、遂ニ朕ノ同盟國タル大不列顛國ヲシテ戰端ヲ開クノ已ムナキニ至ラシメ、其ノ租借地タル膠州灣ニ於イテモ、亦日夜戰備ヲ修メ、其ノ艦艇、存リニ東亞ノ海洋ニ出沒シテ、帝國及ヒ與國ノ通商貿易、爲メニ威壓ヲ受ケ、極東ノ平和ハ、正ニ危殆ニ瀕セリ。是ニ於イテ、朕ノ政府ト大不列顛國皇帝陛下ノ政府トハ、相互隔意ナキ協議ヲ遂ケテ、兩國政府ハ同盟協約ノ豫期セル全般ノ利益ヲ防護スルカ爲メ、必要ナル措置ヲ執ルニ一致シタリ。朕ハ此ノ目的ヲ達セムトスルニ當リ、尙努メテ平和ノ手段ヲ悉サムコトヲ欲シ、先ツ朕ノ政府ヲシテ、誠意ヲ以テ獨逸帝國政府ニ勸告スル所アラシメタリ。然レトモ、所定ノ期日ニ及フモ朕ノ政府ハ終ニ其ノ應諾ノ回牒ヲ得ルニ至ラス。

朕、皇祚ヲ踐ミテ未タ幾クナラス、且ツ今尙皇妣ノ喪ニ居レリ。恒ニ平和ニ眷々タルヲ以テシテ、而カモ竟ニ戰ヲ宣スルノ已ムヲ得サルニ至ル。朕、深ク之レヲ憾ミトス朕ハ汝有衆ノ忠實武勇ニ倚賴シ、速カニ平和ヲ克復シ、以テ帝國ノ光榮ヲ宣揚セムコトヲ期ス

大正三年八月二十三日

(各大臣副署)

御名 御璽

(三) 帝國陸海軍の活動

日本は敢然として宣戰理由の貫徹に奮闘し、東洋平和、世界人類の幸福の爲の使命に振ひ起つた。實に日本の態度は強雄獨逸を相手として、國運の將來を決する重大岐路に立つた態度である。變轉極まりなき世界外交の中に、東洋民族の首班として、然も隣邦支那が隙あらば反噬の舉に出でんとするを控へ乍ら、日本は勇敢に進出して行つた。而して、我が軍事活動は、我國の使命遂行に關する限りに於て、實に間然する所なき成果を獲得し、戰役全面に寄與する所至大なるものがあつた。

青島は十一月七月陥落して膠洲灣は全く日本の手に歸し、獨領南洋諸島はこれより先き九月十月の交より日英海軍の共同作戦によつて、全く占領を了し、太平洋面は全く風塵の恐れなきに至つたけれども、獨逸の潜水艇戦は地中海、大西洋の海面に甚しき恐怖を與へ戦局の前途は一時必ずしも樂觀を許さざるに至つた。爲に日本は更に力を地中海面に伸し大正六年我が特務艦は遂に地中海に出動して、輸送及通商の保護、獨逸潜水艇の監視、攻撃に従事し、列國に對する軍事的援護を全うした。

(四) 東亞陸上の諸問題

東亞の局面に於ては、尙事態の靜穩を缺く者が多かつた。支那は日本に對する年來の反感を亢進させて、日支の關係を不良にし、青島も直に還附を要求する等の事があつて、遂に大正四年五月二十五日二十一ヶ條の日支條約が締結調印され、

- 一、日本は山東省に於ける獨逸の利權を繼承する事
- 二、旅順大連の租借權を九十九年間に延長する事
- 三、南滿及東部内蒙古に於ける日本の優越權を承認する事

等が決定した。日本の東亞大陸に於ける優越の基礎はこの條約によつて、確定したが、後來これによつて更に日本が動かねばならぬ事となるのであり、支那の對日反感は益強まるに至つた。

シベリヤに於ては大正七年チエコ・スロバキヤ軍の本國歸還の途上、露軍の壓迫を受くるものあるによつて、陸軍を派遣して之が救援に當らせたが、浦塩方面にはこれより先き海軍が出動して居留民保護、秩序の維持に當る所がある等、大陸の一部は尙日本軍の活動を要するものがあつた。

南支那より露領沿海洲に亘る海岸は、日本にとつては實に重要な運命の關係にある。日本の實力が此の全面に優越するに非ざる限り、日本は不斷の不安に置かれなければならぬ。

(五) 大戰終局と日本

五ヶ年に亘つた慘禍の跡を物凄く殘して、世界大戰は大正七年十一月十一日先づ、休戰條約の調印を了した。各國はそれ／＼講和使節を任命し、日本からは、西園寺公望、牧野

仲顯、松井慶四郎、珍田捨巳、伊集院彦吉の五氏が任命され茲に、大戰後處理の大會議は佛國巴里に於て開かるゝに至つた。

(甲) 平和克復の詔 大正九年一月十日

平和克復の詔

朕惟フニ、今次ノ大戰亂ハ、兵戈五年ニ彌リ、世界ヲ聳動セシメタルモ、我聯合諸友邦、勇奮努力ノ威烈ニ頼リ、戰氣一掃、平和全ク復スルニ至リタルハ、朕ノ甚タ憚フ所ナリ。今斯ノ紛擾ノ局ヲ收メ、安寧ヲ將來ニ視ルハ、固ヨリ諸友國ノ協同變理ニ須タサルヘカラス。嚮ニ講和會議ノ佛國ニ開カル、ヤ、朕亦全權委員ヲ簡派シ、其ノ商議ニ參セシメシニ、平和永遠ノ協定新ニ成リ、國際聯盟ノ規模斯ニ立ツ、是レ朕カ中心實ニ欣幸トスル所ナルト共ニ、又今後國家負荷ノ重大ナルヲ感セスンハアラサルナリ。

今ヤ世運一展シ、時局不ニ變ス、宜シク奮勵自強、隨時順應ノ道ヲ講スヘキノ秋ナリ爾臣民其レ深ク之ニ省ミ、進ミテハ萬國ノ公是ニ循ヒ、世界ノ大經ニ仗リ、聯盟平和ノ實ヲ舉ケンコトヲ思ヒ、退イテハ重厚堅實ヲ旨トシ、浮華驕奢ヲ戒メ、國力ヲ培養

シテ、時世ノ進運ニ伴ハンコトニ勉メサルヘカラス。

朕ハ永ク友邦ト共ニ和平ノ慶ニ頼リ、休明ヲ同クセムコトヲ期シ、朕カ忠良ナル臣民ノ一致協力ニ倚藉シ、衆庶ノ康福ヲ充足シ、文明ノ風化ヲ廣敷シ、益祖宗ノ洪業ヲ光恢セムコトヲ庶幾フ。爾臣民、其レ克ク 朕カ旨ヲ體セヨ。

(乙) 陸海軍人ニ優詔 大正九年一月十日

陸海軍人ニ優詔

朕カ親愛スル陸海軍人ニ告ク。

朕大統ヲ嗣キ皇位ヲ踐ミ、兵馬ノ大權ヲ統フルノ初、特ニ汝等軍人ニ示スニ、皇考ノ遺訓ニ率ヒ、世軍ノ進展ニ伴ヒ、各々其本分ヲ盡スベキヲ以テシタリ。是レ朕カ汝等軍人ノ忠勇ニ信頼スルコト大ナレバナリ。爾來未タ幾ナラサルニ歐洲ノ戰亂ニ會シ、東洋平和モ亦危殆ニ頻セリ。

朕即チ康寧ヲ保持スルノ已ムコトヲ得サルニ出テ、日英同盟ノ義ニ依リ、獨逸國ニ對シ、戰ヲ宣シ、聯合與國ト協同事ニ當レリ。汝等軍人同心協力シテ、外ニ當リテハ籌畫遺スコトナク攻戰機ヲ制シ、内ニ在リテハ軍容整備シ、警防宜キヲ得能ク列國ノ危

殆ニ應シ、帝國ノ威武ヲ宣揚シ、以テ 朕カ望ミニ副ヘリ。
朕ハ深ク汝等ノ忠誠勇武ニ由リ、能ク宣戰ノ目的ヲ達シタルヲ憚ヒ、切ニ戰ニ死シ病ニ斃レ傷痍シテ癘痼ト爲リタルモノヲ悼ム。

朕今獨逸國ト和ヲ講シ、列國ト其慶ヲ同クス。願フニ帝國ノ光榮ト我國ノ名譽トハ、更ニ汝等カ責務ノ重キヲ加ヘ、國家ノ發展實ニ汝等ノ努力ニ待ツコト多シ。矧ヤ他ノ方面ニ在リテハ、未タ遽カニ班師容サ、ルアルヲヤ。汝等其レ克ク朕ノ意ヲ體シ、其軍隊ニ在ルト郷間ニ在ルトヲ問ハス、出處致ヲ一ニシテ、愈々軍人ノ本分ヲ恪守シ、拮据黽勉以テ奉公ノ實ヲ舉ケムコトヲ期セヨ。

(六) 國際聯盟と日本

日本の獲得

媾和條約によつて日本の獲得した所は

- 一、獨逸の有したる膠州灣租借權の繼承
- 二、赤道以北南洋諸島の委任統治
- 三、軍艦、潛航艇、航空機、發動機等若干、償金若干

四、國際聯盟主要國たる地位

等の數項であつたが、世界的國際關係に進出しての日本は、堂々たる君子國の態度を失はなかつた。

國際聯盟は、大戰の慘禍によつて蒙つた人類の不幸を現在及將來に於て除去すべき崇高なる理想によつて組織された。聯盟規約の前文はよく此の理想を物語つて居る。曰く、

締約國ハ

聯盟規約の
前文

戰爭ニ訴ヘザルノ義務ヲ受諾シ

各國間ニ於ケル公明正大ナル關係ヲ規律シ

各國政府間ノ行爲ヲ律スル現實ノ規準トシテ國際法ノ原則ヲ確立シ組織アル人民ノ相互ノ交渉ニ於テ正義ヲ保持シ且嚴ニ一切ノ條約上ノ義務ヲ尊重シ

以テ國際協力ヲ促進シ且各國間ノ平和安寧ヲ完成センカ爲

茲ニ國際聯盟規約ヲ協定ス

抑も、國際聯盟の根本義は國際協調にあり、世界平和にあり、民族自決にあり人類の歴

史ありて以來の最も崇高なる事績であつた。而して、日本は傳統の精神によつて此の崇高なる事業の遂行に、最も嚴肅なる努力を拂つて參加するの光榮を感謝した。日本の態度の眞實なるは各國の認むる所、日本は最も眞實なる精神を以て國際聯盟の發達に努力し、東洋の一角から、遙に歐洲の天地に平和の光澤の生るゝ事に對する努力を拂ひつゝあつた。これ眞に日本が世界の日本としての地位に到達したものであつて、三千年の歴史の結果をこゝに大成したのである。

戦後の華奢
を戒むるの
詔

茲に、大戦後の國民に對して大に戒慎を要する 聖諭を拜した事は、國民として大に反省せざるべからざる事であつた。即ち、前掲「平和克復の詔」を拜するに、頗る重大なる反省事項一にして足らざるを思ふのである。

國家の負荷
重大ノ自覺

(一) 平和永遠ノ協定新ニ成リ、國際聯盟ノ規模斯ニ立ツ。是レ 朕カ中心實ニ欣幸トスル所ナルト共ニ、又今後國家負荷ノ重大ナルヲ感セスンハアラサルナリ。
と仰せ給ふ所の「國家負荷ノ重大」を國民もまた深く覺悟せねばならぬ。國民にしてよく此の重大覺悟を忘れぬならば、國運の前途は刮目して見るべきであらう。然るに、大戦

奮勵自強
隨時順應

後の國民は、戦時及戦後の好景氣に釣られて、甚だしく浮華に陥り、馳て來るべき大恐怖に對してさへ何等の警戒を加へざるかに見えた。

(二) 宜シク奮勵自強、隨時順應ノ道ヲ講スヘキノ秋ナリ。
隨時順應せよとの、淑慮實に有り難き限りと拜察する。當時に於て、この聖諭に含まるゝ思召しを幾分なりとも深く反省したならば、恐慌來に對して狼狽するの度は少なかつたであらう。

萬國の公是
世界の大經

(三) 進ミテハ、萬國ノ公是ニ循ヒ、世界ノ大經ニ仗リ、聯盟平和ノ實ヲ與ケンコトヲ思ヒ。

萬國の公是、世界の大經によつて世界平和の建設に従事するは、正に國民の光榮ある使命である。

重厚堅實
國力倍養

(四) 退イテハ、重厚堅實ヲ旨トシ、浮華驕奢ヲ戒メ、國力ヲ培養シテ時世ノ進運ニ伴ハ
ンコトニ勉メサルヘカラス。

「浮華驕奢」を戒め給ふ 聖慮誠に恐懼し奉らねばならぬ。當時の國民の生活には、浮華

であり、驕奢である多くの實例があつて、社會の問題とさへなつた。一夜一人の招待宴會費百何十圓といふ話もあり、香水風呂云々の話もあつた。都市の浮華は勿論であるが、純朴の農山村にまで、驕奢の風が浸染して、一時的好況が永久に物質的享樂の風を植えつけた事實は何とんでも挽回し難い大損失であつた。聖慮深遠國民の大に慎まねばならぬ点である。

三、東宮殿下御外遊及攝政御就任

(一) 東宮殿下御外遊

東宮殿下御外遊

東宮殿下には、大正十年三月三日横須賀御出發、軍艦香取に召されて、歐洲各國を御訪問、萬里の鵬程恙あらせられず、九月三日御歸朝遊ばされた。

殿下御外遊の事一度發表さるゝや、世論囂々として、當局の所爲を非難し、東宮殿下の御身上を懸念する國民の赤誠は、全國に亘つて披歴された。然し乍ら、本來此の御外遊は世界大戰後の歐洲各國が如何なる形勢にあるかを御視察遊ばされ、御聰明を更に啓發せられて、聽て世界の大帝王たるべき御修養の御道程であるから、識者は大日本の發展の爲に

一面に深甚なる御懸念を申上ぐると共に、一面に空前の壯舉として慶祝止まざる次第であつた。實に、建國以來三千年、東宮殿下の御身を以て遙に歐洲の地に御足跡を印し給ひしに、空前の壯舉であらせらるゝに、況んや歐洲各國の元首との御親交を重ね、大戰慘禍の跡を弔ひ、政治、經濟、學術、美術、風俗等あらゆる方面の御視察を終らせられた事は我等臣子として實に無限の感激禁じ難いものがある。

次ぎに御日程の概略を記し申し上げて 殿下の御盛行を祝し奉る。

(二) 御日程

一、御日程略

東宮殿下には閑院宮殿下御隨伴の下に珍田捨己(宮内省御用掛)奈良武次(東宮武官長陸軍中將)西園寺八郎(式部官)等の供奉員を隨へ軍艦香取に召され、鹿島艦之に供奉し大正十年三月三日歐洲事象御見學の爲横濱を出發あらせられた。蓋し空前の壯舉にして殿下御聰明の發露する所、到る所に御佳話を残したまひ、世界的大日本の將來の益々榮光に滿つべきを思はしめた。九月三日殿下には御無事横濱に御歸着あらせ給ふ。左に御日程の

御日程

概略を記し奉る。

- 三月 三日横濱御發程 六日沖繩御上陸 一〇日香港御入港 一八日新嘉坡御入港
- 二八日古倫母御着
- 四月 一五日蘇土御着 一六日運河御通過 一七日坡土西御着 一八日埃及王晚餐
- 會御臨場 一九日埃及王公式御訪問 二四日マルタ島御着 二五日日本海軍
- 戰没者追悼式御臨場 三〇日ジブラルタル御着
- 五月 二日西班牙皇室及政府代表者來訪 七日英國スピットヘッド御着 九日ボーツ
- マス軍港御上陸、英皇太子、コンノート殿下及官民の歓迎を受けられ、特別列車にて倫敦御着、停車場にて英帝ジョージ五世陛下と御握手、馬車に御同乗バッキンガム宮殿に入らせらる 一〇日ウインズル宮殿御訪問 一日倫敦市御訪問（以上三日英帝室の御賓客） 一二日上院下院御見學これより英蘭銀行、倫敦塔、牛津大學、陸軍大學、劍橋大學等に行啓あり 一九日エジンバラに二四日マンチエスターに二六日倫敦に歸還せらる 二七日イートン行啓 二九日タイムス紙に告

別御挨拶御寄書、英帝英皇太子とヴィクトリア停車場にて御訣別、ボーツマスにて香取御上艦 三一日アール御上陸

- 六月 一日エリゼー宮殿に大統領ミルランヲ御訪問、同答訪 二日無名兵士の墓に花輪を賜ふ 一〇日ブラッセル御着、皇帝皇太子御出迎あり 一二日ウオーターロ
- 一古戰場御見學 一三日オスタンド、ニューポールイール等戰蹟御巡覽
- 一五日アムステルダム市御入京 一七日平和宮殿御見物 二五日ヴェルダン御訪問
- 七月 七日巴里御退去、ツローンにて香取御乘艦 一日ナポリ御到着 十二日羅馬御入京、伊帝御出迎あり 一五日羅馬法皇御訪問 一八日ボンベイ御覽、ナポリ御發航御歸朝の途に就かる 二二日坡西土御入港 二四日蘇土御入港 三〇日亞丁御入港
- 八月 九日古倫母御入港 一八日新嘉坡沖御假泊 二二日カムラン灣御入港
- 九月 二日館山灣御到着 三日午前九時横濱御入港、十一時十五分東京驛着御

御歸朝ノ令旨

(三) 御歸朝令旨

予ハ曩ニ 皇上陛下ノ允許ヲ蒙リテ歐洲諸國ヲ巡遊シ幸ニ遠路恙ナク今日歸朝スルヲ得タルハ深く自ラ喜悅スルト共ニ、予ノ外遊ニ關シ朝野ノ表示セル一憂一喜ノ至情ハ予ノ欣感忘レサル所ナリ。

予ノ歐洲諸國ヲ歴訪スルヤ諸國ノ元首竝ニ官民ハ均シク眞實篤實ナル誠意ヲ披瀝シテ歡待至ラサル所ナク之ニ因テ短日月間ニ多方面ノ事物ヲ視察スルヲ得タルハ、予ノ幸福トスル所ナルカ歴訪諸國ノ歡待ハ、蓋シ予ニ對スル好意ノ表現ニ止ラス實ニ我カ國民ニ對スル友情ノ發露ナリ、予ハ此ノ機會ヲ以テ國民ト共ニ深厚ナル感謝ノ意ヲ表セサルヘカラス。

斯ノ遊往復半歳ニ過キスシテ充分ナル考究ヲ爲スニ暇アラサリシモ予ハ此ノ間ニ於テ知名ノ政治家竝ニ軍人學者等ニ接見シテ其ノ談論ヲ聽キ學術文藝產業等發達ノ狀況ヲ視察シ遂ニ大戰ノ跡ヲ尋ネ慘憺タル光景歷々猶存スルヲ目撃シテ彌々世界平和ノ切要ナルヲ感シ戰時聯合國民カ國難ノ爲ニ發揚セル犧牲ノ精神偉大ナルヲ追想シ更ニ戰後

攝政ヲ置ク詔書

(四) 皇太子殿下攝政御就任

(甲) 攝政を置く詔書

朕々トシテ文明ノ興隆ニ努力セル氣象ヲ看取シ感興尤深ク裨益ヲ獲ルコト頗ル多カリキ予ハ大戰ノ教訓今猶鮮明ナル時機ニ於テ見學ノ目的ヲ遂ケタルヲ喜フ。

惟フニ我ニ國粹ノ精華アリテ固有ノ特長ニ屬ス、然レトモ我國ノ宜ク他邦ニ學フヘキモノモ亦尠カラズ、予冀クハ國民ト共ニ維新ノ宏謀ニ則リテ今後益奮勵シ彼ノ長ヲ取リテ我ノ短ヲ補ヒ國運ノ隆昌ヲ期シ世界文化ノ發展ニ資シテ以テ 皇上陛下ノ聖意ニ副ハムコトヲ。

朕久シキニ亘ルノ疾患ニ由リ大政ヲ親ラスコト能ハサルヲ以テ皇族會議及樞密顧問ノ議ヲ經テ皇太子裕仁親王ヲ攝政ニ任ス茲ニ之ヲ宣布ス

御名 御璽

攝政名

宮内大臣子爵 牧野伸顯

大正十年十一月廿五日

内閣總理大臣子爵 高橋是清

(乙) 攝政就任の令旨

攝政就任ノ
令旨

大正十年十一月廿六日高橋總理大臣を御召しありて左の令旨を下し賜ふ。
皇上ノ御不例久シキニ亘ラセラルルハ、予ノ國民ト共ニ憂懼措カサル所ナリ、今ヤ大政ヲ親ラシ給フコト能ハサルニ因リ、予ハ盛典ニ遵ヒテ攝政トナレリ、是レ實ニ已ムヲ得サルニ出ツ、方今國事多端ノ際予ノ弱齡寡德ヲ以テ此ノ重任ニ膺ル夙夜兢々トシテ負荷ニ任ヘサラムコトヲ恐レ唯方ニ先皇維新ノ鴻謨ト皇上紹述ノ宏規トヲ遵奉シテ勵精治ヲ求メ外ハ國交ヲ敦クシ内ハ國民ノ福祉ヲ増進センコトヲ期シ以テ、皇上御平癒ノ日ヲ待ツヘキノミ。國民予カスノ意ヲ體シ各其ノ業ヲ勤メ分ニ隨ヒテ公ニ奉シ上下心ヲ一ニシテ國運ノ永昌ヲ圖ラムコトヲ望ム。

四、華盛頓會議

世界大戰による各國の疲弊は何れも相當深刻であつた。各國は各自國の傷痍を回復する爲に全力を傾けねばならぬ狀況にあつた。一方、國際聯盟の精神から各國は協調の態度を保つものゝ様であるけれども、國家間の微妙なる關係から軍備殊に海軍々備の如きも、或

る一國だけで縮少するといふ事も出來ず、相互に協調して負擔の軽減を圖るより外なかつた。

茲に米國大統領ハーチング氏は、海軍制限協定の目的を以て列國を招請し、大正十年十一月十二日から、十一年二月一日迄に會議五回、遂に日英米佛伊の五國間に制限條約の締結に成功した。

日本に於ては、第四十五議會開院式に際して次ぎの勅語を拜戴した。

(一) 第四十五議會開院式勅語

朕茲ニ帝國議會開院ノ式ヲ行ヒ、貴族院及衆議院ノ各員ニ告ク。

帝國ト締盟各國トノ交際ハ益々親厚ヲ加ヘ、華盛頓會議モ亦將ニ其ノ成果ヲ見ムトス朕深ク之ヲ喜フ。

今ヤ帝國ハ、外列強ニ伍シテ負荷重キヲ加ヘ、内文運ノ伸暢ニ伴ヒ時務愈滋カラムトス。

朕ハ忠良ナル臣民ノ協力ニ依藉シテ、國勢隆昌ノ實ヲ舉ケ、世界平和ノ確立ト、文化

第四十五議
會開院式勅
語

ノ進展トニ資セムコトヲ期ス。

朕ハ國務大臣ニ命シテ、大正十一年度豫算案及各般ノ法律案ヲ帝國議會ニ提出セシム
卿等克ク 朕カ意ヲ體シ、和衷審議以テ協贊ノ任ヲ竭サムコトヲ望ム。

海軍制限條約

(二)

海軍制限條約(摘要) (大正十一年二月六日調印、八月十七日批准完了)

第一、五大國(英米日佛伊)は世界の恒久平和國費の輕減を希望する爲に本條約を締結
して海軍制限を協定す。

第二、五大國は本協定調印の日より十箇年に達するまで主力艦の建造を休止す。

但し例外として米國は建造中のウエフト、ヴァージニア級二隻、英國は三萬五
千噸を超過せざる新主力艦二隻の建造を爲すことを得、その代り米國は二隻、
英國は四隻の舊艦を廢棄す。佛伊兩國は千九百二十七年以後代艦を建造するこ
とを得。

第三、五大國の海軍力比率は次の如く規定す。

英國—五二五、〇〇〇噸 米國—五二五、〇〇〇噸 日本—三二五、〇〇〇噸

佛國—一七五、〇〇〇噸 伊國—一七五、〇〇〇噸

第四、主力艦は噸數三萬五千噸、主砲十六吋を超ゆべからず。

第五、航空母艦比率原則左の如し。

英國—一三五、〇〇〇噸 米國—一三五、〇〇〇噸 日本—八一、〇〇〇噸

佛國—六〇、〇〇〇噸 伊國—六〇、〇〇〇噸

但し航空母艦は二萬七千噸を超過するを得ず。(主力艦、航空母艦以外の艦艇は
噸數一萬噸、主砲八吋を超ゆるを得ず)

附 九ヶ國條約の規定に基き、日本は大正十一年二月卅一日「山東條約」を協定して

膠洲灣還付を約し、且青濟鐵道を移轉する事を約せり。(但し現實價格五千三百

餘万金麻償却)

(三)

四、國、條、約、(華府會議成果の一として大正十年十二月十三日公表せられしもの、日英同盟に
代るものとして便宜茲に登載す)

亞米利加合衆國、大不列顛國、佛蘭西國及日本國ハ太平洋ニ於ケル全局ノ平和ヲ確定
シ且同地域ニ於ケル四國ノ權利ヲ維持スル爲左ノ協約ヲ締結ス。

第一條 締約國ハ太平洋方面ニ於ケル其ノ島嶼タル屬地及領地ニ關スル各自ノ權利ヲ互ニ尊重スベキコトヲ約ス、若シ締約國ノ何レカノ間ニ太平洋問題ニ起因シ、且前記ノ權利ニ關スル爭議ヲ生ジ、外交手段ニヨリテ満足ナル解決ヲ得ルコト能ハズ、且其間ニ現存スル圓滿ナル協調ニ影響ヲ及ボスノ虞アル場合ニハ右締約國ハ他ノ締約國ノ共同會商ヲ求メ當該事件全部ヲ考量調整ノ爲メ其ノ議ニ附スベシ。

第二條 前記ノ權利ニシテ締約國以外ノ國ノ侵略的行爲ニヨリ脅威セララル場合ニハ締約國ハ右特殊事態ノ急ニ應ズル爲メ共同ニ又ハ格別ニ執ルベキ最モ有効ナル措置ニ關シ諒解ヲ遂ゲン爲メ十分ニ且隔意ナク互ニ交渉スベシ。

第三條 本協約ハ實施ノ時ヨリ十年間効力ヲ有シ(十二ヶ月前の豫告にて終了せしむる權利を行使せざる限り引續き効力を有す)

第四條 本協約ハ締約國ノ憲法上ノ手續キニ從ヒ成ルベク速ニ批准セララルベク且華盛頓ニ於テ行ハルベキ批准書寄托ノ時ヨリ實施セララルベシ。

千九百十一年七月十三日倫敦ニ於テ締結セラレタル大不列顛國及日本間ノ協約ハ之ト同時ニ終了スルモノトス(因ニ本協約は大正十一年三月卅日米國上院に於て全部の批准を終了せり)

學制頒布五
十周年

五、學制頒布五十周年

明治五年始めて學制を頒布せられてより、大正十一年に至つて五十年、帝國文運の進歩は駿々として停滯する所なく教育の普及は殊に顯著なる情勢であつた。

至尊の教育に對する叡慮の有り難きは、今更申上ぐるまでもない。我が國運發展の基礎は、實に教育業績の普及徹底にある。學制頒布以來五十周年に及んで之が記念式を擧ぐるに當り下し給うた勅語は、五十年の業績を御認め遊ばされ、併せて教育の新に向ふべき方向をも御諭しになつたものであつた。

學制頒布五十周年の勅語 大正十二年十月三十日

學制頒布セラレテヨリ茲ニ五十年。文教普ク及ヒ、學藝盛ニ興リ、以テ今日アルヲ致ス。是レ實ニ皇考ノ大猷ト朝野ノ協力トニ因レリ。今朝ノ式典ヲ行フハ、朕ノ最モ喜フ所ナリ。惟フニ教育ハ心身兼ネ養ヒ知徳並ニ進ムヲ尙フ。國家ノ光輝、社會ノ品位政治、經濟、國防、産業等ノ發達一トシテ、其ノ効ニ待タサルナシ。皇考ノ制ヲ定メ學ヲ勸メタマヘルハ是カ爲ナリ。朕深ク前後從事諸員ノ勞績ヲ嘉ミシ、更ニ克ク朕

カ紹述ノ意ヲ体シテ、遺訓ヲ遵奉シ常ニ中外ノ時勢ヲ察シテ、心ヲ啓發成就ニ用ヒ益々力ヲ教學ノ振興ニ盡シテ、以テ文運ノ昌明ヲ圖ラムコトヲ望ム。

六、關東大震災

大正十二年九月一日午前十一時五十八分四十四秒、突如として關東を震撼した大地震は七十萬世帯を損傷し、百億圓の富を奪つて、日本國民に空前の天譴を下した。

恰も政變に際し、十一月廿八日以来大命降下を拜して閣員詮衡中であつた山本權兵衛伯は大震災に會して恐懼し急遽閣員を詮衡して、二日午後七時、赤坂離宮内萩の茶屋に於ける親任式に於て内閣總理大臣の印綬を授けられた。

(一) 皇室の御軫念

(甲) 御内帑金一千萬圓下賜

今回稀有の大地震東京及近縣を襲ひ之に加ふるに大火を以てし其慘害甚だ大なるは實に國家生民の不幸なり予は其實狀を見聞して日夜憂戚し殊に罹災者の境遇に對しては心深く之を傷む茲に内帑を頒ちて其苦痛を慰めんを欲す官民夫れ努力して適宜應急の

處置を爲し以て遺憾なきを期せよ。

(乙) 各宮殿下の御心勞

攝政宮殿下には、深く市民の窮狀に御心を悩ませられ、殆ど罹災民同様の御生活を遊ばされ、御襯衣一枚にて御執務遊ばさるゝのみならず、御食事も玄米の握飯を召させらるゝ御有様であつたと洩れ承る。

十五日には御乗馬にて早朝赤坂離宮御出門、罹災地の實況を御視察遊ばされ、九段坂上に御愛馬を立たせられて荒涼たる焼野原に無限の御哀愁を味はせられ、市内御巡幸、八時半御還啓遊ばされた。

被服類については、宮中に於せられて殊に御心痛あらせられ、皇后宮始め各妃殿下には御自ら御裁縫遊ばされて御下賜相成つた程である。

(丙) 大詔降下

朕神聖ナル祖宗ノ洪範ヲ紹キ光輝アル國史ノ成跡ニ鑒ミ、皇考中興ノ宏謨ヲ繼承シテ肯テ愆ラサラムコトヲ庶幾シ夙夜兢業トシテ治ヲ圖リ幸ニ、宗祖ノ神祐ト國民ノ協力

各宮殿下の
御心勞

大詔降下

トニ頼リ世界空前ノ大戦ニ處シ尙克ク小康ヲ保ツヲ得タリ。
爰ソ圖ラム九月一日ノ激震ハ事咄嗟ニ起リ其ノ震動極メテ峻烈ニシテ家屋ノ潰倒男女
ノ慘死幾万ナルヲ知ラス剩ヘ火災四方ニ起リテ災焰天ニ冲リ京濱其他ノ市邑一夜ニシ
テ焦土ト化ス、此間交通機關杜絶シ爲ニ流言飛語盛ニ傳ハリ人心恟々トシテ倍々其慘
害ヲ大ナラシム之ヲ安政當時ノ震災ニ較フレハ寧ロ凄愴ナルヲ想知セシム。
朕深く自ラ戒慎シテ已マサルモ惟フニ天災地變ハ人力ヲ以テ豫防シ難ク只速ニ人事ヲ
盡シテ民心ヲ安定スルノ一途アルノミ、凡ソ非常ノ時ニ際シテハ非常ノ果斷ナカルヘ
カラス、若シ夫レ平時ノ條規ニ膠柱シテ活用スルコトヲ悟ラス緩急其ノ宜ヲ失シテ前
後ヲ誤リ或ハ個人若ハ一會社ノ利益保障ノ爲ニ多衆災民ノ安固ヲ脅スカ如キアラハ人
心動搖シテ抵止スル所ヲ知ラス 朕深く之ヲ憂惕シ既ニ在朝有司ニ命シ臨機救済ノ途
ヲ講セシメ先ツ焦眉ノ急ヲ拯フテ以テ惠撫慈養ノ實ヲ舉ケムト欲ス。
抑モ東京ハ帝國ノ首都ニシテ政治經濟ノ樞軸トナリ國民文化ノ源泉トナリテ民衆一般
ノ瞻仰スル所ナリ、一朝不慮ノ災害ニ罹リテ今ヤ其ノ舊形ヲ留メスト雖依然トシテ我

カ國都タルノ地位ヲ失ハス是ヲ以テ其ノ善後策ハ獨リ舊態ヲ回復スルニ止ラス進ンテ
將來ノ發展ヲ圖リ以テ巷衢ノ面目ヲ新ニセサルヘカラス、惟フニ我カ忠良ナル國民ハ
義勇奉公 朕ト共ニ其慶ニ頼ラムコトヲ切望スヘシ、之ヲ慮リテ 朕ハ宰臣ニ命シ速
ニ特殊ノ機關ヲ設定シテ帝都復興ノ事ヲ審議調査セシメ其ノ成案ハ或ハ之ヲ至高顧問
ノ府ニ諮ヒ或ハ之ヲ立法ノ府ニ謀リ籌畫經營萬遺算ナキヲ期セムトス。
在朝有司能ク朕カ心ヲ心トシ迅ニ災民ノ救護ニ從事シ嚴ニ流言ヲ禁遏シ民心ヲ安定シ
一般國民亦能ク政府ノ施設ヲ翼ケテ奉公ノ誠悃ヲ致シ以テ興國ノ基ヲ固ムヘシ 朕前
古無比ノ天殃ニ際會シテ恤民ノ心愈切ニ寢食爲ニ安カラス爾臣民其レ克ク 朕カ意ヲ
體セヨ。

御名 御璽

攝政名

大正十二年九月十二日

内閣總理大臣兼外務大臣伯爵 山本權兵衛

以下各大臣副署

七、國民精神作興ニ關スル詔書煥發 大正十二年十一月十日
(一) 國民精神作興ニ關スル詔書

朕惟フニ國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニ在リ之ヲ涵養シ之ヲ振作シテ以テ國本ヲ固クセサルヘカラス是ヲ以テ先帝意ヲ教育ニ留メサセラレ國體ニ基キ淵源ニ遡リ皇祖皇宗ノ遺訓ヲ揭ケテ其ノ大綱ヲ昭示シタマヒ後又臣民ニ詔シテ忠實勤儉ヲ勸メ信義ノ訓ヲ申ネテ荒怠ノ誠ヲ垂レタマヘリ是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ爾來趨向一定シテ效果大ニ著レ以テ國家ノ興隆ヲ致セリ朕即位以來夙夜兢兢トシテ常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交々至レリ。

輓近學術益々開ケ人智日ニ進ム然レトモ浮華放縱ノ習漸ク萌シ輕佻詭激ノ風モ亦生ス今ニ及ヒテ時弊ヲ革メスムハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル况ヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ文化ノ紹復國力ノ振興ハ皆國民ノ精神ニ待ツヤ是レ實ニ上下協贊振作更張ノ時ナリ振作更張ノ道ハ他ナシ先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實効ヲ舉クルニ在ルノミ宜ク教育ノ淵源ヲ崇ヒテ知德ノ竝進ヲ努メ綱紀ヲ肅正シ風俗ヲ匡勵シ浮華放縱ヲ斥ケテ質實

國民精神作興ニ關スル詔書

剛健ニ趨キ輕佻詭激ヲ矯メテ醇厚中正ニ歸シ人倫ヲ明ニシテ親和ヲ致シ公德ヲ守リテ秩序ヲ保チ責任ヲ重シ節制ヲ尙ヒ忠孝義勇ノ美ヲ揚ケ博愛共存ノ誼ヲ篤クシ入りテハ恭儉勤敏業ニ服シ產ヲ治メ出テテハ一己ノ利害ニ偏セスシテ力ヲ公益世務ニ竭シ以テ國家ノ興隆ト民族ノ安榮社會ノ福祉トヲ圖ルヘシ朕ハ臣民ノ協贊ニ賴リテ彌々國本ヲ固クシ以テ大業ヲ恢弘セムコトヲ冀フ爾臣民其レ之ヲ勉メヨ。

御名 御璽
攝政名

大正十二年十一月十日

內閣總理大臣伯爵 山本權兵衛
以下各大臣副署

(二) 詔書の聖旨
(甲) 國民戒諭の由來

浮華放縱ノ習漸ク萌シ、輕佻詭激ノ風モ亦生ス。今ニ及ヒテ時弊ヲ革メサレハ或ハ前緒ヲ失墜セムコトヲ恐ル。况ンヤ今次ノ災禍甚タ大ニシテ、文化ノ紹復國力ノ振興ハ

國民戒諭の由來

皆國民ノ精神ニ待ツオヤ。是レ實ニ上下協贊振作更張ノ時ナリ。

聖諭に仰せらるゝ如く、浮華放縱、輕佻詭激の風は、世界大戰後の皮相なる好景氣に乗つて國民に侵潤した。世界大戰は種々の点に於て日本の産業に幸する事多く、歐洲の天地が戰雲に閉ざれて居る間に、日本の物資は販路を世界に開拓した。船舶業、鑛業、機業、日用品生産事業等、殆どすべての事業は、空前の活氣を呈し、輸出貿易の旺盛は日本の正貨を急激に増加せしめて、遂に二十億の在外正貨を有するに至つたのであるから、實業家の有頂天となつたのも無理ではなかつた。自由労働者の収入も増加したが、技術工の収入の如きは非常に激増したし、山村の炭焼業者も急に都市に出て豪遊するといふ様な世相となつた。物質の人心を毒する實に甚しいものがある。大正十二年九月一日、突如として起つた大震災を「天譴」と呼ぶ者のあつたのも、斯かる世相に慨しての考方であつた。國民は正に一大反省を要する時に面して居た際に、大災禍を受けたのであるから、之が恢復は正に先づ大に精神力を振ひ起さねばならぬ次第であつた。

文化紹復、國力振興の大計に覺醒し、上下協贊、振作更張せねばならぬ事は言ふまでも

ない。歸する所は國民精神の剛健なる態度を以て、此の時弊と損失とを恢復せねばならぬのである。斯く誨へ給ふ大御心が、詔書を拜するに至る重要なる由來であること拜察する。

(乙) 祖宗の洪謨と國民精神の剛健

國家興隆ノ本ハ國民精神ノ剛健ニアリ。

國家興隆ノ
根本

聖諭誠に壯大、起句先づ嚴として、剛健なる國民精神の國家興隆の根本なるを宣し給ふ。明治天皇は列聖の遺訓を掲げて國民に依據すべき道を授け給ひ、國民精神を涵養振作する洪謨を建てられし事、國民の記憶に新なる所である。

是レ皆道德ヲ尊重シテ國民精神ヲ涵養振作スル所以ノ洪謨ニ非サルナシ。

と仰せらるゝもの、正に國民の記憶を、更に新にせよとの聖諭と拜しまつらねばならぬ教育勅語頒發以來我が國民道德の要旨確定し、國民の趨向定まつて隆々たる國運を見るにいたつたのは、一に列聖の御稜威によるものである。而して、

常ニ紹述ヲ思ヒシニ俄ニ災變ニ遭ヒテ憂悚交々至レリ。

臣子たるもの此の優詔を拜して誰か感泣せざらむ。一天萬乘の君、叡慮常に國運の興隆

國民精神涵
養振作ノ洪
謨

臣子の幸福に注がれ給ふ。かの大震災に當つてや、如何に宸襟を惱すことの深甚にあらせられたかは、今更申上ぐるまでもない。我等は攝政宮殿下が御愛馬を九段坂上に立てさせられて焼土を顧眄し給ふ御姿を今も尙眼前に髣髴する。

(丙) 國民精神作興の方途

國民精神作興の方途

振作更張ノ道ハ他ナシ、先帝ノ聖訓ニ恪遵シテ其ノ實効ヲ舉クルニ在ルノミ。

明治大帝の聖訓、嚴として國民の歸嚮を示し給ふ事を仰せられて居る。これ抑も 聖上宏謨の定まり給ふ所か、將又先帝の遺訓を奉ずるの至孝にいますか。臣子たるもの勵精聖旨を奉じて一意徳を修め以て叡慮に添へまつらねばならぬ。臣子の正に勵むべき道に就ては聖旨審に之を示し給ふ。其の要をあぐれば左の諸徳に歸する。

第一、教育の淵源を崇んで

智徳竝進を根本方針とし、

第二、社會生活にありては

綱紀肅正、風俗匡勵につとめ、

第三、道德的生活態度にありては質實剛健、醇厚中正、親和、公德、節制、忠孝義勇、

博愛共存に勵み、

第四、業務に當つて

恭儉勤敏にし、

社會に對して

公益世務の開發につくすならば

第五、國家興隆、民族安榮、社會福祉の歸結に達し、

始めて剛健なる國民精神を發揚し得るに至るであらう。

顧みれば、大震災の慘禍に遭遇し乍ら、自ら嚴肅なる反省をする念慮を生ぜず、却つて、輕薄なる現實主義、利那主義に墮し、相率ゐて淫靡浮華、自暴自棄の態度を表すに至つては、實に社會國家の重大危機を醸すものである。聖慮茲に於てか、浮薄輕佻を戒め、智徳竝進を論し、審に行動の指針を示し給うたものである。

(丁) 國民の感激・帝都の復興

國民の感激
帝都の復興

聖諭を拜戴したる國民は、朝野を舉げて恐懼措く所を知らず。内に顧み外を察し、事態の非常なるに、今更乍ら覺醒の感激を新にしたから、茲に更生の意氣に燃ゆる國民精神の作興著しく、相共に 聖旨に答へ奉らむ事を誓うに至つた。

随つて、帝都復興の努力も一段の活氣を呈し、應て昭和五年、復興式典の行はるゝに當

つて 陛下親臨左の勅語を賜つた。

復興ノ勅語 昭和五年三月二十六日

帝都復興ノ事業ハ、官民協同ノ努力ニ頼リ、歲月ノ短キ克ク此ノ偉績ヲ効セリ。朕深ク之ヲ懌フ。朕今親シク市容ノ完備大ニ舊觀ヲ改ムルヲ覽テ専ラ衆心ヲ一ニシ更ニ市政ノ伸展ヲ致サムコトヲ望ム。

八、大正天皇崩御

大正十五年十二月廿五日 大正天皇崩じ給ふ 實算四十八

大正天皇崩御

天皇の御惱に就いては先きに大正九年三月卅日宮内省より左の如き発表があつて國民を驚愕せしめた。

「陛下御踐祚以來常に内外多事に亘らせられ、殊に大禮前後は各種の典式等日夜相連り、次いで大戦の参加となり、始終大御心を勞させ給ふこと少からず、御心に幾分か御疲勞の御模様あらせられ、かつ一兩年前より御尿中に時々糖分を見ることこれあり、昨秋以來時々座骨神經痛を發せらる………」

陛下は御幼時腦膜炎様御疾患、百日咳、膈チブス、胸膜炎等を経過し給ひ御健康に亘らせられざりし所右の如く國勢の御繁忙によりて御衰弱を増させ給ひし事誠に恐懼の至りであつた。

一、御陵地名及御陵誌

(官報號外無號告示)大行天皇の陵所左の通り定めらる(昭和二年一月三日)

名稱 武藏陵墓地 東京府南多摩郡横山村淺川村及元八王寺村所在御料地内 横山村大

字下長房字龍ヶ谷戸

大正天皇

多摩陵

大正拾五年拾貳月貳拾五日
午前壹時貳拾五分崩御
昭和貳年貳月八日歿葬

(御墓誌銘は閑院大喪使總裁宮の御執筆なり)

二、奉悼歌 (芳賀矢一作歌)

一、地にひれふして天地に

いのりし誠いれられず

日出づる國の國民は

あやめもわかぬ闇路ゆく

二、大葬の今日の日に

流るる涙はてもなし

きささらぎの空春淺み

寒風いご身にはしむ

第三節 昭和現代史

一、昭和年代の國是

(一)日本の進運

日本の進運

明治天皇の鴻業は、大正天皇によつて紹繼せられ、昭和の御代に至つて、正に大成せらるべき機運に到達し來つた。日本の建國は古く、其の文化内容は敢て歐米に一籌を輸するの限に非ざるも、世界の舞臺に立ち、世界史構成の分子としての動きは、纔に半世紀この方に過ぎなご。

明治維新の宏謨は明に日本の世界進出を誨へ給うたものであつたが、爾來國を擧げて追迫又追迫 明治聖帝の大御心を體した官民が、驚異的大躍進を遂げ、今や全く、所謂押しも押されぬ世界大舞臺上の大存在となり得たのである。否、寧ろ、今日に於ては却つて世界をリードするの形勢となり來つた觀がある。伊太利の首相ムッソリニ氏が、昭和八年十一月十四日、新立法機關設置の聲明を發した中に

(前略) 欧州は決して、政治的にも、精神的にも、また経済的にも、世界に冠絶して居るものでない事を明に見せつけられる。偉大なるアメリカの産業機構が擡頭し來つた一方に於て、東洋もまた目覺めて起ち上つた。見よ。日本が大踏歩を以て堂々前進しつゝある事を。我々は、この世界の實勢に鑑み、更に大なる革新を以てこれに遅れざらん事を期せねばならない。(後略)

といふ一節がある。日本に對して斯く言はざるを得ない様になつた所に日本の進展がある且、氏は更に

國際平和機關たりし國際聯盟の威信は、今や全く地に墜ちた。何となれば、聯盟を打ち立てた有力者連は既に去つてしまひ、かつ、日本・獨逸・露西亞がそれ／＼之を見捨て、しまつたからである。云々

とも言つて居る。我等は昭和の御代に於て、眞實に世界的大日本の姿を眺め得ると信ずる。

(二) 昭和維新

昭和の御代を斯く觀る時は、所謂昭和維新といふ言葉を許し得るを思ふ。實に昭和年代

は顯著なる史的事象の多くを有する。日本は此の年代に於て内治外交、物質文明・精神文明の總ての方面に重大なる經過を進みつゝある。此の重大なる進程に於て、果して何が日本人の指導精神であり、何が日本の國是であるかは先づ明にせねばならぬ事である。

然し乍ら、これは日本人に取つては、最も鮮明に、最も的確に、炳乎として巨火の如く輝いて居る事である。言ふまでもなく、昭和の御代の始めに於て、國民が等しく仰いだ所の朝見式の勅語と即位禮の勅語とに於て、日本國民の持つべき道德的信條は誨へられ日本の進むべき方針は御示しを受けた。

(三) 朝見式勅語の聖旨

朝見式勅語に仰せらるゝ、聖旨を忖度し奉る事は、誠に恐懼の至りであるけれども、これこそ、新日本の進路を示し給うたものであるが故に、少しく之を明にするならば、國家の進路に就いては、

我國ノ國是ハ日ニ進ムニアリ日ニ新ニスルニ在リ

と仰せられて、日に進み、日に新にして國運の不斷の進展を圖るべき大方針を御示し遊ば

されて居る。然も更に

博ク中外ノ史ニ徴シ審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ進ムヤ其ノ序ニ遁ヒ新ニスルヤ其ノ中ヲ執ル
是レ深ク心ヲ用フベキ所ナリ

と仰せられて居る點は、印ち、進むに序あり、新にするに中庸を得ざるべからざるを教へ
給うたもので、日本三千年の傳統がこの態度である。言ふ迄もなく萬世一系、天壤無窮、
皇室中心、君民一體の國體と國民信仰とは、三千年の洗練を経て古今東西に冠絶して居る
特相であつて、此の核心は日進日新の最も積極的なる態度と、慎重中庸の道義的反省と相
俟つて國運を更張しつゝあるのである。

聖諭は更に國民の心得を示し給うて

夫レ浮華ヲ斥ケ質實ヲ尙ヒ模擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ日進以テ會通ノ運ニ乗シ日新以テ更
張ノ期ヲ啓キ人心惟レ同シク民風惟レ和シ汎ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼
ヲ敦クセンコト是レ勅カ軫念最モ切ナル所

と仰せられて居る。質實、創造、會通、更張、同心協和、四海同胞等の諸態度は、昭和維

新の宏業を完する爲に最も必要な事言ふまでもない。

要すれば、昭和年代の國是は積極進取の大方針の下に、國民協心戮力して、質實剛健に
大日本の大文化を創造する所にある。この確固たる氣魄は、政治家も官吏も軍人も教員も
實業家も均しく持たねばならぬ所である。昭和の御代の初頭に於て此の聖諭を拜した事は
感激の至りであつた。

(四) 即位禮勅語の聖旨

昭和三年十一月十日、即位大禮を行はせらるゝや、また即位禮の勅語を下し給うた。此
の勅語に於ては、次ぎの如く、治國の方針を明に示し給ひしを拜察し得るのである。

朕内ハ則チ教化ヲ醇厚ニシ愈民心ノ和會ヲ致シ益國運ノ隆昌ヲ進メンコトヲ念ヒ外ハ
則チ國交ヲ親善ニシ永ク世界ノ平和ヲ保チ普ク人類ノ福祉ヲ益サンコトヲ冀フ

凡そ、教化を根本として國運の隆昌を致すことと、世界の平和、人類の幸福に貢献する
事とは、實に、帝國永遠の國是であらう。聖諭に之を拜して今更ながら大帝國の面目を自
負したくなるを禁じ得ない。

(甲)朝見式勅語 昭和元年十二月廿八日

朕 皇祖皇宗ノ威靈ニ頼リ萬世一系ノ皇位ヲ繼承シ帝國統治ノ大權ヲ總攬シ以テ踐祚ノ式ヲ行ヘリ舊章ニ率由シ先徳ヲ聿修シ 祖宗ノ遺緒ヲ墜スナカラムコトヲ庶幾フ惟フニ皇祖考叡聖文武ノ資ヲ以テ天業ヲ恢弘シ内文教ヲ敷キ外武功ヲ耀カシ千載不磨ノ憲章ヲ頌チ萬邦無比ノ國體ヲ鞏クセリ

皇考夙ニ心ヲ養正ニ宅キ迺チ志ヲ繼明ニ尙クス不幸中道ニシテ 聖體ノ不豫ナル 朕儲貳ヲ以テ大政ヲ攝ス遽ニ登遐ニ遭ヒテ哀痛極リ罔シ但 皇位ハ一日モ之ヲ曠クスヘカラス萬機ハ一日モ之ヲ廢スヘカラス哀ヲ銜ミ痛ヲ懷キ以テ大統ヲ嗣ケリ 朕ノ寡薄ナル唯兢業トシテ負荷ノ重キニ任ヘサラシコトヲ之レ懼ル

輒近世態漸ク以テ推移シ思想ハ動モスレバ趣舍相異ナルアリ經濟ハ時ニ利害同シカラサルアリ此レ宜ク眼ヲ國家ノ大局ニ著ケ舉國一體共存共榮ヲ之レ圖リ國本ヲ不拔ニ培ヒ民族ヲ無疆ニ蕃クシ以テ維新ノ宏謨ヲ顯揚センコトヲ懋ムヘシ

今ヤ世局ハ正ニ會通ノ運ニ際シ人文ハ恰モ更張ノ期ニ膺ル則チ我國ノ國是ハ日ニ進ム

(乙)御即位禮勅語 昭和三年十一月十日

ニ在リ日ニ新ニスルニ在リ而シテ博ク中外ノ史ニ徵シ審ニ得失ノ迹ニ鑒ミ進ムヤ其ノ序ニ通ヒ新ニスルヤ其ノ中ヲ執ル是レ深ク心ヲ用フヘキ所ナリ

夫レ浮華ヲ斥ケ質實ヲ尙ヒ模擬ヲ戒メ創造ヲ勗メ日進以テ會通ノ運ニ乗シ日新以テ更張ノ期ヲ啓キ人心惟レ同シク民風惟レ和シ況ク一視同仁ノ化ヲ宣ヘ永ク四海同胞ノ誼ヲ敦クセンコト是レ朕カ軫念最モ切ナル所ニシテ丕顯ナル 皇祖考ノ遺訓ヲ明徴ニシ丕承ナル 皇考ノ遺志ヲ繼述スル所以ノモノ實ニ此ニ存ス有司其レ克ク朕カ意ヲ體シ皇祖考暨ヒ 皇考ニ效セン所ヲ以テ 朕カ躬ヲ匡弼シ 朕カ事ヲ獎順シ億兆臣民ト俱ニ天壤無窮ノ寶祚ヲ扶冀セヨ

朕惟フニ我カ皇祖皇宗惟神ノ大道ニ遵ヒ天業ヲ經綸シ萬世不易ノ丕基ヲ肇メ一系無窮ノ永祚ヲ傳ヘ以テ朕カ躬ニ逮ヘリ朕祖宗ノ威靈ニ頼リ敬ミテ大統ヲ承ケ恭シク神器ヲ奉シ茲ニ即位ノ禮ヲ行ヒ昭ニ爾有衆ニ誥ク

皇祖皇宗國ヲ建テ民ニ臨ムヤ國ヲ以テ家ト爲シ民ヲ視ルコト子ノ如シ列聖相承ケテ仁

恕ノ化下ニ洽ク兆民相率キテ敬忠ノ俗上ニ奉シ上下感孚シ君民體ヲ一ニス是レ我カ國體ノ精華ニシテ當ニ天地ト竝ヒ存スヘキ所ナリ

皇祖考古今ニ鑒ミテ維新ノ鴻圖ヲ闡キ中外ニ徵シテ立憲ノ遠猷ヲ敷キ文ヲ經トシ武ヲ緯トシ以テ曠世ノ大業ヲ建ツ皇考先朝ノ宏謨ヲ紹繼シ中興ノ丕績ヲ恢弘シ以テ皇風ヲ宇内ニ宣フ朕寡薄ヲ以テ忝ク遺緒ヲ嗣キ祖宗ノ擁護ト億兆ノ翼戴トニ頼リ以テ天職ヲ治メ墜スコト無ク愆ツコト無カラムコトヲ庶幾フ

朕内ハ則チ教化ヲ醇厚ニシ愈民心ノ和會ヲ致シ益國運ノ隆昌ヲ進メムコトヲ念ヒ外ハ則チ國交ヲ親善ニシ永ク世界ノ平和ヲ保チ普ク人類ノ福祉ヲ益サムコトヲ冀フ爾有衆其レ心ヲ協ヘ力ヲ戮セ私ヲ忘レ公ニ奉シ以テ朕カ志ヲ弼成シ朕ヲシテ祖宗作述ノ遺烈ヲ揚ケ以テ祖宗神靈ノ降鑒ニ對フルコトヲ得シメヨ

(丙)總理大臣の壽詞

臣義一謹ミテ言ス伏シテ惟ミルニ

陛下

壽詞

皇祖

皇宗ノ大訓ヲ奉承シ萬世一系ノ大統ヲ紹繼シ茲ニ即位ノ禮ヲ行ハセタマフ億兆欣躍孰カ四海同慶ノ大典ヲ賀シタマツラサラン 臣義一誠歡誠喜頓首頓首恭シク惟ミルニ皇祖ノ照臨シタマフヤ乃チ

皇孫ヲ降シ 神器ヲ授ケ天壤無窮ノ 神勅ヲ賜ヒ惠民ノ德澤天下ニ洽ク以テ萬世不易ノ 皇基ヲ定メタマヘリ

皇祖ノ肇造シタマフヤ乃チ中州ヲ平カニシ 帝位ニ即キ

皇孫養正ノ 聖心ヲ弘メ建國ノ經綸後世ニ被ラシ以テ一統無疆ノ 皇業ヲ成シタマヘリ爾リシ自リ以來

列聖相承ケ上深仁ヲ施シテ愛撫下ニ厚クシ下至誠ヲ奉ケテ威戴上ニ親ム蓋シ國ヲ以テ家ト爲シ君民ノ一體タル君ヲ視ルコト父ノ如ク忠孝ノ二途ナラサル是レ我カ國體ノ神聖ニシテ萬邦無比ナル所以ナリ

明治天皇聖德深厚ニシテ神謨宏遠中外ヲ經緯シテ維新ノ隆運ヲ啓キ古今ヲ斟酌シテ中

興ノ大業ヲ成シタマヘリ乃チ 宸勅ヲ降シ國民道德ノ大本ヲ建テ乃チ 聖詔ヲ頒チ立
憲政體ノ永制ヲ敷キ治具皆張リ文物悉ク備ハル進ミテ用兵ノ名ヲ正シ皇風ヲ千里ニ宣
ヘ退キテ厚生ノ道ヲ盡シ國祚ヲ萬世ニ固クシタマヘリ

大正天皇天資聰明ニシテ聖性仁孝 先朝ノ丕績ヲ紹述シ 繼體ノ宏謨ヲ恢弘シ奎運其
レ昌ニ 稜威維レ揚リ 皇德ヲ宇内ニ光被シタマヘリ

陛下乃チ聖ニ乃チ明ニ徳ヲ 儲位ニ養ヒ允ニ文ニ允ニ武ニ政ヲ 震宮ニ攝シタマフ既
ニ 宸極ニ御シ遠ク肇國ノ 天業ニ鑒ミ寛仁化ヲ敷キ乃チ乾綱ヲ攬リ博ク 列朝ノ

聖訓ニ徴シ宵旰治ヲ圖リタマフ億兆咸 至隆ノ治化ニ沐シ遐邇悉ク丕顯ノ恩徳ニ浴セ
サルモノナシ 今ヤ辱ク 聖勅ヲ賜ヒ普ク臣民ニ誥ケサセラレ

皇祖ノ肇基

皇宗ノ創業以テ

列聖繼述ノ迹ニ逮ヒ我國體ノ淵源ヲ開發シ以テ國家統治ノ大綱ヲ明ニシ以テ臣民遵由
ノ大道ヲ示シ汎ク國際ノ親和ヲ冀ヒ深ク人類ノ慶福ヲ望マセタマフ 聖徳深遠臣等感

激何ソ已マン臣等豈ニ夙夜淬礪聖旨ヲ奉體シ誓ヒテ奉公ノ節ヲ致シ以テ 聖恩ノ萬一
ニ報イタテマツラサランヤ臣等幸ニ盛儀ニ陪シ 天日嗣高御座ヲ拜瞻シタテマツリ愉
悅并舞ノ至ニ勝フルナシ臣義一帝國臣民ニ代リ仰キテ登極ノ大禮ヲ祝シタテマツリ敬
ミテ 寶祚ノ無窮ヲ頌シ恭シク 聖壽ノ無疆ヲ祈リタテマツル臣義一誠歡誠喜頓首頓
首謹ミテ言ス

昭和三年十一月十日

内閣總理大臣從三位勳一等功三級男爵 臣 田 中 義 一

(丁)教育に關する御沙汰 昭和三年十二月十日

【教學振興に關する御沙汰】 天皇陛下には十二月十日勝田文部大臣を宮中に召され、左
の御沙汰を降し賜うた。右に付四年六月開會の全國教育大會は、毎年十二月十日を以て御
沙汰奉戴記念日とし、全國一齊に記念式を舉行する事に議決した。

御 沙 汰

祖宗ノ國ヲ經スルヤ教學ヲ先ト爲ス皇祖考夙ニ學制ヲ頒チ更ニ宸勅ヲ降シ昭ニ教育ノ

教育に關する御沙汰

大綱ヲ示シタマヘリ皇考遺緒ヲ承繼シ又聖諭シテ先朝ノ洪範ヲ申明シタマヘリ 朕今
列聖ノ遺圖ヲ嗣キ篤ク教化ヲ敷キ以テ人心ノ歸趨ヲ正クシ大ニ學藝ヲ振ヒ以テ國運ノ
伸張ニ資セムコトヲ念フ局ニ教學ニ當ルモノ其レ能ク 朕カ意ヲ體シ夙夜淬礪シ祖宗
ノ大訓ヲ光昭ニセムコトヲ務メヨ

二、戦争抛棄ニ關スル條約

(一)「不戦條約」問題

「戦争抛棄ニ關スル條約」は一千九百二十八年八月二十七日佛國巴里に於て十四ヶ國によつて調印せられ、我が國も内田康哉伯我が代表として之に調印した。然るに該條約文は其の第一條に

締約國ハ國際紛争解決ノ爲戦争ニ訴フルコトヲ非トシ且其ノ相互關係ニ於テ國家ノ政策ノ手段トシテノ戦争ヲ抛棄スルコトヲ其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ嚴肅ニ宣言ス

とある。In the names of respective peoples が問題となつて來た。此の文言は日本に於ては明に憲法上の問題となり來るが故に、政府は提唱國たる米國政府に對して修正若しく

は削除を要求したが、米國政府は條約を成立せしむる爲には、此の修正が更に他の多くの修正意見を誘發せしむる恐あるを以て、日本の此の提言の撤回を希望し、此の文言は單なる修辭上の目的を有するに過ぎざるものとして、ケロツグ國務長官の覺書を提出した。

本官ハ今朝日本國代理大使ヨリ覺書ヲ受領シタルガ右覺書ニ於テ同代理大使ハ戦争抛棄ニ關スル條約第一條中ノ「其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ」ナル字句ハ 日本國皇帝陛下ガ「其ノ人民ノ代理者トシテ」署名セラルル意ニ非ルモノト了解セラルベキ旨ヲ述べタリ。

本官ガ千九百二十八年七月六日、日本代國理大使ニ與ヘタル覺書中ニ述べタルガ如ク「人民ノ名ニ於テ」ナル字句ハ人民ノ爲メニナル字句ト同意義ナリ。日本國憲法ニ依レバ 日本皇國帝陛下ハ自ラノ名ニ於テ署名セラレ、其ノ人民ニ代リテ署名セラルルモノニ非ザルガ故ニ日本國ニ於テハ右字句ハ如何ナル代理ヲモ意味シ得ザルコト極メテ明瞭ナリ。本官ノ右ニ述べルガ如キ解釋ニ依ル日本語譯文ハ完全ニ正確ナルヘシ。

抑も不戦條約は、此の問題の字句が我が國體と相容れざる外に、國際聯盟に於ては正當

防衛としての戦争を認めるのに、不戦條約に於て之を認めざる矛盾があり、制裁規定なき戦争防止法が果して目的の作用を全うし得るか疑問もあり、且、緊切の利害關係に除外例を設けざる（英國は設けたるに）不合理も批難の的であるので、政府も非常に苦心し最善の努力を重ねて、遂に問題の字句に對して宣言文を附し、御批准を奏請したのであつて、六月二十七日御批准あらせられ、七月二十四日寄託終了と共に効力を發生する事となつた。日本の宣言文は左の通りである。

帝國政府ハ千九百二十八年八月二十七日巴里ニ於テ署名セラレタル戦争拋棄ニ關スル條約第一條中ノ「其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ」ナル字句ハ帝國憲法ノ條章ヨリ見テ日本國ニ限リ適用ナキモノト了解スルコトヲ宣言ス

(二) 戦争拋棄ニ關スル條約 昭和四年七月二十五日公布

條約第一號

獨逸國大統領、亞米利加合衆國大統領、白耳義國皇帝陛下、佛蘭西共和國大統領、「グレート、ブリテン」「アイルランド」及「グレート、ブリテン」海外領土皇帝印

戦争拋棄ニ
關スル條約

度皇帝陛下、伊太利國皇帝陛下、日本國皇帝陛下、波蘭共和國大統領、チエツコス
ロツアキア共和國大統領ハ

人類ノ福祉ヲ増進スベキ其ノ嚴肅ナル責務ヲ深く感銘シ

其ノ人間ニ現存スル平和及友好ノ關係ヲ永久ナラシメンガ爲國家ノ政策ノ手段トシテノ戦争ヲ卒直ニ拋棄スベキ時期ノ到來セルコトヲ確信シ

其ノ相互關係ニ於ケル一切ノ變更ハ平和的手段ニヨリテノミ之ヲ求ムベク又平和的ニシテ秩序アル手續ノ結果タルベキコト及今後戦争ニ訴ヘテ國家ノ利益ヲ増進セントスル署名國ハ本條約ノ供與スル利益ヲ拒否セラルベキモノナルコトヲ確信シ

其ノ範例ニ促サレ世界ノ他ノ一切ノ國ガ此ノ人道的努力ニ參加シ且本條約ノ實施後速ニ之ニ加入スルコトニ依リテ其ノ人民ヲシテ本條約ノ規定スル恩澤ニ浴セシメ以テ國家ノ政策ノ手段トシテノ戦争ノ共同拋棄ニ世界ノ文明諸國ヲ結合センコトヲ希望シ……(全權任命ノコト、省略日本ハ内田康哉伯)……左ノ諸條ヲ協定セリ

第一條 締約國ハ國際紛争解決ノ爲戦争ニ訴フルコトヲ非トシ且其ノ相互關係ニ於テ

國家ノ政策ノ手段トシテノ戰爭ヲ拋棄スルコトヲ其ノ各自ノ人民ノ名ニ於テ
 嚴肅ニ宣言ス (Article I, The High Contracting Parties solemnly declare
 in the names of their respective peoples that they condemn recourse to
 war for the solution of international controversies, and renounce as an
 instrument of national policy in their relations with one another.

第二條 締約國ハ相互間ニ起ルコトアルベキ一切ノ紛争又ハ紛議ハ其ノ性質又ハ起因
 ノ如何ヲ問ハズ平和的手段ニ依ルノ外之ガ處理又ハ解決ヲ求メザルコトヲ約
 ス

第三條 本條約ハ前文ニ掲ゲラルル締約國ニ依リ其ノ各自ノ憲法上ノ要件ニ從ヒ批准
 セラルベク且各國ノ批准書ガ總テ「ワシントン」ニ於テ寄託セラレタル後直
 ニ締約國間ニ實施セラルベシ…… (以下省略) (千九百二十八年八月廿七日
 巴里ニ於テ調印)

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ帝祚ヲ踐メル日本國皇帝 (御名) 此ノ書ヲ見ル有衆ニ宣示ス

朕昭和三年八月廿七日巴里ニ於テ帝國全權委員ガ關係各國全權委員ト共ニ署名調印シ
 且第一條中ノ字句ニ關シ昭和四年六月廿七日附ヲ以テ帝國政府ガ宣言スル所アリタル
 戰爭拋棄ニ關スル條約ヲ閱覽點檢シ右帝國政府ノ宣言ヲ存シテ之ヲ嘉納批准ス
 神武天皇即位紀元二千五百八十九年 昭和四年六月二十七日東京宮城ニ於テ親ラ名ヲ
 署シ璽ヲ鈐セシム

御名 御璽

三、滿洲問題。

(一) 滿洲事變の發生

支那官民の日本に對する反感は、既に明治初年以來の事である。最近に於ては滿蒙に於
 ける帝國の權益に對して、極力之が排除の方策に苦心し、條約無視、各種の迫害、不法行
 爲、あらゆる方法による侮日行爲を敢てし、日本が或る程度まで隱忍するに乘じて、遂に
 は挑戰的態度をとるに至つたので、日支の關係は頗る切迫せるものとなり來つて居た。萬

柳條溝事件

寶山事件、中村大尉事件等の重大な事件は勿論、小事件に至つては枚擧に遑のない程である。

然る所へ、昭和六年九月十八日午後十時半、北大營の支那官兵が、我が滿鐵線路の破壊を企てた事から問題が起り、我が守備隊は此の犯行を追跡して支那官兵との間に戦闘行爲が始まり、遂に我軍は北大營、奉天城等を占據した。

茲に於て、在滿邦人の保護、及び我が權益の擁護は直に重大なる必要に迫られたから、獨立守備隊と朝鮮軍とは兵力を整備して治安維持に従ひ、爾後、吉林、嫩江方面、錦州方面及ハルビン方面に匪賊討伐の義擧を進めた。

(二) 國際聯盟の態度 (その一)

滿洲は日本の生命線であるとの主張は、日本人の強調する所である。滿洲に於ける日本の權益は、鐵道にせよ、産業にせよ、條約の合法的に許す所であつて、支那が理不盡に之を排除せんとするは國際通義上許し難い所である。又、滿洲に投じたる日本の資本は二十億と算せられ、二十萬の邦人が滿洲に散在して居る。官兵にして不逞を働く事の許し難い

我が軍の自衛警備

國際聯盟の態度

聯盟に提訴

のは素より、匪賊の横行に對しては、自衛權を行使して之を掃蕩せねばならなかつた。

柳條溝の事件以來、日本は極めて迅速に且強硬に、自らの主張に従つて行動をしたので中華民國は如何ともなし難くなつて、九月二十二日、代表施肇基氏から提訴し、問題はこゝに聯盟の俎上に載せられる事となつた。聯盟は「紛争を擴大する如き一切の行爲」を、日支兩國をして爲さしめざる様、兩國に通告し、且、日本軍の撤退を希望する態度を以て之に臨み、支那は日本を領土的野心あるものとして終始聯盟に之を誣えんとして居たから聯盟如何に焦慮するも問題の解決點に到達すべくもなかつた。

日本の基本態度

日本の基本態度は、問題の紛糾如何に關せず明瞭である。即ち

- 一、支那の領土保全の確認。
- 二、支那の排日運動、排日貨運動、排日教育の嚴禁。
- 三、在支日本人の生命財産の安全保障。
- 四、滿洲に於ける日本人の居住權、旅行權、營業權の確認。
- 五、既存條約上一切の義務尊重の聯盟の前に於ける確認。

滿洲に關する限り、それは頗る當然の事であるに關らず、國際聯盟の空氣がともすれば、日本によからざる爲に、問題は益紛糾し、遂に日本をして、

支那は從來各國間の約束に於て恰も組織なき國家なるかの如き取扱を受け居れり。かゝる國家を相手とする時は重大なる危険の醸さるゝ事屢あり。今や、現實に忠實に直面して問題を解決するの時期に到來せるかを思はしむ。と極言せしむるに至つた。

調査委員の調査

聯盟は現實認識の爲にリットン卿等五名の調査委員を任命し、委員一行は七年二月二十九日我國にも來朝、日本の意見を聴取した。然し、三月一日滿洲國は既に一國家として成立して居り、日本は之を承認するの覺悟を定めて居たのであつたから、調査委員は滞在永からずして退去した。

然も、中間報告の一節には、

滿洲には南京政府の威令全く行はれず、兵匪の跳梁甚だしくして日本軍の撤收は事實に於て困難なり。支那政府は今や、滿洲の何れの地に於ても何等の權力を行使し居ら

ず

と述べて居る。客觀的狀勢の認識は委員と雖も如何ともなし難かつたであらう。

(三) 滿洲國の成立

支那の威力滿洲の地に亡び、日本軍の力によつて滿洲の野は逐次に秩序の維持、平和境出現に輝くに至つて、滿洲人の國家意識を刺激し、七年二月十八日、獨立共和國建設宣言が發せられた。

(甲) 滿洲共和國建設宣言

東北に事變發生以來、瞬息の間に既に數月を経たり、人民が平和の治を望むこと飢渴に食水を求むるに同じ。この更始一新の際に方り、いよゝゝ復活蘇生の願切なるものあり。景惠等は悉くも推舉せられ省區の領袖となる。舊を革め新を洗ふ責任は他に嫁す能はず。こゝに大計を協議するため一堂に會同せるが、皆曰く、堅固なる團體あるにあらざれば、もつて全局を計るに足らず、人民の公意に基くにあらざれば、もつて新猷を立つるに足らずと。こゝにおいて東北四省と一特別區及び蒙古各王公より一機關を組織し、東北行政委

滿洲國建設宣言

員會と命名せり。本會の成立と共に内外に通電を發し、これより黨國政府と關係を離脱し東北省區は完全に獨立せり。更に獨立の精神をもつて、努めて行政の完全をはかるべし。曩には軍閥苛政を布き横暴にも誅求これ努め、民衆は恰も熱火深水の裡にあるが如し。殆んど生命さへ保持し得ざる状態にて、鄉村に普き痛苦の涙未だ乾かず、虎狼に等しき爪牙の餘毒はなほ存在せり。これ當に徹底的に爰除すべきことにして、再び枝節を生じて蔓延せしむるなかれ。古經に曰く「民を撫するものはこれを后と謂ひ、民を安ずるものはこれを王といふ」とあり。一般民衆が蘇生して安息を得ば、善良の政治は即ち完了するものとす。これ本會（行政委員會）の第一使命なり。

近來、良民を虐ぐる專制政治は、利を恣にし恨みを集め、社會の道德は日に漸く消耗せんとす。社會即ち國民の基礎なり。道德は政治の根源にかゝれり。古書にも忠信篤敬ならば蕃殖と雖も行はるべしとあり。排外の政策をもたず、こゝに國際の戰爭をやめ、更に門戸開放と會均主義をもつて世界の民族と共に共存共榮を計らん。これ本會第二の使命なり。内を安んじ外に睦じくするは政治の根本なり。すてに根本の鞏固を計る。宜しく枝幹の

繁榮を講ずべし。したがつて職業を獎勵勸進し、農商を發展せしめ、利を生ずるものをして日に多からしめ、業を失ふものをして日に少からしめば、社會の利益はすてに均霑され階級闘争は自ら亡びん。かくの如くんば赤化は行はれず、民政は期して得らるべし。これ本會の第三使命なり。

景惠等は以上の三大使命を完成するため、即ちこの會をつくりわが東北各省區の人民のため幸福を求めんとす。これ一面にわが東亞各種人民のために幸福を求むるものなり。天日は上にあつてこの宣言を照鑑さる。乞ふ、仁君諸公期してわれを援けよ。

二月十八日

委員長 張 景 惠 外委員

この宣言について、奉天における行政委員の重要會議が開かれ、その決議に基き、二十四日朝、左の如く新國家の具體案を發表した。即ち

一、國體 立憲共和國

一、元首 溥儀氏（宣統帝といはず、一個の平民として）を執政に推戴す

一、國號 大滿洲國（リバブリック・オブ・マンチユリヤ）

一、年號 大同

一、首都 長春

一、國旗 紅、藍、白、黑。滿地黃旗

一、憲法 準備中の草案中、共和國の分を採用す

一、建國期日 三月一日

一、新國家成立と同時に元首の名をもつて建國の趣意書を宣言すると共に、外國に對する宣言、在滿蒙日本人に對する宣言、合せて三つの重要宣言をなすべく起案中である。

かくて、滿蒙三千萬民衆の待望した三道主義の滿洲新國家がいよいよ出現する段取となつた。そして、右、東北行政委員會々議において、大體の研究審議を了した新滿洲國の政府組織法、即ち國家の根本組織を決定する最も重要な過渡的根本法としての憲法は制定された。

(乙)滿洲帝國の成立

昭和九年三月一日、滿洲國は遂に帝制を實施した。晴れの登極の儀に當り新皇帝は文武百官を始め三千萬國民に對し皇帝御署名、鄭國務總理大臣外各大臣副署の下に詔書(滿洲文)を降されたが日本文に譯せば次の如くである。

奉天承運ノ皇帝詔シテ曰ク

我國、基ヲ肇メ國ヲ滿洲ト號スル茲ニ二年、天意ノ民ヲ愛スルニ厚キ友邦ノ義ニ仗ルニ頼リ、其始メヤ兇殘虐ヲ肆ニシ安忍兵ヲ阻ミ無辜天ニ籲ヘトモ能ク自ラ振フコトナカリシニ、日本帝國群疑ヲ冒シテ避ケス、衆咎ヲ犯シテ辭セス、事ハ懸ヲ解クニ等シク功ハ瀾ヲ援クルニ同シ

朕藐躬ヲ以テ乃チ元春ニ膺リ、我ニ尺柄ヲ假シ我ニ丘民ヲ授ケ、流亡漸ク集リ其謳歌ヲ興シ、兵氣潛銷シ化シテ日月トナル、夫レ皇天親ナク惟タ德是レ輔ク、而シテ生民欲アリ主ナケレハ乃チ亂ル、位ヲ正サンコトヲ願請シ、詢謀スルコト僉ナ同シ、敢テ天命ヲ敬承ス、其大同三年三月一日ヲ以テ皇帝ノ位ニ即キ改メテ康徳元年トナシ仍ホ滿洲ノ國號ヲ用ユ、世難未タ艾キス何ソ敢テ苟安センヤ、守國ノ遠圖ト、經邦ノ長策

ニスルトキハ日本文本文ニ據ルモノトス

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本議定書ニ署名調印セリ

昭和七年九月十五日即チ大同元年九月十五日新京ニ於テ之ヲ作成ス

日本帝國特命全權大使 武藤信義

滿洲國國務總理 鄭孝胥

(五) 國際聯盟と日本 (その二)

リットン報
告中の數項

リットン報告書は非常に浩翰なものであるが、左に其中數項の概要を摘記する。

(1) 滿洲は日支露の主要國防線である。日本が曾て協定又は條約によつて獲得した特殊地位なるものは、今日既に廢毀其の方法により消滅せるに關せず、日本は其の主張を棄てざるが故に、日支の衝突は當然である。その解決遅延は日本軍部の忍耐の限度を越えたのである。

(2) 九月十八日夜の日本軍の軍事行動は正當なる自衛手段とは認め得ない。但し日本將校は自衛手段と信じたであらう。

(3) 新國家の出現は、日本軍の存在と日本文武官憲の活動の結果であつて、純一自發的獨立運動の成果と看することは出来ない。政府樞要機關は日本人之を獨占し、日本政府もまた重大なる壓力を加へつゝある。在滿支那人は新國家を日本の傀儡と見て居る。

(4) 滿洲の政治は支那の主權及行政的保全を害することなく、滿洲特殊の事情に適應せる廣汎なる自治に變更するを適當とする。

(5) 支那の政情不安定なるに鑑み、支那の内部的改造に對して若干期間國際的協力を與ふる必要がある。

此の報告は、調査の不完全と偏見誤解に満ちて居る點が多く、日本の承認し難いものである。帝國政府の意見書十一月十八日に至つて公表されたが、リットン報告を完膚なきまでに、痛撃したものであつた。聯盟理事會はリットン報告内容を審議せずして、總會に移管する事に決し、總會は十二月六日より開會され、總會の選出せる十九國委員會に於て決議案を作成し、更に之を八年二月二十一日の總會に移して日本に對し勸告を試むるの態度を示した。我が松岡代表屢次の熱辨にも關せず、此の勸告案は廿四日最後の採擇に於て一

日本の態度

對四十二票を以て可決された。

日本代表は茲に於て議場に最後の訣別を與へて退場し、聯盟は茲に最も信實なる東洋の大國を其の主要部分より失ふ事となつた。

脱退の正式手続きは續いて進行し、三月廿七日に至つて詔書、通告文、並に首相告諭は公式に發表された。

四、國際聯盟脱退

(一) 國際聯盟脱退詔書

朕惟フニ曩ニ世界ノ平和克復シテ國際聯盟ノ成立スルヤ、皇考之ヲ憐ヒテ帝國ノ參加ヲ命シタマヒ、朕亦遺緒ヲ繼承シテ苟モ懈ラス、前後十有三年其ノ協力ニ終始セリ。今次滿洲國ノ新興ニ當リ、帝國ハ其ノ獨立ヲ尊重シ、健全ナル發達ヲ促スヲ以テ東亞ノ禍根ヲ除キ、世界ノ平和ヲ保ツノ基ナリト爲ス、然ルニ不幸ニシテ聯盟ノ所見之ト背馳スルモノアリ朕乃チ政府ヲシテ慎重審議遂ニ聯盟ヲ離脱スルノ措置ヲ採ラシムルニ至レリ。

然リト雖、國際平和ノ確立ハ朕常ニ之ヲ冀求シテ止マス、是ヲ以テ平和各般ノ企圖ハ向後亦協力シテ渝ルナシ、今ヤ聯盟ト手ヲ分チ、帝國ノ所信ニ是レ從フト雖、固ヨリ東亞ニ偏シテ友邦ノ誼ヲ疎カニスルモノニアラス、愈信ヲ國際ニ篤クシ、大義ヲ宇内ニ顯揚スルハ夙夜朕カ念トスル所ナリ。方今列國ハ稀有ノ世變ニ際會シ、帝國亦非常ノ時艱ニ遭遇ス、是レ正ニ舉國振張ノ秋ナリ、爾臣民克ク朕カ意ヲ體シ、文武互ニ其ノ職分ニ恪循シ、衆庶各其ノ業務ニ淬勵シ、嚮フ所正ヲ履ミ、行フ所中ヲ執リ、協戮邁往以テ此ノ世局ニ處シ、進ミテ皇祖考ノ聖猷ヲ翼成シ、普ク人類ノ福祉ニ貢獻セムコトヲ期セヨ。

御名 御璽

昭和八年三月二十七日

各大臣副署

(二) 聯盟脱退の重要意義

(甲) 脱退理由の公明

帝國政府の脱退通告文は最も明瞭に之を説明して居る。

脱退通告文

帝國政府は東洋の平和を確保し、延いて世界の平和に貢献せんとする帝國の國是が、各國間の平和安寧を企圖する國際聯盟の使命と其の精神を同じうすることを認め、過去十有三年に亘り、原聯盟國として又常任理事國として此の崇高なる目的の達成に協力し來りたるを欣快とするものなり。而して其の間帝國が常に他の如何なる國にも劣らざる熱誠を以て聯盟の事業に參畫せるは嚴として動かすべからざる事跡なると同時に、帝國政府は現下國際社會の情勢に鑑み、世界諸地方に於ける平和の維持を計らんが爲には、此等各地方の現實の事態に即して聯盟規約の運用を行ふを要し、且斯の如き公正なる方針に則り初て聯盟が其の使命を全うし、其の權威の増進を期し得べきを確信せり。

昭和六年九月日支事件の聯盟付託を見るや、帝國政府は終始右確信に基き、聯盟の諸會議其の他の機會に於て聯盟が本事件を處理するに公正妥當はる方法を以てし、眞に東洋平和の増進に寄與すると共に、其の威信を宣揚せんが爲には同方面に於ける現實の事件

を的確に把握し、該事態に適應して規約の運用を爲すの肝要なるを提唱し、就中支那が完全なる統一國家に非ずして、其の國內事情及國際關係は複雑難澁を極め變則、例外の特異性に富めること、從て一般國際關係の規準たる國際法の諸原則及慣例は支那に付ては之が適用に關し著しき變更を加へられ、其の結果現に特殊且異常なる國際慣行成立し居れることを考慮に入るゝの絶對に必要な旨力説強調し來れり。

然るに過去十六箇月間聯盟に於ける審議の經過に徴するに、多數聯盟國は東洋に於ける現實の事態を把握せざるか、又は之に直面して正當なる考慮を拂はざるのみならず、聯盟規約其の他の諸條約及國際法の諸原則の適用、殊に其の解釋に付帝國と此等聯盟國との間に屢重大なる意見の相違あること明となれり。其の結果本年二月二十四日臨時總會の採擇せる報告書は、帝國が東洋の平和を確保せんとする外何等異圖なきの精神を顧みざると同時に、事實の認定及之に基く論斷に於て甚しき誤謬に陥り、就中九月十八日事件當時及其の後に於ける日本軍の行動を以て自衛權の發動に非ずと憶斷し、又同事件前の緊張状態及事件後に於ける事態の悪化が支那側の全責任に屬するを看過し、爲に東洋

の政局に新なる紛糾の因を作れる一方、滿洲國成立の真相を無視し、且同國を承認せる帝國の立場を否認し、東洋に於ける事態安定の基礎を破壊せんとするものなり。殊に其の勸告中に掲げられたる條件が東洋の康寧確保に何等貢獻し得ざるは、本年二月二十五日帝國政府陳述書に詳述せる所なり。

之を要するに多數聯盟國は日支事件の處理に當り、現實に平和を確保するよりは適用不能なる方式の尊重を以て一層重要なりとし、又將來に於ける紛争の禍根を爰除するよりは架空的なる理論の擁護を以て一段貴重なりとせるものと見るの外なく、他面此等聯盟國と帝國との間に規約其の他の條約の解釋に付重大なる意見の相違あること前記の如くなるを以て、茲に帝國政府は平和維持の方策殊に東洋平和確立の根本方針に付、聯盟と全然其の所信を異にすることを確認せり。仍て帝國政府は此の上聯盟と協力するの餘地なきを信じ、聯盟規約第一條第三項に基き、帝國が國際聯盟より脱退することを通告するものなり。

(乙)日本の大襟度

日本の襟度

聯盟は其の崇高なる精神を忘れた偏見妄執の爲に、遂に日本に見離された。最も信實なる態度の保持者である日本を失つたのは聯盟の自己破壊的行爲と言はざるを得ない。

日本は聯盟を脱退したけれども、世界の平和に對する熱望と、平和建設の爲の實力とは何人も否定し得るものでない。日本は其の独自の使命のもとに、信實の態度を以て大義を世界に顯揚せんとして居る。新日本の誕生以來七十年の辛勞を経て、茲に何ものにも制肘さるゝ事なき自主獨往の境地に到達したのである。

所信是從 國際篤信 大義顯揚

聖詔に仰せらるゝ、「帝國ノ所信ニ是ノ從フ」の根本態度と「信ヲ國際ニ篤クシ大義ヲ宇内ニ顯揚スル」實際的態度とは正に日本將來の外交國是の樞軸である。

(丙)國民行動の基準

世界の雄邦大日本の國民は、政治に經濟に及び一切の文化に、よく自主獨往の氣概を以て、使命實現に努力せねばならぬ。然も此の新時代に處しての行動の基準は、國際聯盟脱退の詔書に於て、明確なる聖諭を拜戴して居るのである。即ち、

(1)國民は先づ「舉國振張ノ秋」であるとの自覺を必要とする。

舉國振張

(2) 此の自覺の上に「職分ニ恪遵シ」「業務ニ洋囂シ」て「協戮邁往」することは、實に當面の態度であらねばならぬ。而して

(3) 嬌激偏見を避けて、正を履み中を執るならば、以て益堅實なる國風を發揮し得るであらう。

五、自主獨往の眞日本

國際聯盟を脱退するに當つて、日本の警戒した所は、列國の干涉又は壓迫であつた。日本の決意は如何なる強壓をも、正義の前に敢然として排撃する最後の決意であつた。來るであらうと豫測せねばならぬ壓迫は、最悪の場合は武力強壓であり、之に次ぐは經濟封鎖であり、更に下つては國際擯斥である。而して樂觀して之を見れば、脱退後の日本に對し雲煙過眼的致交渉に眺むるより以上には出まいとの觀察もあり得たのである。

經濟封鎖は結局武力封鎖であり、武力封鎖は結局不可能であるとの觀測は識者の觀測であつた。然し乍ら、國民一般は如何なる強壓に對しても敢然として抗敵するだけの勇氣に満ちて居た。國論統一は完全に近かつた。舉國振張の秋なりとの 聖諭は正に國民の腦裡

を支配する基本信條であるかと思へ、斷じて之を行ひば鬼神も之を避くの決意に興奮したかに見えた。

「帝國ノ所信ニ是レ從フ」の聖諭を其のまゝに、日本の自主的態度の鮮明さは、實に建國以來の壯觀であつて、脱退後の帝國官民の態度は一に 詔書に示されたる如く、國際篤信と大義顯揚とに邁進しつゝある。財政經濟上幾多の難局を控へ、不逞危險思想の暗躍を制し乍ら、友邦滿洲を誘接して進み、皇道精神の澎湃たる横溢に基いて、正に全世界の指導者たらしむとする慨を示すは、實に現前日本の雄姿である。

斯くして眞日本に確立した。多く受けて少く與へたと言はれて居つた所の文化寄與は遂次に増し來り、日本の學術、教育、文學、藝術は其の獨自の姿を以て世界性にまで延びんとして居る。日本の政治、經濟、財政、行政は嚴として日本の特性に覺醒して居る。凡そ一切の文化事相に於て日本的なるもの、全世界に普及する有様は、日本製品が南阿輿地の小舗にまで備付けられて居る實相と軌を一にする。

軍事、外交の舞臺に於ける日本の姿は更に顯著である。帝國の陸海軍の優秀殊に精神的

優秀は恐らくは何れの國の比倫をも許さぬ所である。脱退後の外交工作は帝國政府の特殊なる用意によつて、自主外交の基本信條の前に、國際協調精神が高調され、廣田外務大臣の手に支那、ロシア、米國との親善關係増進が企圖されつゝある。

昭和九年四月上旬に至つて傳へられた廣田外務大臣の外交策中

滿洲國助成政策 滿洲國は帝國と緊密かつ特別關係にあるが故に滿洲國の健全なる發展に全力を傾倒することは當然であるが、滿洲國も帝制實施によつて、新興獨立國としての國礎を堅めたので、我國としては今後更に文化、産業方面への援助に力をつくさんとしてゐる。

東亞平和維持の責任者 我國が東亞における平和維持の唯一の責任者たる地位を關係諸國に承認せしめんとするものである、即ち我國がヨーロッパの政治問題に容かい干渉せず又アメリカの政治問題に容かい干渉をなさざる如く、我が國も又東亞の政治問題に關しては絶対にその容かい干渉を排斥せんとするもので、廣田外相はこの點をもつとも重要視し帝國外交の根本的基調をこの點におきこれが承認について努力せんとしてゐる。

とある如く、滿洲國助成、東亞平和維持の責任負擔及其の宣傳は、正に現下日本の大方針である。

六、國民教育者御親臨
(一) 小學校教員精神作興大會

第二國民の養成を天職として國民教育の重任を果しつゝある全國二十五萬の小學校教員が、三萬六千の代表を帝都に送つて、皇太子殿下御降誕を奉祝し、併せて忠君愛國の日本精神を昂揚して、教育報國の至誠を表明すべき標記の大會は、昭和九年四月三日天皇陛下親臨の下に宮城二重橋前に開催された。

集まる者は、日本の全領土に亘り、北樺太から南南洋まで、男教員三萬一千人、女教員五千人、午後一時半入場を終り、肅然として 臨幸を待ち奉れば、午後二時三十分天皇陛下には自動車輦に召されて、式場に入御、御先着の、秩父宮、朝香宮、東久邇宮各殿下に御對顔の後、玉座に着御あらせられた。此の時、齋藤兼攝文部大臣は、大會の總裁として、御前に進み、

皇太子殿下の御降誕を奉祝し 大會の御親閲を仰ぎ奉る

旨奏上し、全員最敬禮の後、二十歩前進列を正す。天皇陛下には玉座に御起立あらせられて御親閲を賜ひ、全員「君が代」奉唱を終れば、玉音朗かに優渥なる勅語を賜り、齋藤兼攝文部大臣は御前に參進して、鈴木侍從長より傳達の勅語を拜受し、一旦定めの際に退下、更に進みて奉答文を捧讀し、續いて全員 皇太子殿下御降誕奉祝歌を奉唱、齋藤兼攝文部大臣の發聲にて 天皇陛下の萬歳を三唱し奉り、御親閲全く終了の旨の奏上を聞し召されて、諸員最敬禮裡に還御あらせられた。

勅語

(二) 勅語

御親閲に際し左の勅語を下賜遊ばされた。

國民道德ヲ振作シ以テ國運ノ隆昌ヲ致スハ其ノ淵源スル所實ニ小學教育ニ在リ事ニ其ノ局ニ當ルモノ夙夜奮勵努力セヨ

(三) 文部大臣の奉答文

奉答文

奉答文

曩に皇太子殿下御誕生あらせられ竹の園生の彌榮えさせられ皇統無窮にして國礎倍々固く皇威八紘に光被するを仰ぎ奉り九千萬の同胞欣躍并舞の至に禁ゆるなし殊に全國の小學教育に従事し次代の國民を養成するの任に在る者幸に此の昭代に生れてこの盛事に會ひ歡喜極まる所を知らず乃ち祥雲搖曳し瑞氣洋溢せる皇城の畔に集り聲を合せて嵩呼し恭しく皇儲殿下の降誕慶祝の誠を表し奉り更に國民精神を作興して益々教育に涓埃の力を致し宏大なる聖恩の萬一に報い奉らむことを期するに際し畏くも天皇陛下には親しく臨御し給ひ特に御親閲あらせられ又親しく優渥なる勅語を賜ふ寛に恐懼感激の至に勝へず臣等夙に陛下が教育に關し深く軫念あらせられ屢々優詔を降し給ひたるを拜し奉り又列聖の文教に關する聖諭を仰ぎ奉り夙夜或は悖るあらむことを是れ懼れしに今天顔に呎尺し奉り剩へ聖勅を拜し奉り恐悚措く所を知らず只感涙の滂沱たるあるのみ臣等教育者として此の無上の天恩に浴し此の無比の至榮を荷ひ深遠なる聖慮を拜察し奉りて責務の益々重きを思ふこと

切なり即ち永く此の光榮を心肝に刻し身命を獻げて教育の爲に策進し以て 聖恩の萬分の一に報い奉らむことを期す臣實乏を文教の府に承け今日此の盛事に際會し此の光榮に浴し感激殊に深し自今益々 聖旨を奉體し全國の小學教育者と共に日夜淬勵以て臣等の職責を竭さむことを誓ひ奉る臣實誠惶誠恐謹て奉答す

(四) 文部大臣の訓辭

齊藤文相の訓辭

瑞祥正に溢るゝ宮城二重橋の畔に於いて茲に全國の小學教育に従事する者相會し聲を一にして皇太子殿下の御誕生を奉祝し且つ國民精神を作興して齊しく微涓を教育に致さむとするに當り畏くも

天皇陛下には特に臨御あらせられ御親閱を賜り加之優渥なる勅語を賜ひて小學教育の重んずべき旨を昭示し給ふ、寔に恐懼感激の至に堪へず、吾等教育者として

天顏に咫尺し奉るさへ既に終生得難きの光榮なり、然るを況や我等奉祝の聲を親しく天聽に達し猶ほ且つ近く玉音を拜するをや、國民教育を重んじさせ給ふ叡慮深遠なるを

拜し奉りては眞に恐懼感激措く所を知らず
謹て惟ふに

皇祖統をたれ、天孫國を肇め給ひしより、皇統連綿として、寶祚の隆んなること天壤と俱に窮りなく、國體の尊嚴なること萬那に其の比を見ず、國民舉つて世世其の忠誠を致す、是れ我が國民教育の根本にして國運興隆の源泉又實にこゝに存す、然るに今靜に現時の世態に察し時運の趨向に顧みるときは國體の本義に基き益々我が國民精神を作興し國本を培養して 皇運を扶翼し奉るの殊に急なるを思ふ

本日 御親閱の光榮を辱うし且つ優渥なる聖勅を拜し身國民教育の任に在る者の責務益々重きを自覺し身命を獻げて一意君國に盡すべき旨を既に
至尊の御前に於て肅然として誓ひ奉れり

予推されて全國小學校教員精神作興大會に總裁たり、切に望むらくは此に集まると否とを問はず又海の内外を論ぜず、我が國民教育に従事する者が協心戮力益々發奮策勵して健全なる國民を養成せむことを期し以て聖恩の萬分の一に報い奉らんことを

(五) 大會の決議

決議

一、吾等は協心戮力國民道德の爲に邁進し愈々國民精神を發揚して肇國の宏謨を國民教育の上に光輝あらしめむことを期す

一、吾等は至誠一貫職分を樂み身を以て範を示し師表たるの本分を完うせむことを期す

昭和九年四月三日

全國小學校教員精神作興大會

國民初等教育者の此の一大覺醒は、實に新時代の黎明である。我等は帝國が眞日本の第一歩を踏み出した此の時期に際して、國民教育の重任にある者が國民精神の教養に一段の努力を拂はむとする此の決議に服し、優渥なる聖諭を親しく拜したる小學校教員諸君の光榮に滿腔の祝意を表し、帝國の前途の爲に欣快禁じ難いものがある。

後編 || (結論)

第一章 皇道精神論

帝國肇造の中軸は 皇室に在らせられ、帝國發展の中樞機能は皇室に在らせられた。日本民族が皇室を中心として、皇室と一體となつて榮枯盛衰の途を歩み來つた事は、實に我が國史の一大特色であつて、茲に皇道精神の一基點がある。列聖の「天下ト休戚ヲ俱ニス」と仰せらるゝは、蓋し此の精神の發現であつた。明治維新以來我が皇道の振張特に顯著であるのは、君民一體の思想に自覺し來ることの深さを物語るの外でない。近世の法理論からすれば、國民は統治の客體なりといふ。領土と國民とを統治の客體と見るは其の論必ずしも誤りではないけれども、以て我が國の統治者と臣民との關係を説明する理論の方法とはならぬ。我が建國神話に諾冉二尊が此の國土を生みなし、此の民人を生みなし、而して天祖を生み給うたとあるのは、偶々以て我が建國の態様が、統治者も國土も人民も、均し

君民一體の基點

くこれ同胞の關係にあることを示すものであつて、特に作爲したるに非ざる神話がかかる表出を取つたもの、意義の非常に深さを覺ゆるのである。明治以來、國體觀念益明徴にして、君民の關係は最も鮮明且濃厚である。皇道精神の發揮の旺盛なるは正に其の處と言はねばならぬ。

天皇に對し
奉る絕對信

皇道精神は臣民の忠誠心である。換言すれば 天皇に對し奉る絕對信の態度である。臣民は 天皇陛下に對し奉つて精神身體財産等自己一切を捧げて仕へまつる強烈なる信仰心を懷いて居る。或る人は之を「天皇教」といふ。天皇教と申し上げること誠に憚りある様であるけれども、實相に徹して之を考ふれば、宗教或は宗教以上の信仰である。我が國史を彩りつゝある多くの先覺の思想が其のまゝ一の宗教的態度として觀ぜられるのは當然である。日本に於ては此の絕對信仰を基本とせざる一切の宗教なり、思想なりは存在し得ない。辛うじて存在し得ても繁榮し得ない。近世國家の意識は法理的に闡明されて、國民の權利義務は根本法規によつて規定されて居る、が是れ實は臣民權利の主張に墮し、之が保障を要求する態度の表現である。斯の如きは治者、被治者の對立關係を基本とする思想

皇道尙武精神

に出發するものであつて全く我が皇道思想に反するものである。

我が皇道思想の顯現は尙武の精神に於て先づ顯著である。神武天皇建國以來、日本の武力は日本精神の基礎の上に磨かれて來たが、中世に於ては武士道の發達著しく、要するに日本精神の顯現であつた。蘊蓄ある我が武士道は、其の死生觀と技術觀とは我が皇道精神の顯現として至上のものであつた。

明治維新以來の尙武精神は、今や帝國軍人の態度となつて顯現して居る。然も國民國防精神の普及につれて、獨り軍隊の間に尙武精神が横流するのみでなく、國民一般に剛健なる尙武精神の振興しつゝあるは慶すべき事である。然し、皇道尙武の精神は、中世に於ける又は徳川時代に於ける武士道精神とは根本に於て相違ある事を深く注意せねばならぬ。封建時代の武士道は社會組織上の主從道德の一所産である。皇道尙武の精神は 君國を護衛する 尊王精神の發露である。深く國體の根幹に萌す所の降魔の利劍である。大日本帝國が其の雄大なる理想の下に世界人類の上に幸福を將來する破邪顯正の寶刀である。君國の難に赴いては從容として爆彈を抱いて敵壘に突進するの勇である。凡そ、帝國軍人の精

神は牢固炳焉として一意 至尊の爲に武を練り魂を磨き、心身財産を擧げて、此の國を護る所にある。これをしも眞に 皇道尙武の精神とは言ふのである。

日清日露の兩役終つて、日本の國力發展が世界注視の的となつた時、其の由つて來る原動力に考察の眼を向けた英國及米國は、我が 教育勅語に對して特殊の關心を拂つたものである。而してこれ實に彼等の慧眼である。日本の精神世界は西洋人には不可解な所が多い。新興追隨の後進國を以て目して居た時代に、日本の真相を認識する事は出來る筈がなかつたが、一度、發展の威力に一種の怖れを感じて以來、始めて日本人の精神世界に注意し來つたのは、漸く正常の認識に立つたことを示すものである。而して其處には、日本獨特の精神文化の燦然たる光輝ある存在を知ることが出來た。物質文化の眩惑から醒めて、道德、政治、文藝、美術の各文化を凝視した時、此の後進國が最も強靱なる道德文化の所有者である事を知り得たのは、彼等の偉大なる發見であつた。科學的、功利的に觀察しては其の真相把握の困難な事實が、日本の精神文化考察によつて明瞭となつて來た。其の先づ注意を惹いたのが日本人の道德文化であつた。然し、日本人の政治思想、文藝、美術は

相前後して其の獨特の文化價値を彼等に認識せしむるに至つた。從來、世界は多くを日本に與へた。今や世界は、多くを日本から與へられる時代に面して居る。

帝都の宮城、京都の御所を仰いで感ずる靈感、外人に於て殊に深刻であるのを常とする皇大神宮、桃山御陵、明治神宮の神域に拜跪して、如何に崇高嚴肅なる日本精神の表現を味得せしめらるゝか。有ゆる日本の文化は其の至高の精神を斯の神境に淵源する。日本の文化精神は豈て全世界に光被するの時期に到達するであらう。

抑も皇道は寛宏の大精神である。建國以來有ゆる世界の大文化を包容攝取して成長し來つたる大民族精神である。一貫せる國體觀念の確固たるを中軸として悠々茲に三千年、將來の無限に發展すべき強き信仰の上に、有ゆる波瀾を征服すべき勇猛心に満ちたる大精神である。

第二章 日本及日本人

國家要素觀念の誤謬

國家の要素を領土と人民と主權とに分拆する觀念は廣く行はれ、中等學校の教科書に於ても、明瞭にかゝる敘述方法を採つて居る者がある。これ抑も何の故ぞ。我等は斯かる觀念によつて國民を養成する事には絶對に反對である。此の分拆方法の根本の誤謬は、社會事實と自然科学事實との混同にある。及び、化合と混合との觀念混同にある。水の要素は酸素と水素なりとの命題は自然科学の許す所であるが、領土と人民との上に主權を加へる時、常に國家が成立するか否かは疑問である。大ナポレオンはマキシミアンをマキシコの主權者として主權を保持せしめた所、遂にメキシコの輿論は之を否定して此の王は遂に逃亡するの止むなきに至つた。酸素と水素とは歴史觀念を要せぬけれども、領土・人民・主權は何れも歴史的性質の上に存在する。此の觀念を無視して、自然科学的方法を以て國家の要素を論ぜんとするは根本の誤謬である。何れの領土も、何れの人民も、乃至何れの主權も重要な個性的歴史的存在であつて、分拆されて意義あるものでない。分拆されて獨立意義を有するは自然科学界の物質乃至現象である。且嚴密に言ひば、主權は人民と離れて存在するものでない。水は酸素と水素との化合物であるが、分拆すれば酸素水素の各

實體となる。主權と言ひ人民といふものが分離して考へ得るは唯觀念上の便宜である。米と麥との混合體の要素は米と麥とであるといふ言ひ方に近い上記要素觀念は甚だ不十分である。

一步を譲つて此の要素觀念を便宜上使用するものとすれば、其處には更に重大なる缺陷がある。此三者を貫通浸透して居る所の國家觀念の無視といふ大缺陷を認めねばならぬ。所謂三要素は國家觀念を以て貫かれて初めて意義を持つ。此の重要な中心觀念を無視した所には全く國家の成立は無い。

かるが故に、領土といふも單なる物體と見てはならぬ。人民といふも縦横の關聯體である。主權といふも單なる權力ではない。これ等は何れも國家觀念に貫れて渾然たる同化體として生きて居るのである。

眞日本觀

何れの國家も歴史の基礎の上に存立する。其の歴史様相は國によつて異なるが故に、存立の様相もまた國によつて皆特殊である。其の性情を以て之を見れば堅緻なものと脆弱な

ものがある。明朗なものと暗陰なものとがある。壯麗なものと醜陋なものとがある。我が國の歴史基礎は世界に全く類例を絶する所の特殊堅實にして壯大なものである。歴史ありてより三千年、傳説時代は逆睹し難いが、然も之を通じたる一貫せる歴史様相である。此の歴史様相の内容は、皇室中心君民一和の大精神であつて、實に萬國に冠絶する所である。

國土に宿る
皇道精神

日本の國土を單なる自然として了解する事は眞日本を理解する所以でない。凡そ、國土の中尺寸の土と雖も、神代以來日本民族の魂の宿らざる所はない。靈峰富嶽に寄せたる思慕敬仰の如何に深かつたかは言ふまでもなく、深山大澤乃至絶海の孤島に至るまで、皆我が同胞の精神が何等かの形によつて觸れ來て居ないものはない。實に皆我が同胞先人の精神其のものとも言へ得る。或は景觀を以て之を見、或は資源を以て之を見、或は直接史蹟を以て之を見る。何れも單なる自然としてのみ之を見ることを拒否するものである。所謂新領土に於ても同様である。單に之を物的に經濟的にのみ見ることは誤である。其が獲得の爲に流したる同胞の血涙を見ねばならぬ。

日本國民の
眞地位

日本の國民を單なる統治の目的物としての人民とのみ了解する事も素より誤りである。歴史的傳統の上に、皇道精神を體して此の國を組織する不可分離の存在としての國民は、正に大日本其のものでなければならぬ。日本の國體の諸外國と異なる所が、實に此の點に存する。日本の國民を統治の容體として論ずるは、法理的講究の便宜に出づるのみ。實體は國其のものであり、皇道精神の主體である。

日本の主權

帝國の主權に就ても、單に之を統治の權力と見るのは誤である。歴史の實相を以て之を觀れば我が國の眞髓は、皇室と人民と國土とを連ぬる渾然たる道德的存在である。權利義務の關係を以て結ばるゝ法理的組織體ではない。皇道精神こそは、此の道德體を組織する中軸思想であり、其の内容は國體觀念である。日本の皇位、日本の皇室は、深く國土國民の核心に根ざして、其の結合の中心となり給ふものであつて、之を離れて國土民人の外部より之を制御し給ふ性質のものでない。日本國家こそは、眞に渾然たる一體である。日本の主權は此の渾一體の中心をなし給ふものである。

外國に於ける國家理論の研究を日本に移して、法理的解釋を以て日本を説かんとするは

必ずしも排斥すべきではないけれども、文化的個性的實體を観察するの方途を誤り、單なる研究の便宜に基く考察方法を以て、實相を闡明し得るかの如く考ふるは、實に恐るべき過誤を招く原因となる。宜しく大日本の眞實性を把握すべきである。

第三章 日本 の 將 來

皇道日本の精華を叙し來つて、將に筆を擱くべき時に達した。我等決して單に日本を負せんが爲に叙述を重ね來つたのではない。實に日本將來の大使命に對し、過去の實相を闡明して大基礎工事を完成するの必要を感ずるが故であつた。こゝに其の業を畢るに當つては、我等は日本の將來を考慮せねばならぬ。然し乍ら、これ頗る簡單である。我等の過去には我等の將來の示唆がある。我等は其の示唆に隨つて勇往邁進すべきのみである。何が故に然く簡單なりと言ふか。他なし、日本の實相其のものが純潔にして簡明、強靱にして朴素なるが謂である。

日本の將來を開拓すべき基礎要件を提示すれば、其處に自ら、日本の將來が感悟される

素質の自覺

てあらう。

第一、日本人自體の素質について殊に、心理的生理的素質について反省を加へ、及び其の優越性を發見すべきである。

單なる自負に墮してはならぬけれども、必ずや、思はざる優越性能の存在を知り得るであらう。輒近、學者の専門的研究は、我等に甚だ喜ぶべき多くの資料を供給して居る。

第二、過去の精神的訓練に深く憑據すべきである。

日本の精神文化は、其の國體觀念に於て、其の宗教・文藝・思想・道德に於て、獨特の訓練を國民に與へ來つて居る。強固なる志操は日本人をして優越國民たらしむるに十分な基礎となるであらう。

第三、國史の精華を仰ぎ、皇道精神を體得發揚すべきである。

斯くして日本の將來は此の基礎の上に進運を繼續し得べきであらう。毎年毎に一百万人口の増加を控へて、東亞及び太平洋の全面に運命を托して居る日本の歩みは、洋々たる希

精神的訓練 への憑據

國史の精華
皇道精神發
揚
洋々たる前
途

望の歩みである。

「信ヲ國際ニ篤クシ」「大義ヲ宇内ニ顯揚スル」は帝國外交の國是である。自主獨往然も此の信實心を以て臨む所に、光輝ある將來が來るであらう。幾多國難の襲來あるも敢て恐るべきでない。非常の覺悟を以て打開して進む所に光輝ある將來がある。

皇太子殿下
御誕生

昭和八年十二月二十三日午前六時三十九分、國民多年の待望の中に、皇太子殿下繼宮明仁親王御誕生あらせられた。皇太子殿下の御誕生は如何に國民に力強き感銘を與へたか。某女學校の生徒の如きは喜びの餘りに聲を放つて泣くにさへ至つた程である。越えて四月五日、御健かに、元氣に滿ち滿ちて拜せらるゝ御尊影は新聞紙によつて、全國民の仰ぎ得るところとなつた。實に人心一新の感激を以て、國運の將來を慶祝する國民の大喜悅である。

第四章 國運發展の象徴

|| 帝國國旗論 ||

第一節 帝國々旗を仰げ

帝國國旗を
仰げ

世界大戰の幕が閉ぢて後、各國の最大關心事となつたのは、如何にせば地球上に永久の平和を建設して、人類の眞の幸福を將來し得るかの問題であつた。國際聯盟規約、聯盟の發動、及び國際關係に關しての各國の努力は、何れも、廣義に於て平和希求の發現に外ならぬものである。

斯かる熱烈なる平和希求の運動は、然し、反面に於て、可成り急迫な事情が國際間に存在して居る事を物語りはすまいか。各國は一面に於て、最も眞面目に平和を希求すると共に、他の一面に於ては、孜孜として國防の充實に努め、精銳なる新武器の考案に熱中して居る有様である。故に國際聯盟といふ歴史あつて以來、最も美しき世界協調の事實を現出して居ると共に、また歴史上空前の熾烈な國家對立乃至抗爭意識が、地球上に漲つて居るのである。

日本の如く、古い歴史の上に新しい文明を容れて、急激に世界強大國の班に伍するに至

つた國に於ては、此の世界の狀勢に應ずる國策は、特に慎重なるを要し、國民の覺悟もまた充分堅固でなければならぬ。徒に自負する精神の生ずる様の事あらば、其は實に獅子身中の恐るべき毒虫である。

眞正なる日本精神の發展から離れてはならぬ。

純清無雜、明徹にして濁らざる大精神と、赤誠熱血、獻身報國の至情とを表象する我が日章國旗こそ、實に此の日本精神の表現であるが故に、吾等は、茲に更めて日章旗を仰ぎ直すべきである。明治維新以來の國際的發展に無限の光輝を發揚した日章旗を仰いで、更に強靱なる國民性を自覺し、有らゆる内憂外患に處する精神を振起すべきである。

日本精神の
表現

國民精神作興の方策は數多くある。

然し、複雑なる生活相の中から、熱烈な愛國の至情を喚び起して、獻身報國の精神を新にする事は、すべての方策を貫いて絶對に必要である。結合弱く、統一不完全である社會は決して繁榮しないといふことは千古の鐵則であつて、國家に於て特に顯著である。國家

國旗敬仰と
國民精神作
興

の統一・結合は一方に權力的の部面、他方に精神的・道德的の部面があつて、相俟つ所に於て完全を致すのであるが、根本的のものは、精神的・道德的の統一・結合でなければならぬ。

國民精神作興の大眼目は實に此に歸着する。而して、之を達成する幾多の方策の中に、國旗敬仰の施設を爲すべき事を包含するは敢て多く言ふを要せざる所である。然り、有らゆる一切の邪念雜想を去つて、朝日に映ゆる國旗の颯爽たる姿を仰ぐならば、其處には日本國民の純粹なる至誠心、三千年來の愛國の至情が澎湃として溢れ來るを知り得るであらう。かくて國旗に對する國民の意識を鮮明清新にすることの重要さが本章を成さしむる一の動機である。

今日に於て、國旗の尊重すべき事を知らざる國民は殆どない。吾等は茲に非常なる喜を感ずるものである。然し、國旗の意義、國旗の制式、國旗の表現する精神に就て、更に吾等の情意を清淨にする必要がないであらうか。一般的に國旗其のものに就ただけでも、理

解の不充分な所を補ふ必要はないであらうか。本章もとより敢て新説を以て世に問はむとするものではない。一片國家に對する至衷の表現にとゞまる。

日章旗の光
被する所

帝國國旗の飄る所、今や地球上に普く、帝國の存在は世界各國注視の大標的である。滿洲の野は突如として、日章旗の光被する所となつて、三千萬民衆は滿洲帝國の幸福なる人民たり得て居る。帝國國旗をして、希くは更に全東亞の空に、乃至太平洋に飄翻たらしめよ。

第二節 國旗に宿る精神

國旗に宿る
精神

國家といふ意識が強くなつて、國際的に對立又は競争する關係が明瞭となるに隨つて、國旗の存在は明確に眺められる様になるものである。現代の如く歷史上未曾有の國家對立の時代には、各國とも國旗といふ意識が殆ど頂點に達して居るかの感があるのであつて、軍事上の事はいふ迄もなく、貿易關係に於ける船舶・税關・國交上の公館から種々の文化團體に至るまで、それぞれ必要に應じ、各の國旗によつて其の所屬國籍を明示して居る。處

女地に國旗を樹立する事、例へば南北極地方の探險隊が辛酸を嘗めて到達した極地に自國の國旗を立てた事が如何に感銘の深いものであつたかは實に想像に餘りある事である。

斯様な譯で、國旗は實に其の國家を代表する標識であるから、各國共御互に自國々旗の尊嚴を保持すると共に他國の國旗に敬意を表することを忘れぬ様に注意する。即ち國旗は形の上に國家を表象して居る。形の上に表象して居るといふ事は、また、同時に、國旗には其の國の精神が打ち込んであるといふ事を物語るものである。日本の國旗には日本の精神が籠つて居り、米國の國旗には米國の魂が宿つて居る。簡單な物象の様であるけれども其の包含する所は頗る深いのである。

各國の國旗は何れも、それ／＼獨特の精神を宿らせて、力強い存在たらしむ事を競つて居るのであるから、一度、其の國の國旗を仰げば、其の國體が推察し得る、露西亞の如きソツ・イット・聯邦となつてから制定した國旗を見ると、人民革命を意味する滿地赤色に、右肩部に金色の星を置いて國家の進路を指示するに象り。其下に農民勞働の鎌と工業勞働の槌とを交叉して勞農相倚ることを表して居るから、これによつて、國體を物語る次第であ

國旗と各國
國體

ソツ・イット
聯邦

るし、また、其の國民精神を物語るものである。これは大正十二年の制定であつた。隣邦中華民國の國旗は、日本の昭和三年六月十三日に民國旗となつて（それまでは海軍旗、その以前は青天白日だけで國民黨旗）革命後の五色旗（赤黄青白黒＝漢滿蒙回藏）に代つた青天白日滿地紅である。此の旗は左上四分の一に青地に白い太陽（十二角が光線と見える）を表し他の四分の三は赤色になつて革命を意味して居ります。青天白日は晴天白日堂々萬邦を光被するといふ大理想を表して居るのであつて、稍我が日章旗に似た點がある。

英國の國旗はイングランドの旗である白地に赤十字と、スコットランドの青地に斜白十字と、アイルランドの白地に斜赤十字と、この三者を組合せたもので、所謂ユニオン・ジャックと呼ばれて居るものである。千七百七年にイングランドとスコットランドか合併し千八百一年に更にアイルランドを合併して此の旗ができたのであつたが、相互に堅く、しかも平等に結合して、久しい傳統を物語つて居る所に妙味があるのである。

獨逸に於ては帝政時代に黑白赤の三色旗が用ひられて居つた。これは獨逸聯邦民族の結

合を物語るものであるが、革命後、千九百十八年八月十一日から用ひられたものは黒赤黄（金）の三色旗であつた。黒色は勤勉、勞作等の意味、赤色は熱血、愛國等の意味、黄色は名譽の表象であるとの事である。

佛國のも三色旗であります。獨逸の横縞のと違つて縦に青白赤を並べて居る。これは「フランク族」に發して居る旗で、青色は正義、白色は自由、赤色は博愛を意味して居るものとして佛國の傳統精神を示して居る。

伊太利の國旗は緑、白、赤の縦の三色旗で、中央白の部に、中を赤、周圍を藍色にした楯があり、其の上に王冠がある。千八百七十年の年末にエマヌエル二世によつて決定されたもので、緑は統一の希望を表し、白、赤はサボイ家の徽章、中央は王家の武器、之に王冠を配したもので、よく伊太利の精神を表して居る。

米國は其の建國當初の十三州に因んで、赤七白六條を横に交互に十三條にしたものに、左上方青地の中に白（星現今は州數の四十八）を置いて國旗として居る。米國人は此の旗によつて建國當初の理想たる自由、平等、博愛の精神を米國精神として誇るのである。

友邦滿州國に於ては其の建國の始め、紅藍白黒の四條を滿地黄の右上部に置いた國旗が制定された。是は滿洲國を組織する要素を象徴して居る。

以上、世界の主要國に就て、其の國旗が由來し、又其の國旗に宿す國民精神を概観したのであつたが、何れも深い國民的主張が宿つて居る。それが、現在では負けず劣らずに國力の伸張をはかつて、國旗の光輝を増さうとの努力が一層盛になつて居るから、國旗に宿す意義の宣揚とか、國民精神の國旗への統一とかいふ様な國家運動は益々強烈になつて來つゝあるのである。それ故に、有形の國旗は國家を代表する標章であり、國民の齊しく仰ぐ統一中心物であります。國旗といふ觀念は國民理想、國民信仰の結晶であり、表現である。少くとも現代に於ける各國國民の心理では國旗に對して非常に深い敬仰の精神を寄せて居るのである。

第三節 帝國國旗の精神

各國の國旗は何れも獨特の國民精神を表現して居ること前節の通りである。帝國の國旗も、また、深くして大なる精神を宿して居ること言ふまでもない。帝國々旗は他國々旗に

比較すると非常に單純簡明であつて、然も其意義の頗る深刻な點に、先づ特色が認められる。

各國々旗は其の形象が、最も簡素な「日の丸」であることに、先づ特徴がある。之は形態から見ても、色彩から見ても、乃至表象から見ても極めて單純簡明であつて、それがまた日本精神の多くの貴重な内容を表現して居る所に貴さがあると思ふ。表象が太陽である事は言ふまでもなく日本建國以來の一貫した精神の表れてある。日本建國史上の「天照大神」といふ御名稱は、言ふまでもなく、日の御神で、太陽其のものに直に神性をさへ認める程で、日本は此の「天照大神」を以て肇國の祖神とするのであるから、日章國旗は我が建國の大本を意味し、更に天照大神の御神勅に示された皇運無窮の信仰を包含して居るのである。さうであるから、國旗を仰ぐ場合に於て、日本國民の心裡に浮んで來る精神は、實に建國の大精神であつて、三千年の昔の日本民族の雄圖が、日章旗に宿つて居るのである。

日本國民は國家結合の歸一點を日ノ神の御子孫たる皇室に置いて三千年の歴史を織りな

して來た。此の結合を形の上に現したものは實に國旗である。天祖の連綿たる皇統に在らせらるゝ皇室を中心とする結合は、纏て、此の國旗中心の結合である。國民は國運發展の爲に鞏固なる祖國愛の精神に燃えて居り、國旗の耀きこそ此の祖國愛に燃ゆる精神を更に振起せしむる力であつて、國家結合の歸一精神を國旗に宿して居るのである。

國旗はまた我が國史の經過を物語るものと思はれる。建國の遠い昔はもとよりであるが三千年の經過の間、常に日ノ神たる皇大神宮崇敬を中心として國史が進展して來て居り、日を象つた旗が次第に用ひられてから、或は總船印となつて、海外使節を護り、更に何回かの國運を賭した戦争には、忠烈なる護國精神の仰ぐ中心として耀いて來たのである。徳川幕府の末期に、世界の進運が日本をも其の文明の流に捲き込んでから、日本は多くの難局に遭遇したが、然らば隆々たる國運は日章旗の耀きと共に燦然として輝いて來たのであつて、我等の仰ぐ國旗は實に我國の歴史の成迹を示すものである。

次に日章旗を其の形象と色調との上から仰いて、之に宿る精神を、更に、明確に考察してみたいと思ふ。太陽を象るといふ事には、種々の意義が考へられるのであるが、現代

國史成迹の
表現

日神表象
萬邦光被

に於て日本國民が國旗に宿る精神として最も痛切に抱懐し、且期待する所は、日本の理想を以て廣く世界に光被せしめやうとする事である。換言すれば、日本は其の逐次に到達して來た文化力を自覺し、日本精神の世界的存在たる信仰を強め、其の眞の價値を自信して來たことから、世界に對し、人類の眞の幸福を建設することに對する人道的責任をも感ずる様になつたのである。此の精神は太陽の惠澤が萬物に及ぶが如くに世界に光被せしめたい。日本こそ眞に選ばれたる國であり、日本人こそ眞に選ばれたる人々であり、將來の世界は此の日本人の働きによつて善き世界となるであらうといふ信念は日本人の誰となしに次第に強まつて來て居り、之を太陽を表象する國旗によつて形の上に仰ぐのである。國旗成立の由來も既に説く如く決して、唯、模様を考案する様に日章旗が出來たのではなく、島津家が日の丸を自分の船印としたのも、久しい間「日章」が或は皇室に於て、或は武將の家に使ひられたものを使用したに過ぎないので、決して獨創ではない。之は日本の精神が顯現した標章であると確言し得るのである。殊に現時の日本人にとつては、其の成立の由來は兎に角として、唯、一心に之を日本精神の顯現と仰いて、此の精神を太陽の如く世界

に光被せんめる強烈なる信念を、國旗によつて與へらるゝのである。我等は國旗と共に我在り國旗と共に我榮ゆとの信念を國民信念として、強く把持する事に、國旗の重大なる意義を感ずるのである。

明白純潔
晴朗透徹

國旗の地が純白である事、中心圓が赤である事も、諸外國の國旗の色調に比較して意味の特殊な所があります。支那人は青天白日と考へて地を青くしたが、之は晴れた空を象る意味に於て最も至極であるけれども、日本人は之を國旗の上に表すのに青といふ一つの色調にはしなかつた。實際に空の色といふものは春夏秋冬日夜晴曇千變萬化するものであるし、雲の變化の如きに至つては殊に甚しいのであります。茲に於てか、あらゆるそれ等の變化を綜合して白色と見ることは、内に千萬の變化を藏して然も一の基本に歸するのである。我が國民の純潔を愛する晴朗透徹した性情はよくこの純白によつて表されて居る。

赤心報國
至誠の表現

中心の圓の赤も、支那では所謂白日で白にしたが、日本では日の出を象りますから、矢張り赤が適當であり、然も此の赤は外國では鮮血を意味し、革命を意味するけれども、日

本では赤心の赤で、至誠心を表するのである。外國人が見ると別の意味に取らしいけれども、日本人では矢張り燃える様な赤心といふ感じが湧く。即ち、赤心、熱血、報國の至誠等は此の赤圓によつて表されて居ると信ぜらる。

第四節 國旗の由來

一、天日[○]を仰ぐ[○]民族精神[○]

天祖 天照大神御出現に關する古事記・日本書紀の記述を見ると、

古事記には

伊邪那岐命大く歡喜ばして詔りたまはく、「吾は子生み生みて生みの終に三柱の貴の子得たり」とのりたまひて、即ち其の御頸珠の玉の緒、もゆらに取りゆらがして、天照大御神に賜ひて詔りたまはく「汝が命は高天原を知らせ」と事依さし賜ひき。

と記されてある。「あまてらす」と申上げる尊名、高天原を統治せよと御諭しになる御詞何れも日ノ神たる表象と拜せられる。また

日本書紀には

天照大御神
高天原

吾已生^ニ大八洲國及山川草木、何不^レ生^ニ天下之主者^ニ歟。於是共生^ニ日神、號^ニ大日靈貴^ニ。此子光華明彩照徹於六合之内。故二神喜曰、吾息雖多未^レ有^ニ若靈異之兒^ニ。不^レ宜^ニ久^ニ爾^ニ此國、自當^下早送^ニ于天^ニ而援^中以天上之事^上。

と記して、「日神」と申し、「大日靈貴」と申し、また、光華明彩とか天上之事を援くとか申されるのは、矢張り「日神崇拜」を物語るものである。

かの天岩屋の變事として記される物語りに見ても、天照大御神が天岩戸を立ててさし籠られた事によつて、高天原も、葦原の中、國も暗黒になつて、騒動甚しかつたと記されており、神々の御和げの事があつて後出てました事によつて、天下「自ら照り明」るくなつた様に記されてあるのも、神代に於て日神を仰いだ傳へと思はれる。

斯く太陽を仰いで信仰の中心を確定して居た我が民族は、爾來三千年の歴史に於て殆んど此の信仰を捨てる事なしに進展して來た。斯かればこそ、纏て日章の國旗とはなつたものであらう。

二、日章旗の沿革

明に日章を以て旗に用ひた記録は多くはない。日本書紀卷七に景行天皇の熊襲御親征を記して、十二年九月五日、天皇が周芳婆磨に至り、南方甚だしく烟の起るのを御覽になつて、武諸木・菟名手等を偵察せしめた所、神夏磯媛といふ女人があつて、和を天皇に納れむとするのである事が知れたが、其の時、神夏磯媛は鏡・劍及瓊を賢木にかけて式を整へまた、「素幡樹^ニ千船舳^ニ」て降り來つたとある。思ふに此の素幡は即ちしらはたてであらうが當時已に旗幡をたてたものであることが知り得ます。

神功皇后三韓征伐の記事の中には、(日本書紀卷九)皇軍臻るを見て新羅王大に怖れた有様を叙し

「船師滿海、旌旗耀日、鼓吹起聲、山川悉振」

とあつて、旌旗の多く用ひられた事を察し得るのであります。

文武天皇の大寶元年正月元日、賀正の禮の條(續日本紀卷二)

天皇御大極殿受朝。其儀於正門樹鳥形幡、左、日像青龍朱雀幡、右、月像。

玄武白虎幡。蕃夷使者陳列左右。文物之儀於是備矣。

皆紅に日の
扇

とある。日像・月像等の幡は支那より輸入したものであつた。
日章を採り用ひた軍扇の記事は、源氏平家兩家の武將の條に散見して居る。即、源氏ては義家も義朝も日扇を用ひたらしく、義經にも其の記事があります。かの有名な那須與市が射たといふ扇は

(平家物語、卷十一)に

今日は日暮ぬ。勝負を不可決とて、源平互に引退く處に、沖より尋常に飾たる小船一艘、汀へ向て漕よせ、渚より七八段許にも成しかば、船を横様になす。あれは如何にと見る處に船の中より、年の齡十八九許なる女房の、柳の五衣に、紅袴著たるが、皆紅の扇の日出したるを、船のせがひに挟立て、陸に向てぞ招ける。……………とあるから、赤地に白を抜いた扇であつたと思はれる。

日章旗が用ひられた記事は太平記に數箇所見られる。後醍醐天皇が御用ひになつたもので笠置山の戦の條もそれである。

(太平記卷三、元弘元年、後醍醐天皇笠置に據り給ひし記事)

錦の御旗に
日月を金銀
にて打て著
たる……

(前略) 明れば九月三日の卯刻に、東西南北の寄手 相近いて時を作る。其聲百千の雷の鳴落つるが如くにして 天地も動く計也。時の聲三度揚て、矢合の流鏑を射懸たれども、城の中静まり還て、時の聲をも不_レ合、當の矢をも射ざりけり。彼笠置城と申は山高うして一片の白雲峯を埋み、谷深うして萬仞の青岩路を遮る。攀折なる道を廻て、上る事十八町、岩を切て堀とし、石を疊うて塀とせり。されば縦防ぎ戦ふ者無とも、輒く登る事を得難し。されども城中鳴を静めて、人ありとも見えざりければ、敵はや落たりと心得て、四方の寄手七萬五千餘騎、堀がけとも不_レ謂、葛のかづらに取附て岩の上を傳うて、一の木戸口の邊、二王堂の前までぞ寄たりける。此にて一息休めて、城の中を屹と向上げれば、錦の御旗に日月を金銀にて打て著たるが、白日に耀て光り渡りたる其陰に、透間もなく鎧うたる武者三千餘人、甲の星を耀し、鎧の袖を連て、雲霞の如く竝居たり。……………

三、海外發展時代の日章旗

鎌倉時代末期から、室町時代の終り、秀吉、家康の覇業時代に亘つては、日の丸の旗印

日の旗の文字

は次第に歴史上に賑やかになつて來るのである。且、此の頃になつては

「日の旗」「日の御旗」「日の丸」等の文字が確かに用ひられる様になつて居たし、且、朝廷が日の御旗によつて代表せられて居た事もわかる。上杉謙信や、武田信玄は「日の丸」を用ひた事、また確實であり、集古十種には甲斐國山梨郡雲峯寺に藏せらるる信玄の日章旗を「日ノ丸朱渡し四尺一寸」と記してある。

御朱印船と日章旗

これ等にも増して、當時盛に用ひられたであらうと想像されるのは、かの所謂倭寇の八幡船以來、支那近海から南洋に押し渡つた日本の船舶に翻つた日章旗である。御朱印船時代になつてからの末次平藏の船の如きも、船尾に日章旗を樹てて居るのである。海上に浮んで日本たる事を示す標準は最も簡單明瞭な日章旗を便とする事でもあつたらうし、青天碧海には、此の白地に赤の日章旗が非常に勢よく映發したであらうことも、疑ないのである。それ故、恐らくは盛に用ひられて居たに相違ない。

戰國時代は戰爭に於ける自己の識別から種々の旗旛が發達したのであつたが、(旗旛の發達は武士の勃興、源平の對立等によつて特に著しかつた事言ふまでもない)然し、海上交

日本丸

通の盛になるにつれて、船印が各種各様に發達する事は更に顯著であつた。室町末期、西方諸侯の海上發展の時代から、秀吉の時代に入つて、日の丸は益々明瞭な存在となり、秀吉は征韓水軍の一船を「日本丸」と命名し、且、日の丸の旗を旗印にしたと傳へらる。

四、江戸幕府時代國旗の變遷

(一) 將軍及諸侯の標章

幕府の官章

徳川家康は既に日章旗を用ひて居たが、幕府では、寛永十一年に御三家の評議で「日ノ丸」を官章とする事に定めたといはれる。家光將軍の軍扇にも日の丸のものが残つて居る將軍家に於て用ひられたのみでなく、諸侯の間にも、日章の印は頗る多く用ひられたらしく、今日残つて居る所の旗、指物、馬印、纏等には日の丸印のものが多數ある。尤も、色彩は白地に朱のもの、黒に朱又は赤又は白を抜いたもの、其の圓の中に更に自家の名を入れたものなど、種々様々であつて、今日のものゝ様に略四角な白地に赤圓のものは殆んど見られない。長旛になると日ノ丸を三つ五つ或は七つと數多くつけて居るのがある。然しこれらは國旗といふ觀念がまだ充分明瞭でない時代であるから、これまでの旗・指物の觀

諸侯の標章

國籍標示の
請求

念て日の丸を採用したに過ぎない。
(二) 船印として發達した日章旗

海上交通の發達は一般に種々の船印を生むものであるが、それが國際的に何箇國から船が集散する様になると更に國籍を示す爲の船印が必要になつて來るのである。徳川初期までの御朱印船が日の丸の旗印をどんな形かて附けて居たなども、矢張り此の意味に考へられる。秀吉が日本丸につけたのも、この様な考が既に生じて所た事と思はれるのである。遺憾ながら、寛永中の鎖國令以來日本は全く小さい國土の上に畧々國を鎖してしまつたから此の日章旗をして早くに世界的のものにするには出來なかつた。

寛永十二年、幕府は安宅丸を作つたが、此の船にも日章旗は立てられた。但し、長旛の中に數箇の日の丸を入れたもので、既に他の御朱印船にも用ひられたものであつた。

幕府が日章旗使用を命じた事實として知られて居るのは、延寶元年二月（將軍家綱、皇紀二三三三）の事であつた。其の文書は

御城米船印之儀布に而成共木綿に而成共白き四半に大き成朱之丸をつけ其脇に面々苗

御城米船印
「日章旗」

字書付之出船より江戸着迄立置候様可申付候。諸浦をも其通り申觸候間自然船印違候歟又は船印不立置船有之は浦々より注進申來管に候條不相違様に可被申付事とあつて、御城米廻送の船の印は公式に日章と定まつた譯であつた。之によつて幕府の船と私船とは自ら區別し得らるゝことゝなつたが、其の後、外國との關係が生ずるまでは旗章として著しい發展を見得ないのである。

然るに、かの寛政頃は露國船が屢北邊を窺ふといふ有様で、海防の事が喧しく論議される様になつたので、人々の眼は異國船、其の異國船の掲揚する旗章に向けられることゝなり、嘉永六年六月、米國の水師提督ペリーの浦賀に來るに及んで、俄然として問題は朝幕關係と對外關係とに於て紛糾の頂上に達するに至つたのであつた。

國旗制定の歴史から見ても、此の後暫くの間は頗る重要な時期を劃して來るのである。その一は、幕府が嘉永六年（二五二三）の九月十五日に、かの、寛永鎖國令によつて、全く禁止されて居た所の大船製造の解禁をした事である。茲に於て、久しく鬱結して居た邦人の精神は逐次に發散顯揚の機運に向つて、先づ巨船の製造となつて現れて來た。特に有力

外船渡來の
類繁

大船製造解
禁

な諸侯がこれに着眼した事は、日本が海上に於て遅れたる勢力を恢復する爲には最も顯著な力となつて居る。それがまた國旗制定上の重要な役目をなして居るのである。

(三) 日本國總船印

島津侯日の丸船印使用を願ひ出づ

水戸齊昭侯の日章國旗論

薩摩藩の名主島津齊彬侯は嘉永六年十一月六日附を以て、幕府に大船製造と日の丸の船印制定とを願出して居る。即、大船十三艘、蒸汽船三艘を追々製造致したい、尤も異國船に紛れない様に、白帆に朱で日の丸を描き、小旗、吹貫等をも附けたいによつて御差圖を請ふといふのであつた。幕府の評議は老中阿部正弘を中心として行はれ、一時は日本の總船印を白紺布交の吹貫、帆は白地に中黒とし、幕府の船は旭の丸幟と決して公布した。此の際に於て、日章旗を日本國の總船印にする事を幕府に建議して堂々の議を吐いたのは水戸齊昭侯であつた。即、嘉永七年(二五二四)六月の上書は

日本ノ意ヲ表候旭ノ丸幟ヲ御國ノ總旗印ニ用ヒ、中黒ノ御旗ヲ公儀ノ船ニ用ヒ候方御相當ニ有之候處、源氏ノ印ヲ日本ノ總印ニ相用ヒ、日ヲ表候日ノ丸ヲ公儀ノ御用ニ用ヒ候ハイカガト存候。拙家ナドニテモ、座船ハ日ノ丸ヲ用ヒ來リ候へ共、諸國ノ大船

出來、日ノ丸ハ御國ノ總印ト相定候ハ、惜シキモノナガラ日ノ丸ハ相止メ、引兩カ葵ノ紋ニテモ相用ヒ候積ニテ候。諸家在來ノ馬印ニ。日ノ丸又ハ右ニマガヒ候印有之候ハ、不殘改メサセ然ルベクト存候

水戸侯の再應意見書

齊昭侯の日の丸採用意見は強烈でもあり、理論も通つて居たことは、再應の意見書にもよく現れて居る。即、幕府が中黒の旗を國旗とする説を固執しやうとしたのに對して、或は

外の事と違ひ日本萬世の目印と相成候事故

と言ひ、或は

萬國の眞似をいたし候には無之候得共萬國にては十字其外兩頭の鷲等趣旨有之印多く候處御國にてはわけなき紺白布交を用候は不見識云々

と言ひ、更に

公邊にては前々旭の丸御用ひ候由別紙等に相見へ候得共、前々と申候而も御當家以來之事此度は御國開闢以來之御印を御定めも同様の御筋合ゆへ行々萬國へ御德化光被いたし

示されてゐるものはないが、此の制令に於ては、縦横の長さ、日の丸の大きさ等が、寸法を以て明示されたのである。然も、其後に於て斯かる制式の規定は發布されないものであるから、此の時の制式こそ我が國旗制式の據り所である事は特に注意すべきである。

國旗制式の制令は次ぎの如き全文である。

御布告寫

郵船商船規則抄錄(明治三年正月二十七日太政官布告第五十七號)

規則二冊民政部外務兩省開板

一、御國旗の事

右は決して取外し候事不相成附屬の舢舨に至迄必可揚置事

一、毎朝西洋時規定第八時に引揚げ夕方は日没迄を限引卸すべき事

但右御國旗引揚無之節は海賊船の取扱請候ても申譯なき事萬國普通の公法たること

一、御國旗の寸法別紙の通りに候事

但大旗は祝日に引揚平日は中旗引揚げ風雨晦暝の節は小旗迄引卸置不苦候事

祝日、正月朔日、正月十五日、三月三日、五月五日、七月七日、七月十五日、八月朔

日、九月九日、九月廿二日

右の通相定候條嚴重に可相守事

民政部

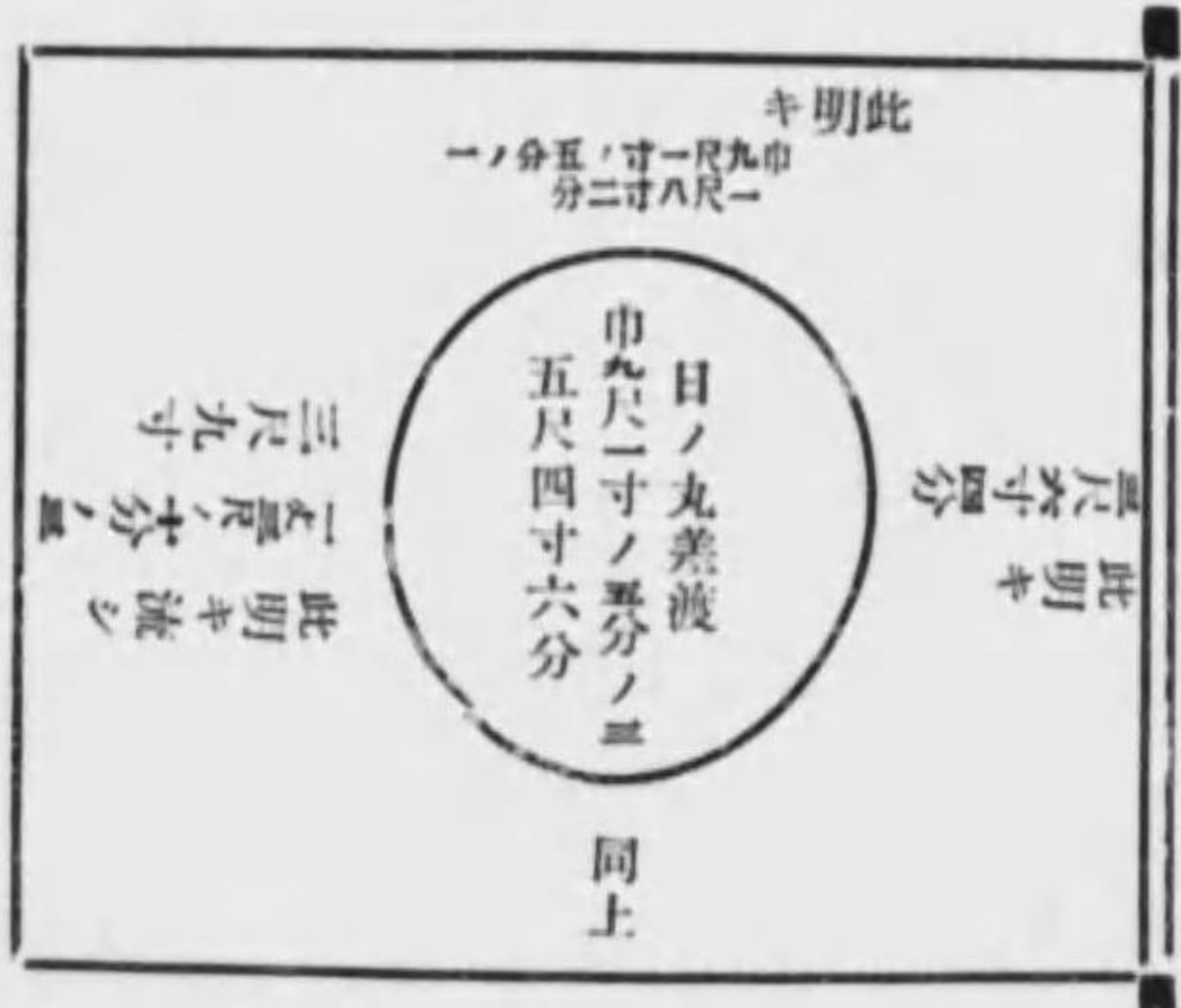
明治二巳年十二月

外務省

別紙

太政官布告第五七號(明治三年正月廿七日)

祝日可用分 大旗之圖 凡テ曲尺



中旗寸法

平常可用分

中旗寸法

大旗寸法

5.11

昭和九年四月二十九日印刷
昭和九年五月十五日發行

著作權所有

(非賣品)

監修謹撰本社

本所

静岡縣現勢誌編纂所

静岡市幸町九九

皇道乃日本社

東京市豊島區雜司ヶ谷町三ノ五〇

監修謹撰 皇道乃日本社

東京市豊島區雜司ヶ谷町三ノ五〇
濱松市追分町二六ノ一
静岡縣現勢誌編纂所濱松支所

發行所及著作發行者 邊聰雲

静岡市神田町一番地

印刷者 藤本太郎

静岡市神田町一番地

印刷所 藤本印刷所

電話五二八番

流 一丈
 豎 七尺
 日ノ丸差渡 四尺二寸
 同先ノ明キ 三尺
 同乳ノ方明キ 二尺八寸
 風雨の節可用分 小旗寸法
 流 六尺
 豎 四尺二寸
 日ノ丸差渡 二尺五寸二分
 同先ノ明キ 一尺八寸
 同乳ノ方明キ 一尺六寸八分

終

